八　罰則規定を詳密にすること。

九　沖繩縣に所得稅法を施行すること。

第三　營業稅

一　現行法に依る各營業種目毎の負擔を增加せざる範圍內に於て、課稅標準及稅率の不權衡を矯正するの方針を以て整理すること。

二　營業種目に關しては左の如き改正を行ふこと。

（イ）有價證券賣買業を物品販賣業より獨立せしむること。

（ロ）新に興行場業を課稅すべき營業種目に加ふること。

三　課稅標準及稅率に關しては左の如き改正を行ふこと。

（イ）物品販賣業の賣上金額に對する稅率に就ては、卸賣小賣の稅率に夫々甲乙の二階級を設け、米麥豆石油肥料鹽煙草の販賣業は卸賣小賣共に甲（低率）の稅率を適用し、繭生糸白絹布棉花綿白綿糸白綿布紙砂糖麥粉の販賣業は卸賣には甲、小賣には乙（高率）を適用し、其の他の物品販賣業は何れも乙を適用すること。

（ロ）銀行業の課稅標準に借入金額を加ふると同時に資本金額の稅率を低減すること。

（ハ）保險業の資本金額に保險責任準備金の半額を加算すると同時に其の稅率を稍低減すること。

（ニ）銀行業及保險業以外の業體を營む會社に在りては、社債及借入金の四分の一を資本金額に加算すると同時に其の稅率を稍低減すること。

（ホ）建物賃貸價格は借家なると否とを問はず總て評價價格に依らしむること。

（ヘ）寫眞業に在りては建物賃貸價格の稅率を增加すること。

（ト）運送業運河業棧橋業船舶碇繫場業貨物陸揚場業倉庫業鐵道業請負業に於ける從業者中職工勞役者に對しては特に低き稅率を適用すること。

（チ）倉庫業の課稅標準より資本金額を除き、同時に建物賃貸價格の稅率を高むること。

（リ）料理店業及旅人宿業の課稅標準に收入金額を加ふると同時に、建物賃貸價格の稅率を低下すること。

四　各種營業種目に對する課稅最低限を引上ぐること。

五　營業者に對し新に處罰の規定を設くること。

第四　通行稅

一　石油發動機船車の乘客に對しても課稅すること。

二　二百哩以上の通行に對し三階級を設け、且近距離通行に輕く遠距離通行に重くするの趣旨を以て、左の如く稅率を改正すること。

區別		改正稅率			五百哩又は五百海里以上	五百哩又は五百海里未滿	三百哩又は三百海里未滿	二百哩又は二百海里未滿	百哩又は百海里未滿	五十哩又は五十海里未滿
		一等	二等	三等						
一等					八〇錢	五〇錢	三〇錢	二〇錢	一〇錢	五錢
二等					四〇	三〇	一八	一二	六	三
三等					七	五	四	三	二	一
一等					五〇	五〇	五〇	四〇	二〇	五

	現行稅率	二等 三等	二五錢 四	二五錢 四	二〇錢 三	一〇錢 二	三錢 一

三　貸切の場合に於ては乘船車定員數に應じて計算したる稅額の半額、多人數又は回數乘船車の場合に於ては其の人員又は回數に應じて計算したる稅額の五分の一、定期乘船車の場合に於ては割引したる乘船車賃の割引歩合に準じ低減したる稅額の半額を徵收することに改むること。

四　學生・兵卒・勞働者の乘船車に對しては、營業者の割引する割合に應じて稅率を低減することと爲し、其の低減したる稅額に一錢未滿の端數を生じたるときは之を切捨て、又全稅額一錢未滿なるときは之を徵收せざることと爲すこと。

五　通行稅を徵收納付したる營業者に對しては手數料を交付すること。

第五　醬油稅

一　新に醬酒の製造免許制限石數の制を設け、之を一年間五十石以上と爲すこと。

二　諸味及溜とも其の稅率を現行より一石に付十錢づつ增加し、諸味一石に付一圓八十五錢、溜一石に付一圓七十五錢と爲し、特別定價鹽を以て仕込みたるものに就ては各一石に付二圓六十五錢とすること。

三　納期を現行より一箇月づつ繰上ぐること。

四　外國輸出の醬油に就ては、現行の手續煩細に流れ戻稅の期を遲延せしむる嫌あるを以て、之を定額戻稅と爲すこと。

五　取締の必要上製造免許取消の規定を設くること。

六　試驗的製造に對し稅法の一部を適用せざることを得るの規定を設くること。

七　稅法不施行地に於て製造したる醬油の移入を禁止すること。

第六　自家用醬油稅

一　免許制限石數を低下して一年一石以下と爲すと同時に、其の稅率を低減して金一圓と爲すこと。

二　納期二期を一期に改め、其の年十月に納稅せしむること。

第七　砂糖消費稅

一　飴を糖蜜と見做し課稅すること。

二　砂糖に對する課稅の標準を改正し、含蜜糖は色相に依る區別を廢して砂糖の品質及製造方法に依り區別し、分蜜糖に限り和蘭標本の色相に依り二種に區分すること。

三　砂糖糖蜜・糖水に對する稅率を何れも低減して左の如くすること。

（イ）砂糖

第一種　糖蜜を分離せざるもの	
甲　樽入黑糖・白下糖其他樽入と爲し凝固せしめたるもの	百斤に付金二圓
乙　其の他のもの	百斤に付金四圓
第二種　全部又は一部糖蜜を分離したるもの	
甲　砂糖色相和蘭標本第二十一號未滿のもの	百斤に付金六圓

乙　砂糖色相和蘭標本第二十一號以上のもの　百斤に付金八圓
第三種　粉末糖（パウダード、シユガー）・角砂糖・棒砂糖・其の他類似のもの　百斤に付金十圓
（ロ）糖蜜
第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜
甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付金二圓
乙　其の他のもの　糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付金八圓の割合を以て算出したる金額
第二種　其の他のもの
甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付金一圓
乙　其の他のもの　百斤に付金二圓
第三種　飴　百斤に付金二圓
（ハ）糖水　百斤に付金六圓

四　消費稅の徵收猶豫期間六箇月を他稅との權衡上三箇月に短縮すること。
五　外國輸出の砂糖に對する免稅又は戾稅の取扱を改正し(一)製造場・保稅地域引取の際輸出の目的明なるものに付ては初より消費稅を免除し(二)徵收猶豫を受けたるものにして其の豫期間内に外國に輸出したるときは其の際消費稅を免除し(三)消費稅を納付したるものを外國に輸出したるときは消費稅に相當する金額を下付すること爲すこと。
六　消費稅を課せられたる砂糖を以て製造したる糖水には砂糖消費稅法を適用せざることと爲すこと。
七　糖蜜の利用を奬勵する爲め糖蜜に飲食すべからざる處置を施したるものに對しては消費稅を免除すること。

第八　織物消費稅
一　メリヤス及フエルトは之を織物と見做し課稅すること。
二　織物を三種に區別し、其の稅率を左の如くすること。
絹織物　價格百分の十
綿織物　價格百分の六
其の他の織物　價格百分の八
三　外國に輸出する爲め織物稅の免除を受けたる製品を再び輸入するときは其の原料織物に對し織物稅を課すること。

第九　取引所稅
一　取引所稅を營業稅及取引稅に區別すること。
二　營業稅は取引所の營業に對し手數料收入金額の百分の十を課すること。
三　營業稅は每月分を翌月徵收すること。
四　會員組織の取引所には營業稅を課せざること。

五　取引稅は取引所に於ける賣買取引に對し其の賣買各約定高を標準として課するものとし其の稅率は賣買取引の種類・目的物の種類・取引期限の長短に應じて差等を設け、左の如く之を定むること。

（イ）定期取引

第一種　社債券・地方債證券　萬分の二箇

第二種　其の他の有價證券及商品

甲　限月に依るもの

當月限　萬分の四箇

翌月限　萬分の六箇

翌々月限　萬分の八箇

乙　限月に依らざるもの

十五日以內　萬分の二箇

三十日以內　萬分の四箇

六十日以內　萬分の六箇

六十一日以上　萬分の八箇

（ロ）延取引

第一種　社債券地方債證券　萬分の一箇

第二種　其の他の有價證券及商品　萬分の二箇

（ハ）直取引

六　取引稅は取引所仲買人又は會員を納稅義務者とし、更に取引所をして納稅を保證せしむること。

七　取引稅は毎月分を翌月徵收するものとし、取引所をして之を取纏め納付せしむること。

第十　印紙稅

一　印紙稅は總て定額稅と爲し、特殊のものを除くの外證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以內の附込に對し金五錢を課すること。

二　㈠委任狀㈡株式・社債其他の申込證㈢身元保證書㈣雇傭に關する契約書㈤記載金高十圓未滿又は記載金高なき物品切手㈥貯蓄預金通帳に對しては金二錢、其の他は金三錢とすること。（六）に對しては特別の課稅を爲すこととし、㈠及

三　課稅最低限たる現行の記載金高五圓を高めて十圓と爲すこと。

四　現行法に於て課稅外とせる『營業ニ關セサル受取書』は其の字義廣汎に過ぐるを以て、課稅外と爲すべき受取書は之を列記することと爲すこと。

五　爲替手形との權衡上銀行送金小切手に課稅すること。

六　記名證券に讓渡の證明を爲すものに對しては、別に證書を作成したるものと見做し之に課稅すること。

七　脫稅の證書又は帳簿を受領したる者に對しても印紙貼用の義務を負はしむること。

八　收稅官吏脫稅の證書・帳簿を發見したるときは作成者又は受領者の費用を以て印紙を貼用

し得ることと爲すこと。

九　收稅官吏は印紙を貼用すべき義務ある證書・帳簿を檢査し得ることと爲すこと。

第十一　賣藥稅

賣藥營業稅は藥劑一方毎に一年間製造高の定價總額百分の一と爲すこと。但し定價總額百圓未滿のもの又は定價總額なきものは一圓とすること。

第十二　登錄稅

一　商法の改正に伴ひ新に登記を要することとなりし事項に對し、課稅の規定を設くること。

二　市町村の一部に屬する財產を無償名義に因り其の市町村に移す場合、之に先ちて爲す保存登記に對しても其の移轉登記に對すると同樣、稅率を千分の一に輕減すること。

三　登記申請者登記所認定價格に異議ある場合に於て、其の申告價格に相當する稅額を納付するの外、其の稅額と登記所の認定價格に相當する稅額との差額及評價人に給すべき手當を假納したるときは、直に登記を爲すこととすること。

第十三　米及籾の輸移入稅

一　米及籾の輸入稅は毎百斤六十四錢とすること。

二　朝鮮產の米及籾には移入稅を課せざること。

第十四　鹽專賣

一　鹽收納官署より鹽販賣官署に至る廻送費は從來政府に於て四分の三を負擔したりしを、鹽價低減の目的を以て其の全部を負擔することと爲し、之が爲め作業收入を減少すること。

二　鹽賣渡價格を低減する爲め現行の專賣收入率百斤に付一圓四十八錢を引下げて、平均一圓二十六錢とすること。

三　輸入鹽藏物交付金下付の範圍を擴張し、乾蝦及乾鮑に對しても之を及ぼすこと。

四　特別定價鹽の賣下價格を百斤に付七錢低下すること。

五　鹽價統一の目的を以て賠償價格の高き產地に於ける鹽の專賣收入率を減ずること。

六　臺灣及關東州鹽の賣渡價格を引下ぐること。

七　鹽の供給を圓滿ならしむる爲め鹽販賣官署を增設すること。

第十五　徵稅制度

甲　國稅徵收法の改正

一　市制地・區制地及勅令を以て指定したる町制地に於ては、國稅の委任徵收を廢して稅務署直接徵收と爲し、以て歲出の節約を圖ること。

二　委任徵收制度を存續する町村に於ては、其の徵收稅目は現行を維持し、之に對する交付金は納稅告知書一通に付金一錢及徵收稅額の百分の一に改むること。

三　小切手其の他の證券を以て稅金を納付することを得るの途を開くこと。

四　金庫をして振替貯金口座に加入せしむるの途を開き、以て納稅人の稅金納付・市町村の國稅送納・收入官吏の現金拂込・國の債權者の現金受領等に利便を與ふること。

乙　出納上端數計算に關する法律の改正

一　國稅の課稅標準額に關しては、一錢未滿の端數あるときは之を切捨て、一筆の土地の地價

にして全額一錢未滿のものは之を切上ぐるの現行の外、更に左の規定を設くること。

（イ）全額一錢未滿の課稅標準額は之を切捨つること。

（ロ）命令を以て定めたる國稅の課稅標準額に就ては、全額一圓未滿なるとき又は其の端數あるときは之を切捨つること。

二　地租の稅額及分納額に一錢未滿の端數あるときは之を四捨五入の法に依り錢位に止め唯其の全額一錢未滿なるときに限り一錢として計算すること。

三　國庫の收入金支出金にして全額一錢未滿のものは之を一錢として計算すること。

第十六　整理增減額

以上の整理案の實施に因る歲入增減見込額は左の如し。但本整理案に於ては營業稅及賣藥稅は大正三年一月一日より、其の他の諸稅は總て大正二年四月一日より實施するの計畫なりとす。

稅目	施行初年度（大正二年度）		平年度（大正三年度以降）	
所得稅	減	五、四四八、〇五四圓	減	五、四四八、〇五四圓
營業稅	—	減	三、二四七、九六〇	減
通行稅	減	八六、七三三	八六、七三三	減
醬油稅	增	四七〇、四一三	五二七、八八五	增
砂糖消費稅	增	二、〇〇八、八六六	五七九、二〇五	減
織物消費稅	減	五六六、八二七	八六四、五二二	減
取引所稅	減	七、三二七	七、九九三	減
印紙稅	增	八二七、一四〇	八二七、一四〇	增

稅目	施行初年度（大正二年度）		平年度（大正三年度以降）	
賣藥稅	減	四、二八七圓	減	八、五七四圓
登錄稅	—	減	—	減
關稅	減	一、〇〇〇、〇〇〇	減	一、〇〇〇、〇〇〇
鹽專賣	減	二、一五〇、〇〇〇	減	二、一五〇、〇〇〇
減額計		九、二六三、二二八		一三、三九三、〇四一
增額計		三、三〇六、四一九		一、三五五、〇二五
差引計	減	五、九五六、八〇九	減	一二、〇三八、〇一六

外に國稅徵收法改正に依る歲出減額

（イ）現行稅額を基礎とする現行交付金額に對するとき　（大正二年度）　九二七、九五二圓

（ロ）改正稅額を基礎とする現行交付金額に對するとき　（大正三年度）　九八二、二七一

（ハ）明治四十五年度豫算交付金額に對するとき　（大正二年度）　六四一、〇五四

（大正三年度）　五六五、四五五

（大正二年度）　六六一、二九六

（大正三年度）　七一五、六一五

臨時制度整理局特別委員が一方に於て現行租稅に就き右の如き整理案を立つると同時に、他方に於ては新規財源として新稅の創設に就き調査を遂げしことは既に述べたる所の如し。而して特別委員が新稅として調査したるものは土地增價稅、壯丁稅、淸凉飮料稅、化粧品稅の四種にして、審議の結果何れも此の際採用せざることに決したり。卽ち右の中土地增價稅は輓近英獨其の他の諸國に於て施行せられたる稅目に屬し、理論上固然する所なしと雖も、實行上極めて煩瑣なる手續を要し、從て割合に多額の經費を要するに拘らず、我國の現狀に於ては相當の稅率を定むるも尙僅に三四百萬圓の歲入を得るに過ぎず、加之不動產の移轉に對する登錄稅の稅率既に輕からざるを以て、更に土地增價稅を課するときは土地所有者の負擔重きに失するの嫌あり、且英獨其の他の諸國に於ける斯稅施行の結果は必ずしも良好ならざるものあるを以て、今日遽に斯稅を施行するは時機を得たるものに非ずと認めたり。壯丁稅は歐洲諸國に其の例を存するのみならず、軍事負擔に服せざる者に金錢負擔を課するは頗る公平を得たるものにして、之に對し壯丁稅は兵役義務の神聖を冒瀆するものと爲す反對論の如きは一顧の價値なしと雖も、歲計上未だ特に此の新財源を要せざるを以て亦之を採用

せず。又清涼飲料稅及化粧品稅に就きては相當課稅の理由ありと雖も、微稅上比較的多くの經費を要するに反し、收入各僅に五六十萬圓に過ぎざるを以て、同じく之を整理案に加へざることとせり。然れども此等の新稅は他日國家の歲計上稅源を要する時機に於ては、適當なる稅種なりと認めしを以て、之が實行の方法に就ては精密なる研究を遂げ、參考として法案を起草したり。今參考の爲め新稅計畫の大綱を揭ぐれば左の如し。

第一　土地增價稅

一　帝國內本法施行地に在る土地に付所有權の讓渡ありたる場合に於て、讓渡價格が取得價格を超過するときは、其の超過額卽ち增價額に付讓渡人に土地增價稅を課すること。

二　取得價格は左の方法に依り之を定むること。

（イ）所有權取得の登記を爲したるものに在りては登錄稅課稅標準價格、登記を爲さざるものに在りては政府の評定したる取得當時の價格、取得時期不明のものに在りては政府の評定したる讓渡前二十年に於ける價格に依り、夫々取得原價を定む。

（ロ）取得原價より左の金額を控除したるものを取得價格とす。

1　取得當時より土地に定着せる工作物及竹木の取得當時の價格を包含するときは之を控除す。

2　土地の取得仲介手數料其の他の取得費用は之を加算す。

3　所有權取得前より其の土地に付設定登記せられたる權利を取得後變更消滅せしむる爲め支出したる費用は之を加算す。

三　讓渡價格は左の方法に依り之を定む。

（イ）移轉の登記を爲したるときは登錄稅課稅標準價格、登記を爲さざるときは政府の評定價格、土地取得後其の土地に付所有權以外の權利を設定登記したるときは、其の設定なきものとして政府の評定したる價格に依り、夫々讓渡對價を定む。

（ロ）讓渡對價より左の金額を控除したるものを讓渡價格とす。

1　土地に定着せる工作物又は竹木の現在價格

2　土地讓渡仲介手數料其の他の讓渡費用

3　所有權取得の年より讓渡の年の前年迄の期間取得價格の年一分に相當する金額

四　左の場合には土地增價稅を課せざること。

（イ）相續其の他無償名義に依り所有權の讓渡ありたるとき

（ロ）讓渡人が公共團體なるとき

（ハ）耕地整理法の規定に依り又は土地の境界整理の爲め土地を交換したるとき

（ニ）公賣處分又は競賣に依り所有權の移轉ありたるとき

五　增價額は土地一筆毎に之を計算す。但し連續したる土地にして同時に同一人に讓渡したるものは之を一筆と看做すこと。

六　增價額が取得價格の百分の五に滿たざるとき又は讓渡價格が五百圓に滿たざるときは增價稅を課せざること。但し連續したる土地を一年內數回に讓渡し其の讓渡價格の合算額五百圓に滿つるときは此の限に在らず。

七　土地增價稅は左の稅率に依り之を賦課すること。

增價格が取得價格の百分の十以下なるとき	百分の十を超ゆるとき	增價額の千分の十五
同	百分の二十　同	同　千分の二十
同	百分の三十　同	同　千分の二十五
同	百分の五十　同	同　千分の三十
同	百分の七十　同	同　千分の三十五
同	百分の百　同	同　千分の四十
同	百分の百三十　同	同　千分の四十五
同	百分の百六十　同	同　千分の五十
同	百分の二百　同	同　千分の六十
同	百分の二百五十　同	同　千分の七十
同	百分の三百　同	同　千分の八十五
同	百分の三百五十　同	同　千分の百
同	百分の四百　同	同　千分の百十五
同	百分の五百　同	同　千分の百三十
同		同　千分の百五十

八　所有期間の長短に依り負擔力に差あるを以て、所有期間一年毎に稅額百分の一を減じ二十年に至つて已むこと。

九　讓渡人は讓渡價格及取得價格計算の明細書を添へ增價額を政府に申告すること。

十　登記所は所有權移轉に關する登記事項を收稅官廳に通報すること。

十一　增價額は政府之を決定し讓渡人に通知すること。

十二　讓渡人政府の決定に異議あるときは審査を求むることを得ること。

十三　各稅務署所轄內に土地增價稅審査委員會を置き異議申立を審査せしむること。

十四　增價稅は一時に之を納付せしむるも、稅金百圓以上なるときは稅額に相當する擔保を提供せしめ三年以內の年賦延納を許すこと。

十五　共有地持分の移轉及地上權の移轉に對しても所有權の移轉に準じて課稅すること。

十六　府縣郡市町村は其の區域內に於ける土地の增價稅に對し取引の百分の十以內の附加稅を課することを得ること。

第二　壯丁稅

一　帝國臣民にして常例の常備兵役に服せざる男子に壯丁稅を課すること。

二　壯丁稅は左の稅率に依り徵兵適齡に達したる翌年より七年間之を徵收し、前三年間は其の全額を、後四年間は其の半額を賦課すること。

定額稅	三　圓
比例稅	第三種所得稅額の百分の二十

三　比例稅の標準たる所得稅額は四百圓以上の所得を有する者に付左の區別に依り之を算定すること。

（イ）戶主が壯丁稅の納稅義務者なるときは本人の納むる所得稅の全額

（ロ）家族が壯丁稅の納稅義務者なるときは本人の納むる所得稅の全額と戶主の納むる所得稅の半額とを合算したるものに依る。家族二人以上同時に納稅義務者なるときは合算すべき戶主の所得稅は納稅義務者の數に之を平分す。

四　其の初め現役に服し又は兵籍に入るも七年を經過せずして常備兵役を退き若は兵籍を離れ、又は六週間現役に服したる後滿二十八歲迄に其の敎職を罷め更に現役に服せざる者は其の事實の確定したる翌年より起算し服役又は入籍の年より七年に滿つる期間、普通稅額の半額を納めしむること。

五　現役に服せずして直に補充兵役に編入せられたる者又は徵集を延期若は猶豫せられたる者は、現役に服せざること確定するに至りたる年迄壯丁稅の賦課徵收を猶豫すること。

六　納稅義務者にして戰時若は時變に際し召集に應じたるときは服役の年より壯丁稅を徵收せず、既納稅金は之を還付せざること。

七　無期又は六年以上の懲役者は禁錮の刑に處せられたる者には壯丁稅を課せざること。

八　六週間現役に服し現に官公立小學校の敎職に在る者及服役中公務に因る傷病の爲め常備兵役を退きたる者には免稅すること。

九　癈疾不具の爲め職業に從事する能はざる者及貧民として公共の救助を受くる者には免稅すること。

十　納稅義務者は每年一月中に所得納稅額及其の納稅地を政府に申告すること。

十一　本籍地所轄稅務署長は納稅金額を決定し、每年四月中に納稅義務者に通知すること。

十二　納稅義務者異議あるときは稅務監督局長に申立て審査を求むることを得ること。

十三　納期は六月、十月及翌年二月の三期とすること。

十四　家族の納稅義務に就ては戶主其の保證の責に任ずること。

十五　徵兵事務管掌官廳は命令の定むる所に依り其の事務に關する事項を收稅官廳に報告すること。

十六　壯丁稅の附加稅は之を禁ずること。

第三　清涼飮料稅

一　炭酸瓦斯含有の清涼飮料には一石に付金五圓の清涼飮料稅を課すること。但しエツセンス其の他の酒精溶液を混和したる清涼飮料にして、酒精分一度未滿のものには本法に依り課稅すること。

二　清涼飮料を製造せんとする者は其の製造場、外國より輸入して販賣せんとする者は販賣場を豫め政府に申告せしむること。

三　清涼飮料製造者又は輸入者をして每月其の前月中に於て製造場又は販賣場より移出したる清涼飮料の石數を申告せしめ、之に對して課稅すること。

四　稅金は移出の翌月製造者又は輸入者より之を徵收すること。

五　外國輸出の清涼飮料に對しては命令の定むる所に依り課稅を免除すること。

六　清涼飮料の製造者又は輸入者は、製造場又は販賣場に於て小賣を爲すことを禁ずること。

七　其の他徵收に關する取締竝に制裁規定は大體酒類其の他の消費稅に準すること。

第四　化粧品稅

一　販賣の目的を以て製造し又は外國より輸入する化粧品には化粧品稅を課すること。

二　化粧品稅を課すべき化粧品を左の如く定むること。

（イ）白粉・紅・化粧下・化粧水・鐵漿・髮油・髮染等、皮膚・毛髮又は齒牙に塗布若は散布するもの

（ロ）石鹼・洗粉・齒磨等、皮膚毛髮又は齒牙の洗滌若は拂拭の用に供するもの

（ハ）香水・香油・麝香・匂袋等、身體又は衣服類に香氣を附するの用に供するもの

三　化粧品を製造せんとする者又は外國より輸入して販賣せんとする者は、其の製造場又は營業場を政府に申告せしむること。

四　稅率は定價の一割とし、定價一錢未滿の端數あるときは之を一錢として計算すること。

五　課稅手續は賣藥印紙稅と同樣製造又は輸入者をして化粧品に包裝を施したる上定價を附記せしめ、之に相當印紙を貼用せしむることの所に依り課稅を免除すること。

六　外國輸出の化粧品に對しては命令の定むる所に依り課稅を免除すること。

七　其の他徵稅に關する取締竝に制裁規定は大體賣藥印紙稅に準ずること。

第二款　租稅整理の端緒

臨時制度整理局は以上の如くにして大正元年十二月に至り稅制整理に關する成案を得て之を政府に提出せしが、當時恰も第三十回帝國議會召集の際に當り之と前後して內閣更迭のことあり、更に翌大正二年二月に至り再び內閣更迭せしを以て、其の間政府は右の案を基礎として審査を遂げ且諸般の準備を整へたる上、稅制整理案を第三十回帝國議會に提出するの遑は到底之を存せざるに至りしのみならず、當時に於ける財政狀態は大正二年度に於て右の如き全般的なる減稅的整理を行ふことを許さざりしを以て、政府は同年度に於て行政及財政整理實行の結果、確實なる財源を見るに至りし後に於て之に著手することゝ爲し、本議會に對しては稅制整理案の提出は之を見合せたり。然れども所得稅及營業稅の兩稅に就ては、前年の議會に於ける政府の聲明に基き、之が整理案を本議會に提出すべきことは既に議會に對する公約に係れるを以て、政府は特に此の兩者を他の整理案より切離して本議會に提出することゝ爲したり。

抑〻所得稅の整理案は既に述べたる如く第二十六回帝國議會に於ける第二次租稅整理案の一として提出せられしが、議會の審議中政府之を撤回せし爲め遂に成立するに至らず、各種租稅中單り所得稅のみ其の整理を遂げられざりしものなり。是を以て政府は其の翌第二十七回帝國議會に於て其の整理案を提出し、以て租稅整理の完成を圖らんことを期せしが、偶〻明治四十三年に於て全國に大洪水あり、之が應急施設に巨額の經費を要せしのみならず、四十四年度豫算に於ては治水費・製鐵所擴張費・海軍軍備補充費增額等の新規事業に多額の經費を必要とせしを以て、所得稅の整理に依り負擔の輕減を圖るの餘裕なきに至り、已むなく之が整理案の提出を延期したり。玆に於て衆議院に於ける一部の議員は所得稅整理の急務なるを主張して、右第二十七議會に前年の政府提出案と殆ど同一なる整理案を提出せしが、多數の同意を得る能はずして遂に否決せられたり。然るに明治四十四年十

二月政府は前述の如く臨時制度整理局を設置して、新に行政、財政竝に稅制の整理に關する調査に著手するに至りしを以て、之を機として玆に所得稅の改正を中心とする租稅整理論熾に起り、同年末召集の第二十八回帝國議會に於ては再び前年と同一の所得稅改正案衆議院議員に依りて提出せられたり。右案は前回と同じく之に要する財源無きの理由を以て否決せられしと雖も、政府は所得稅に就ては萬障を排して必ず來議會に於て之が改正を決行するのみならず、併せて營業稅に對しても減稅的整理を實行し、且鹽賣渡價格の引下をも斷行すべきことを議會に於て聲明したり。營業稅に就ては曩に第二次租稅整理に際して一應其の整理を行はれしが、當時の整理は非常特別稅法に依る增徵を本稅に整理すると共に負擔の輕減を圖らんことを其の主眼と爲し、從つて其の改正は營業稅を課すべき各業體を通じ略ぼ均一の割合を以て稅率を低減せしに過ぎざりしを以て、各業體に於ける課稅標準及稅率の不均衡は、之に依り毫も矯正せられざるのみならず、却て益〻大ならんとするに至り、此の方面に於ける缺陷の補正は政府に於て夙に其の必要を認むる所なりしなり。斯くて上述の聲明に基き大正二年三月第三十回帝國議會に於て、政府は所得稅及營業稅の改正案を先づ衆議院に提出したり。此等の兩案は何れも大體に於て前揭臨時制度整理局の成案に準據せしものなりと雖も、之に對して修正を加へし點亦少からず。今議會提出案の要綱竝に整理局案との比較を揭ぐれば左の如し。

第一　所得稅

一　第一種甲を合名會社及合資會社の所得とし、之に就ては小所得に對する稅率を低め大所得に對する稅率を高むると同時に、超過累進率を採用することと爲し、現行稅率最低千分の四十、最高千分の二百二十と爲せしこと（整理局案最低千分の三十、最高千分の二百二十）。

二　第一種乙を株式會社、株式合資會社、其の他の法人の所得とし、其の稅率現行千分の六十二半を改めて千分の六十五と爲せしこと（整理局案千分の六十）。

三　株式會社又は株式合資會社にして、株主又は社員の數二十人以下を以て組織するもの、又は拂込株式金額及現實出資金額の二分の一以上が同一人又は親族間の拂込又は出資に係るものなるときは、甲種法人類似のものと看做して甲の稅率を適用すること（整理局案と同樣）。

四　第二種所得に就ては現行の通と爲し、銀行定期預金の利子及株式會社又は株式合資會社の一年千圓以上の配當に對し課稅せんとする整理局案は之を採用せざりしこと。

五　第三種所得に就ては、超過累進稅率を採用し、稅率は現行最低千分の二十、最高千分の二百三半を改め、最低千分の二十五、最高千分の二百二十と爲せしこと（整理局案最低千分の十八、最高千分の二百五十）。

六　第三種所得を有する者自己所有の家屋に居住するときは、其の賃貸價格を所得に加算するの整理局案は之を採用せざりしこと。

七　勤勞所得に對しては其の一割を控除したるものに課稅することと爲せしこと（整理局案二割控除）。

八　免稅點の現行三百圓を三百五十圓と爲せしこと（整理局案四百圓）。

九　千圓以下の第三種所得に對しては、其の所得より五十圓乃至百五十圓を控除したる殘額に

對して課稅するの規定を設けしこと（整理局案には規定なし）。

十　營利を目的とせざる法人の所得に課稅せざる旨の現行規定を改め、公共團體・神社・寺院・祠宇・佛堂及民法第三十四條に依り設立したる公益法人には課稅せざることと爲し、從て相互保險會社及會員組織の取引所には課稅することと爲せしこと（整理局案と同樣）。

十一　勅令を以て指定する重要物産の製造業を營む者には、開業の翌年より三年間課稅を免除するの規定を設けしこと（整理局案と同樣）。

十二　所得調査委員選擧の手續を改善せしこと（整理局案と同樣）。

十三　罰則規定を詳密にせしこと（整理局案と同樣）。

十四　沖繩縣に所得稅法を施行することと爲せしこと（整理局案と同樣）。

第二　營業稅

一　有價證券賣買業を物品販賣等より獨立せる營業種目と爲せしこと（整理局案と同樣）。

二　興行場等を獨立の營業種目と爲す整理局案は之を採用せざりしこと。

三　課稅標準及稅率に關しては左の如き改正を加ふること（整理局案と同樣）。但し各種の業體に亙り、整理局案に比し更に稅率の輕減を圖りしこと。

（イ）物品販賣業の賣上金額に對する稅率に就ては、卸賣・小賣の割合を一對二半と爲し、且卸賣・小賣共に其の稅率に夫々甲乙の二階級を設け、米・麥・豆・石油・肥料・鹽・煙草の販賣業は卸賣・小賣共に甲（低率）の稅率を適用し、繭・生絲・白絹布・棉花・綿・白綿絲・白綿布・紙・砂糖・麥粉の販賣業は卸賣には甲、小賣には乙（高率）の稅率を適用し、其の他の物品販賣業は何れも乙を適用すること

（ロ）銀行業の課稅標準は借入金額を加ふると同時に、資本金額の稅率を低減せしこと。

（ハ）保險業の資本金額に保險責任準備金の半額を加算すると同時に、其の稅率を稍低減せしこと。

（ニ）銀行業及保險業以外の業體を營む會社に在りては、社債及借入金の四分の一を資本金額に加算すると同時に、其の稅率を稍低減せしこと。

（ホ）建物賃貸價格は借家なると否とを問はず、總て評價價格に依らしめしこと。

（ヘ）運送業・運河業・棧橋業・船舶碇繫場業・貨物陸揚場業・倉庫業・鐵道業・請負業に於ける從業者中、職工勞役者に對しては特に低き稅率を適用せしこと。

（ト）倉庫業の課稅標準より資本金額を除き、同時に建物賃貸價格の稅率を高めしこと。

（チ）料理店業及旅人宿業の課稅標準に收入金額を加ふると同時に、建物賃貸價格の稅率を低下せしこと。

四　寫眞業に於ける課稅標準たる建物賃貸價格の稅率を增加せんとする整理局案は、之を採用せざりしこと。

五　各種營業種目に對する課稅最低限を引上げんとする整理局案は之を採用せず、總て從前の通に止めしこと。

六　營業者に對し新に處罰の規定を設けしこと（整理局案と同樣）。

以上の兩案は何れも大正三年一月一日より之を實施せんとするものにして、政府は此の改正の結

果毎年度所得稅に於て五百六十五萬九千餘圓、營業稅に於て三百十三萬餘圓の減稅を見るべきものと計算したり。

然るに此等兩法案が衆議院の審議に付せらるるや、衆議院は之に對して重要なる修正を加へたり。先づ所得稅に就て述ぶれば、第一種法人所得の稅率に對して現行稅率以上に增加せざる程度迄減少を加へて、甲を千分の四十乃至百三十、乙を千分の六十二半と爲し、又第三種所得に對する課稅最低限を高めて四百圓と爲し、申告義務の懈怠を處罰するの條項を削除せし等は其の修正の主要なるものなるが、此の外尙重要なる修正は其の施行期日に關するものなりとす。卽ち政府原案は改正法律の實施期日を大正三年一月一日と爲せしが、衆議院は所得稅の改正は年來の宿題にして、其の實施は能ふ限り速かなることを要すと爲し、且政府が大正二年度より行政整理に著手すべきことを言明せる以上は、同年度に於て減稅の財源を得ること難からざるべしと爲して、之を大正二年五月一日より實施し、第三種所得に對しては大正二年分より適用することに改めたり。以上の如き修正の結果減稅見込額は七百十四萬五千餘圓となり、政府原案に比して減額の增加すること百四十八萬五千餘圓に達せしのみならず、大正二年度に於ても右の減稅財源の拮出を必要とすることとなれり。右修正案は貴族院之を可決せしを以て、衆議院の修正に係る所得稅法中改正法律は大正二年四月八日法律第十三號を以て公布せられたり。尙政府は右所得稅の改正に關連して別に非常特別稅法廢止法律案を提出せしが、之に關しては議會は所得稅改正案の施行期日に關する修正に應じて其の施行期日を右と同一に改めたる上之を可決し、同法律は大正二年四月法律第十四號を以て公布せられたり。斯くて所得稅に對してのみ單り其の名を存せし非常特別稅は、茲に全く廢止せらるることとなれり。

次に營業稅の改正に對する衆議院修正の主要なる點は、物品販賣業中甲又は乙の稅率を適用すべき種目に變更を加へ、課稅標準中より『借入金額』及『收入金額』なる項目を除き、營業者に對して新に設けられたる罰則規定を削除し、且各種營業に對する稅率を更に減少せし等にして、此の修正の結果營業稅の減額は約四百三十四萬圓となり、政府原案に比して更に百二十餘萬圓の減額增加を見るに至れり。然るに此の衆議院の修正案は貴族院に於ては會期切迫の爲め審議未了に終り、營業稅の改正は本議會に於ては遂に實現するに至らざりき。尙米及粟移入稅の廢止竝に鹽價の低減は年來の宿題にして、前揭臨時制度整理局の稅制整理案に於ても此等兩者に關する條項を存せしが、此の中前者に就ては本議會に於て衆議院より之に關する法律案提出せられ、政府及貴族院の同意を以て成立し又後者に就ては行政的手段に依り之が實現を見るに至れり。斯くて朝鮮米移入稅の撤廢に依り約百二十五萬圓、鹽價引下に依り二百五萬二千餘圓の減收を生ずる計算となれり。但し鹽價引下は大正二年十月十五日より之を實施せしを以て、同年度に於ける減收見込額は約九十二萬五千餘圓に止まるものとす。

第三十回帝國議會に於ては前述政府提出の所得稅及營業稅改正案の外、衆議院議員に依りて通行稅・鹽專賣・石油消費稅・營業稅の廢止案竝に織物消費稅の半減案提出せられしが、之れ卽ち非常特別稅の徵收以來引續き行はれたる三稅廢止運動の再興と稱すべきものに外ならず。通行稅・織物消費稅及鹽專賣が戰時三大惡稅と稱せられ、其の創設當時より世論の反對を受け、戰後租稅整理の前後を通じて之が廢止運動盛に行はれしことは旣に述べたる所の如し。而して世上に於ける此の三稅廢止の運動は直に帝國議會に反映して重要なる政治問題と化し、第二十四回帝國議會以來此等三稅の廢

止を目的とする法律案は、毎年必ず一部の衆議院議員に依りて議會に提出せられたり。然れども此等三稅廢止の爲には固より巨額の財源を必要とするが故に、常に政府及議會多數の同意を得ることを得ず、此等の法律案は第二十四及五兩回の議會に於に於ては地租輕減案成立の結果他に財源を見出すの見込無きこと明かとなりて提案者之を撤回し更に翌第二十七回議會に於ては亦復多數を以て否決し去られたり。斯の如くにして議會に於ける三稅廢止論も連年に亙る蹉跌に其の氣勢を殺がれ、翌第二十八回議會に於ては遂に法律案の提出を見ざるに至れり。然るに當時に至りて前述の如く所得稅を中心とする租稅整理論漸く喧しく、政府亦行政財政及稅制整理の調査に著手せしを以て、此の機會に於て從來の三稅廢止論再び擡頭するに至れり。然れども當時に至りては社會經濟事情の變遷に伴ひ廢稅論の內容も從つて變化し、其の對象と爲す所は必ずしも從前の如く通行稅織物消費稅鹽專賣の三者に限らるることなく、更に營業稅及石油消費稅をも之に包含せしめ、此等の總てを惡稅と爲して之が廢止若くは輕減を主張するに至り、斯くて第三十回帝國議會に於ては前述の如き多數の廢減稅案提出せられたり。此等の諸案の中營業稅廢止案は上述の如く政府提出に係る營業稅改正案の衆議院に於て可決せられしに伴ひて否決となり、其の他は何れも衆議院に於て審議未了に終りて成立せざりしと雖も、此等の所謂惡稅廢止運動は爾後益〻熾烈となり、翌第三十一回帝國議會に於ては營業稅の廢止を中心として租稅整理論の沸騰を見るに至れり。

第三款　租稅整理の實行

多年の懸案に屬せし所得稅の整理は以上の如くにして大正二年度に至て漸く之が實現を見るに至りしが、之れ固より整理の端緒と稱すべきものに過ぎずして、此以外に尙整理を要すべきもの少からず、殊に所得稅整理案と共に第三十回帝國議會に提出せられたる營業稅の整理案は、同議會に於て遂に之が成立を見るに至らざりしを以て、政府は財源を得るに從ひて更に引續き最も緊要と認むる租稅より漸次之が整理を行ひ、以て民力の休養を圖らんことを期し、翌第三十一回帝國議會（大正二年十二月召集）に於て先づ營業稅相續稅取引所稅の諸整理案を提出したり。此の中營業稅の整理案は前議會に政府の提出して之に衆議院の修正を加へしものと全然同一案にして、大正四年一月一日より之を施行するものとし、又相續稅の整理案は家督相續及遺產相續共に之に對する稅率に多少輕減を加ふると同時に、家督相續の場合に於ける免稅點を二千圓に引上げ、且課稅價格五千圓以下の場合には一定金額を控除して之に課稅することとせしものにして、大正四年一月一日より之を實施するものとしたり。次に取引所稅の整理案は課稅方法を根本的に改め、從來は單に賣買約定金を課稅標準として其の萬分の五乃至十二を徵收せしを廢し、新に取引所稅を取引所營業稅と取引稅との二種に分ち、前者に就ては取引所の營業に對し手數料收入金額を標準として其の百分の十五を課し、後者に就ては取引所に於ける定期取引の賣買約定高を標準として其の萬分の二乃至五を取引所仲買人又は會員より徵收せんとするものにして、大正三年九月一日より之を施行することとしたり。而して本案は嘗て臨時制度整理局に於て立案したる取引所稅整理案を大體に於て踏襲せしものにして、唯其の異なる點は整理局案に在りては營業稅の稅率を百分の十と爲せしを、本案に於ては百分の十五に高めしこと、及整理局案に於ては延取引に對しても取引稅を課せんとせしを改め、本案に於ては課

稅を定期取引に限り、且其の稅率を低減して萬分の二乃至八を萬分の二乃至五と改めしことの二點なりとす。以上の諸整理案實施の結果は營業稅に於て約四百六十八萬六千圓、相續稅に於て約百八十九萬九千圓の收入を減少するの豫定にして、取引所稅は減稅に依り收入を減少すると同時に課稅方法の改正に依り收入を增加するを以て、差引八千四百九十圓の收入減を生ずるに過ぎざる豫定なりとす。尙以上の整理案に於ては其の中歲入に著しき影響なき取引所稅の改正案を除き、他の兩稅の改正案は共に大正四年度より之を實施することと爲せしが、斯の如く政府が此等の整理案を大正三年度より直に實行することと爲さざりし理由は、固より稅法の實施には種々の準備的行爲を要し之が卽行を許さざるの事情に依るものなりと雖も、更に其の根本的の理由は政府の財政計畫上大正三年度に於ては到底減稅の餘裕を存せざりしに依るものなり。蓋し政府は旣に前年度に於て大に行政の整理を行ひ之に依りて新に約四千三百萬圓の財源を得しのみならず、大正三年度に於ては歲入の自然增加額亦約千四百六十萬圓に達するの豫定なりしと雖も、此等の財源は大正三年度豫算に於ては悉く減稅以外の他の緊要なる費途に供せられ、餘す所毫も之れ無きに至りしを以てなり。今同年度に於ける此等財源の使用計畫の大要を見るに、先づ行政整理に因る財源に就ては其の中事業繰延の如き一時的の財源を控除するときは、繼續的の使途に供し得べきものは二千八百萬圓に過ぎず。而も此等繼續的財源中行政整理の結果として當然に支出を要すべき臺灣關稅諸收入の繰入及臺灣糖業諸經費分擔金の增加等を差引き、更に前年度に於ける所得稅の改正·朝鮮米移入稅の撤廢·鹽價の引下等租稅整理の實行に因る減額千二十餘萬圓竝に預金利益金繰入廢止に因る減額百萬圓を控除するときは、其の殘額は僅に政府が最も緊要の施設として大正三年度に於て實現を期せんとする海軍軍備補充費及電話擴張費を維持し得るに過ぎず。又自然增收に就ては其の中特別の財源として用途の確定せるものを除くときは、一般の費途に供し得べき繼續的財源は千四百萬圓に過ぎずして而も他面到底避くべからざる各種補充費の增加は五百萬圓に達し、其の他旣定計畫上當然增加を要する海軍軍事費の增加二百餘萬圓、通信事業の增進及擴張に伴ふ經費の增加百餘萬圓、其の他產業の指導奬勵等緊急措き難き支出に充當するときは、餘す所僅に五百萬圓に過ぎざるに至るの計算なるが、此の五百萬圓は多年不足を感じたる國庫豫備金の增加に充當し、以て出來得る限り剩餘金支出の機會竝に金額を減少せんことを期したり。斯くて大正三年度に於ては到底減稅に充つべき殘餘財源を見出すこと能はざるに至りしが、翌大正四年度に於ては繼續費年割額の減少に依り歲計上約千五六百萬圓の餘裕を生ずる見込あり、而も同五年度以降に於ては更に繼續費の減少するものあり、他に特別の變化なき限り右の餘裕は將來に之を繼續し得ること確實なるを以て、政府は其の一部を以て先づ前記諸稅の輕減に充て、之を大正四年度より實行することと爲せしなり。

然るに他方に於ては前年以來再燃せし所謂惡稅廢止論は、本期議會の前後に至りて其の頂點に達し、各種の團體に依る實際運動亦熾烈を極めたり。抑〻既に述べたる如く、非常特別增稅以後一般に唱へられたる惡稅とは主として通行稅·織物消費稅·鹽專賣の三者を指すものにして、當時の廢稅運動の目標とする所も亦此の三者に在りしものなるが、爾後社會經濟狀勢の變遷に伴ひ廢稅論の對照とする所も此の三者に在りしものなるが、爾後社會經濟狀勢の變遷に伴ひ廢稅論の對照とするに新に營業稅及石油消費稅の廢止案を包含したり。營業稅及石油消費稅に對しては從來之が全廢を唱へしものなかりしが、當時に至り政府が行政及財政整理の斷行を聲明するに及びて、之に依り生

すべき財源を目標として世上忽ち各種租稅の廢減論擡頭し、營業稅に關しては其の課稅標準の煩雜・稅率の過重・負擔の不公平・徵稅方法の苛酷等を理由として之が全廢を主張し、又石油消費稅に就ては電燈瓦斯事業の發達普及に伴ひ燈火用石油に課稅することの不公平を唱へて之を排斥し、玆に上述の如く第三十回帝國議會に於ては、此等兩稅をも惡稅中に包含せしめて其の廢止案を提出するに至りしなり。然るに此等の廢稅諸案は何れも議會に於て否決せられしのみならず、政府提出に係る營業稅輕減案も亦、衆議院通過の後貴族院に於て未決に終りしを以て、所謂惡稅廢止の運動は却て之に依りて刺戟せられ、翌第三十一回帝國議會の開會せらるるに及びて其の勢更に熾烈となれり。卽ち政黨有志聯合の政治團體たる憲政擁護會は、營業稅・通行稅・織物消費稅の三稅廢止を唱へ、民衆大會を開きて之が決議を爲し、全國商業會議所聯合會・東京實業組合聯合會其の他の實業團體は特に大日本商工協會なるものを組織し、政黨各派と相聯携して營業稅全廢の運動を行ひ、東京市會亦營業稅廢止に關する意見書を政府に提出し、其の他全國織物業者及同販賣業者等は相結んで織物消費稅全廢運動を起す等、其の氣勢殆ど嘗るべからざるものありたり。而も此等の所謂諸惡稅中營業稅に就ては之が廢止に依りて直接利益を享くる商工業者の數全國に亙りて極めて多く、此等商工業者は强固なる結束を作りて極めて活潑なる運動を行ひしのみならず、其の廢止運動が前述の如く政黨各派と聯携を生ずるに及びて一種の政治的色彩を帶び、其の運動は其の他の諸稅廢止運動を壓して最も激烈を極め、廢稅卽營業稅廢止たるが如き觀を呈するに至れり。而して以上の如き熾なる廢減稅運動に呼應して、衆議院に於ける各派政黨は各〻爭つて廢減稅に關する各種の法律案を議會に提出したり。卽ち立憲國民黨所屬議員關直彥外四名は營業稅・通行稅・織物消費稅・石油消費稅・鹽專賣の各廢止案及地租輕減案を提出し、立憲同志會所屬議員武富時敏外一名は營業稅・通行稅の廢止案及織物消費稅三割減案を提出し、更に中正會所屬議員尾崎行雄外二名は營業稅廢止案を、同岡部次郎は織物消費稅半減案を提出したり。更に又議會に於ける最多數黨たる立憲政友會は此等の急激なる廢減稅案を以て實行不可能として排斥せりと雖も、其の獨自の立場に於て國民負擔の輕減を圖らんことを期し、卽ち同會所屬議員長谷場純孝外六名より織物消費稅法・通行稅法及國稅徵收法の各改正案を提出したり。同一議會に於て議員しこと、前後を通じて實に此の時を以て最と爲す。今此等各派提出の諸案中廢稅案に就ては特に說明の必要なきを以て之を省略し、其の他の諸案に就き其の內容の概要を表示すれば左の如し。

一、織物消費稅法中改正法律案（武富時敏外一名提出）

織物消費稅率を輕減して價格百分の七に改む（三割減）。

一、織物消費稅法中改正法律案（岡部次郎提出）

織物消費稅率を輕減して價格百分の五に改む（五割減）。

一、織物消費稅法中改正法律案（長谷場純孝外六名提出）

織物業者の組合に稅金徵收事務の補助を爲さしめ、之に對して稅額百分の一以內の交付金を下付することと爲し、大正四年四月一日より之を實施す。之が爲め歲出增加額約十三萬二千圓の豫定とす。

一、通行稅法中改正法律案（長谷場純孝外六名提出）

學生・兵卒・勞働者にして割引乘船車したる場合には、其の割引率に應じて通行稅を低減するの制度を設く。之が爲め收入減額約四十一萬六千圓の豫定とす。

通行稅を徵收納付したる交通營業者に稅額百分の一の交付金を下付することと爲す。之が爲め歲出增加額約四萬一千圓の豫定とす。

一、地租條例中改正法律案（國直彥外四名提出）

田畑の地租率百分の四箇七を七厘低減して百分の四箇と改め、大正三年九月一日より實施す。之が爲め收入減少額約八百八十萬圓の豫定とす。

一、國稅徵收法中改正法律案（長谷場純孝外六名提出）

市町村に交付する國稅徵收手數料は地租は稅額千分の七、其の他の租稅は稅額百分の四なる規定を改め、總て一樣に稅額百分の三に相當する金額及納稅告知書一通に付金二錢の割合を以て計算したる金額を交付することと爲し、之を大正三年四月一日より實施す。之が爲め歲出增加額約二百三十六萬七千圓の豫定とす。

以上の如き政府及議員提出の諸法案が衆議院の審議に付せらるるや、之に對する贊否の議論沸騰し、議場に一大紛擾を惹起するに至りしが、結局政府提出の諸案に就ては、相續稅及取引所稅の改正案は異議なく之を可決し、營業稅の改正案は原案に對し次の如き修正を加へたる上之を可決したり。

（一）證券賣買業を課稅業體中より削除せしこと。

（二）物品販賣業に就き卸賣の乙の稅率を引下げ、且つ甲の稅率を適用すべき物品の種目を變更又は追加せしこと。

（三）倉庫業の課稅標準たる資本金額を削除せしこと。

（四）課稅標準たる從業者の計算方法を改め、且十五歲未滿の者を課稅外と爲せしこと。

（五）一般に課稅最低限を倍額に引上げしこと。

（六）營業稅調査委員會の制度を設けしこと。

（七）以上の修正の結果收入減額は原案に比し更に約三百四十一萬五千圓を增加して、約八百十萬一千圓（外に營業稅調査委員會に要する經費として約十萬圓支出增加）の豫定となりしこと。

次に議員提出の諸案に就ては、其の中立憲政友會所屬議員の提出に係る通行稅法及國稅徵收法の改正案は原案の儘、同じく同會所屬議員提出の織物消費稅法改正案は一二字句を修正の上可決せられ、又立憲國民黨所屬議員の提出に係る地租七厘減の案は、之を二厘の輕減に改むると共に、之を大正四年分地租より適用することに修正の上可決せられしが、其の他の諸案は營業稅廢止案が、政府提出の營業稅改正案可決の結果、議決を要せずして自然消滅となりし外は、總て衆議院に於て否決せられたり。而して地租七厘減案が右の如く二厘減に修正せられたる結果、之に因り生ずべき收入減額は約六百三十餘萬圓を減じて二百四十三萬四千餘圓となれり。

衆議院に於て可決せられし上記七法律案が貴族院の審議に付せらるるや、同院は此の中營業稅改正案に對しては、更に數箇の點に於て修正を加へたる上之を可決し、又相續稅・取引所稅・地租及國稅徵收法の改正案に就ては何等異議なく之を可決せしと雖も、織物消費稅改正案に就ては其の必要を認めずと爲し、又通行稅改正案に就ては、本改正案に依りて實際上減稅の目的を達すること困難なるべしと爲して、共に之を否決したり。斯の如くにして兩院を通過したる五法律案は裁可を經て、夫々左の如く公布せられたり。

一、國稅徵收法中改正法律	大正三年三月二十八日	法律第十二號
一、地租條例中改正法律	同　年三月三十一日	法律第十八號
一、營業稅法中改正法律	同　上	法律第二十號
一、相續稅法中改正法律	同　上	法律第二十二號
一、取引所稅法	同　上	法律第二十三號

斯くて以上の稅法改正の結果、減稅額及支出增加額は合計約千四百九十二萬圓に達するの計算となれり。

政府は右の租稅整理に引續き更に調査の上第三次の整理を行はんとするの意圖を有せしが、同年四月會、內閣更迭のことあり、新に成立せし大隈內閣は大に民力休養の必要を高唱して、廢減稅の實行を其の重要政綱の一に揭げ、之に基き主として營業稅及地租の輕減を斷行せんとするの目的を以て大正三年度に於て再び行政及財政の整理を斷行することゝ爲したり。然るに時恰も大正三年七月歐洲大戰勃發し、翌八月二十三日に至り我國亦之に參加して獨逸に對し宣戰を布告するに至りしを以て、此等行政及財政整理に依りて得たる財源も前年度剩餘金と共に、擧げて之を戰費に充當することゝなり、隨て政府の聲明に依る重要政綱の一たる租稅輕減の計畫も、遂に之を打切らざる可からざるに至れり。然るに他方に於て前年來廢減稅を目的として運動せし各種團體は、前述の如くにして第三十一回帝國議會に於ては遂に其の目的を貫徹することを得ざりしを以て、議會終了後引續き運動を繼續し、殊に全國商業會議所を中心として組織せられたる大日本商工協會は、再び營業稅の全廢を決議して實行委員を擧げて運動に著手し、政黨中にも之に呼應するものありて、廢減稅論再び擡頭するに至りしが、前述の如く時局の急轉に遭ふに及びて、同協會は擧國一致の實を擧げんが爲に其の運動を中止し、其の他の諸稅に對する運動亦之に倣ひ、茲に大正初頭以來熾烈を極めたる廢減稅運動も、遂に屛息を告ぐるに至れり。爾後帝國議會に於ては引續き地租營業稅織物消費稅等の廢減稅案の議員に依りて提出せらるゝものありしも、一般の關心は既に此の問題を離れ、議案亦未決又は否決となりて成立するに至らざりき。

第五節　歐洲戰時の稅制改革

歐洲大戰の勃發に因り當初我經濟界は大打擊を蒙り、政府の緊縮政策と相俟ちて一般產業の沈衰貿易の不振、物價の下落、米價低落に因る農村の不況を招來し、其の影響は租稅收入に及びて其の激減を來せしが、時局の進展に伴ひ交戰諸國の貿易の興國の軍需品需要は頓に內地製造業の發展を促し、爲に我對外貿易は大正四年以降巨額の輸出超過を示し、事業界一切の好況、之に伴ふ投機熱の勃興、物價騰貴の趨勢等の諸情勢と相俟ちて、大正五年度以降我經濟界は漸次好況に向ひ、延ては租稅收入も亦漸次開戰當初の減收を恢復し、遂には戰前の收入を凌駕せんとするの形勢を示したり。然れども時局開始以來我國の臨時事件の爲め支出したる經費は年々巨額に達せしのみならず、時局の推移に伴ひ內外の施設を要するもの愈〻多きを加へ、之に要する經費も亦物價の騰貴と共に愈〻膨脹せんとするの傾向を呈したり。殊に大正五年十月大隈內閣辭職の後を承けて寺內內閣成立するや、同內閣は內外の情勢に鑑み且世界大戰の經驗に徵し、國防の充實を圖りて國家自衞の保障を完うすることは、一日も之を忽にすべからざる急務なるを認め、大正六年度追加豫算に於ても之に關する經費を計上する所ありしが、翌七年度の豫算を編成するに當りては一層此の點に重きを置き、國防の充實を以て豫算編成の根本方針と定めて、之が實現の爲に必要なる諸般の施設の爲め、能ふ限りの經費を計上することに努めたり。卽ち先づ海軍に就ては、今後六箇年間に亙りて三億五千萬圓の軍艦製造費を追加し、既定の經費と合して合計五億八千四百餘圓を支出し、以て所謂八六艦隊の完成を期することゝ爲し、其の他海軍軍備充實の爲め海軍工廠の擴張・

航空隊の增設無線電信所の設置等、各種の施設を講ずることとせり。更に又陸軍に就ては、歐洲戰爭の經驗及兵器の進步等に鑑み、特科隊の編成、武器の改良等に依り、現在師團の內容を充實して其の實力を鞏固にすることを以て主眼と爲し、同時に時局に鑑みて國防に必要なる各種の施設を講ずることと爲し、之を同年度以後十八箇年の繼續事業として完成することとしたり。斯くて以上の諸計畫の爲め大正七年度の歲出豫算は、經常部及臨時部を合せ、海軍省所管に於て一億五千十九萬餘圓、陸軍省所管に於て一億一千五百八十六萬餘圓に達し、前年度施行豫算額に比し、夫々三千百二十八萬餘圓及千二百三十一萬餘圓を增加したり。斯くて從來に於ける一般普通の歲入を以てしては、之が支辨に不足を生ずるに至り、之が補塡の爲め前年度剩餘金中より二千六百六十餘萬圓を繰入するも、尙千四百七十四萬餘圓を不足することとなり、之に對しては何等かの新財源を求めざるべからざるの必要を生じたり。然るに國防充實の如き數箇年度に亙る繼續費に充つる財源は、必ずや恒久的のものたるを要し、一時姑息の方策に出づべからざるは、固より言を俟たざる所なるを以て、玆に政府は右の新財源を得るが爲め、租稅收入、專賣益金及通信收入の三者に於て增收の計畫を樹つると共に、尙大正八年度以降に於ては國債償還額五千萬圓を三千萬圓に減額して、之をも國防充實に關する財源の一部に充つるの計畫を樹てたり。

以上の增收計畫中專賣益金の增收のみは、之が實行に付立法を必要とせざるを以て、政府は先づ之を實行することと爲し、卽ち大正六年十二月に至り製造煙草の各品種を通じて、其の定價に對し平均一割七分三厘の引上を行ひたり。而して之に依り得らるべき增收見込額は、大正七年度に於て四百十七萬四千餘圓、八年度に於て四百七十萬六千餘圓、九年度に於て六百萬七千餘圓、十年度に於て七百二十萬六千餘圓、十一年度以降八百三十五萬八千餘圓と爲すの計算なりとす。

增收計畫中其の他の計畫に就ては、何れも議會の協贊を必要とするを以て、政府は夫々之に關する法律案を作成して、之を大正六年十二月召集の第四十回帝國議會に提出したり。此の中先づ通信收入の增收計畫に就て見るに、右は電報料金に對し一音信に付五錢の引上を爲し、小包料金に對し普通小包二錢、書留小包三錢の引上を爲し、又信書料金に對し一錢、葉書料金に對し五厘の引上を爲すものにして、政府は之に依り大正七年度に於て七百十六萬餘圓、平年度に於て千百四十餘萬圓の增收を得るの計算を立てたり。次に租稅收入に就きては、既述の如き目的に從ひ之が增收を圖ると同時に、又之を機として差當り必要と認むる程度の稅制整理を行ふことと爲し、卽ち此の趣旨に依り一方に於て增稅を行ふと同時に、他方に於て廢減稅竝に新稅の創設を行ふこととしたり。而して右の如き增稅竝に稅制整理の計畫を樹つるに當りては、政府は國民負擔の輕重を察して其の分配を整理すると共に、成る可く下層階級の負擔を輕減することを其の方針と爲し、以て國民經濟の健全なる發達に資せんことを圖れり。卽ち增收の目的を以て、比較的彈力あり且負擔の餘力ありと認むる租稅に就て之が增徵を企つると同時に、又稅制整理の目的を以て、現行租稅との權衡上必要と認むるものに就き其の補充的に新稅を興し、或は又負擔の過重なりと認むるものに就き、之が輕減又は廢止を行ふこととせり。斯くて以上の趣旨に從ひ、政府は所得稅及酒稅を增徵し、砂糖消費稅及繊物消費稅を改正して飴及メリヤス・フエルトに課稅し、又新に淸凉飮料稅を起し、自家用醬油稅の制限石數を改正し、同時に通行稅及石油消費稅を全廢することとせり。今左に大正七年一月二十日大藏大臣勝田主計が、衆議院に於て試みたる財政演說を抄錄し、以て稅制整理計畫の內容に關する說明に代ふることとすべ

し。

『租稅に就ては之が增收計畫を實行するに當りて、國民負擔の實狀を査覈し、其の餘力ありと認むるものに對しては之を增徵し、其の苛重なりと認むるものに對しては之を緩和し、尙現行租稅と其の權衡上必要ありと認むるものに就ては新に課稅を爲し、以て負擔の權衡宜しきを制し、特に時局の趨勢に鑑み小所得者の負擔を輕減し、主として下層社會の負擔する租稅を廢減し、國民生活の安固と産業の發展とを期するを以て要諦とせり。右の趣旨に依り所得稅及酒稅を增徵し、砂糖消費稅・織物消費稅に改正を施して、砂糖消費稅中飴を課稅物件に加へ、又メリヤス及フエルトに織物消費稅を課し、又清凉飲料稅を新設し、自家用醬油稅の制限石數を改正し、之と同時に一方通行稅及石油消費稅を全廢することとせり。

所得稅に就ては、本稅は比較的彈力に富み、特に中級以上に於て負擔の餘裕ありと認めたるを以て、第一種の所得に在りては二割、第二種の所得中社債に在りては稅率千分の十(五割)の引上を爲したり。又第三種の所得に在りては稅率に於て約二割の引上を爲すこととせり。然れども一方小所得者の負擔を輕減するの趣旨を以て、所得金額五百圓未滿のものを免稅し、且所得金額千圓以下のものの特別控除金を增加することとせるを以て、約一割三分の引上に止まれり。尙從來累進率の最高階級は、法人に在りては二十萬圓、個人に在りては十萬圓なりしを、法人に在りては三十萬圓、個人に在りては二十萬圓に引上ぐることとせり。

酒稅に就ては、酒造稅に於て現行一石の稅金二十圓を二十三圓に引上げ、一般に含有酒精分に基く稅率の種類を改訂し、大體約一割五分の增率を行ひ、又清酒貯藏減量に對する免稅を認めて、現行法に於ける滓引減量百分の二と合せて百分の五を控除することとし、更に又酒精及酒精含有飲料稅の稅率を幾分引上げ、且麥酒稅現行一石の稅金十圓を十二圓に引上ぐることとせり。

織物消費稅に就ては、消費の趨勢に鑑み綿織物の負擔を成る可く輕減し、絹織物の負擔を幾分加重し、以て課稅の衡平を計る爲め、絹綿に依り其の稅率を區別し、現行稅率從價一割に對して、綿織物は二分を引下げて八分とし、絹織物は三分を引上げて一割三分とし、其の他の織物は現行稅率を据置くこととし、尙織物と同一用途に使用せらるるメリヤス及フエルトを織物と見做して、之に織物消費稅を課し、以て課稅の均衡を計り、且徵稅事務の補助を爲す織物組合に對して交付金を下付することとせり。

砂糖消費稅に就ては、新に飴を課稅物件に加へ每百斤二圓の課稅を爲すこととせり。蓋し近來製菓業の發達に伴ひ、砂糖の代用品として漸次飴の消費增加するの傾向顯著なるものあるに顧み、權衡上課稅の必要を認めたるに因るものなり。

清凉飲料稅に就ては、炭酸瓦斯を含有する飲料に對し、一石に付五圓の割合を以て課稅することとせり。蓋し社會の進運に伴ひ清凉飲料の需要著しく增加し、酒類殊に麥酒と併せ消費せらるるの狀況なるを以て、其の權衡上補充稅として之を賦課するの必要を認めしに因るものなり。

通行稅に就ては、本稅が主として短距離の通行に賦課せられ、殊に都會地に於ける下層階級の負擔に歸するもの、殆ど其の大部分を占むるの狀態なるを以て、是等階級の負擔を輕減するの必要を認め、本稅を廢止することとせり。或は長距離の通行稅は、之を存置するを以て可とするが如しと雖も、之を實際に徵するに、五十哩未滿の通行稅は本稅收入の約八割七分を占め、長距離間の

通行稅は、國稅として之を存置するの價値極めて微々たるものと謂ふべく、寧ろ之を全廢するに如かずと信じ、此措置に出でたるものなり。

石油消費稅に就ては、今日石油消費者は殆ど農家又は山村僻地に住する者に屬し、而も近來電氣瓦斯事業の發達に伴ひ石油の消費減少し、本稅の收入は年を逐うて減少しつつあるの情勢なるのみならず、一方に於て電燈又は瓦斯等の課稅物件たらざるが如き狀態存する以上、是等との權衡上之を全廢することとせり。

尙自家用醬油稅に就ては、現行制限石數五石以下を改めて一石以下と爲し、且納期を一回に減する等の改正を行へり。

以上各稅の增減を通じ結局其の增收總額は、大正七年度に於て三百四十三萬餘圓、平年度に於て千七百二十餘萬圓に上るの見込なり。』

卽ち右租稅收入と旣述の官業收入との增收計畫實行の結果は、大正七年度に於て約千四百七十餘萬圓、平年度に於て三千七百餘萬圓の增收を見るの計算なりとす。

以上は國防計畫に對する恒久的財源を得るが爲に政府の採用したる增收計畫なるが、此の外に政府は新に戰時利得稅を創設して、時局の影響に依り增加したる利得に對して課稅し、之に依り生じたる收入を以て臨時事件費の一部財源に充つるの計畫を樹て、上記增收計畫に關する諸法律案と同時に、之に關する法律案を議會に提出したり。蓋し我國は大正三年八月世界大戰參加の結果、之が爲め臨時事件費として多額の經費の支出を必要とせしが、政府は當初は右經費支出の財源を專ら國庫剩餘金に仰ぐの方針を採りしも、爾後我軍事行動の範圍の漸次擴大せらるるに伴ひ、右經費は益〻增大せしのみならず、今後時局の繼續及其の推移如何に依りては、右經費の膨脹も愈〻多きを加ふるの情勢に在りしを以て、將來之が財源として全然國庫剩餘金のみに倚賴するを得ざることとなり、之に對する根本計畫を樹つるの必要に迫らるるに至れり。然るに他方に在りては世界大戰の勃發に依りて、我國產業界は異常の刺戟を受け、之に依りて巨額の利得を得たるもの多數に上れり。是を以て右の如き臨時事件に要する經費の一部は、事件發生に因り得たる利得に對する課稅を以て充當するは、最も適切なる處置なりと謂ふべく、交戰各國竝に中立諸國に於ても、本稅の制定を見ざる國は一も之れ無き狀況なりき。我國に於ても之が制定の議は從前より之を存せしと雖も、議會解散等の爲め其の運に至らざりしが、漸く本議會に於て之が提案を見ることとなりしものなり。今右戰時利得稅法案の要領を擧ぐれば左の如し。

（一）課稅の範圍を左の如く定むること。

（イ）所得稅法の規定に依り第一種所得稅を課すべき法人の利得

（ロ）所得稅法の規定に依り第三種所得稅を課すべき所得中俸給·給料·手當·歲費·年金·恩給·退隱料を除きたる個人の利得

（ハ）船舶（製造中の船舶を含む）·鑛業權·砂鑛權及鑛業又は砂鑛業に關する設備の賣却に因る個人の利得

（二）稅率は法人に就ては利得金額の百分の二十、個人に就ては同百分の十五とすること。

（三）利得金額の算出方法を左の如く定むること。

（イ）法人に就ては平時事業年度（大正三年七月三十一日以前二年內に終了したる各事業年度）の平均所得

金額と戰時事業年度（大正七年一月一日以後に於て終了する各事業年度）の所得金額とを比較し、戰時の所得が平時の所得に超過する場合に於て、其の超過額が平時事業年度の平均所得金額の百分の二十を超過するときは、其の超過額を以て利得金額とすること。

（ロ）個人に就ては其の所得金額が大正二年以前二年間の平均所得金額を超過する場合に於て其の超過額が大正二年以前二年間の平均所得金額の百分の二十を超過するときは、其の超過額を以て利得金額とすること。但し船舶・鑛業等の利得金額は、設備の賣却金額より原價額を控除したるものとすること。

（四）個人の所得金額（船舶・鑛業等の利得金額共）が三千圓未滿なるときは課稅せざること。

（五）所得稅を免除せられたる所得及公共團體又は慈善其の他公益事業に對し爲したる贈與の價額には課稅せざること。

（六）本稅法は法人に就ては大正七年一月一日を含む事業年度分より、個人に就ては大正七年分より實施すること。

（七）本稅法は法人に就ては平和克復の年の末日を含む事業年度限り、個人に就ては其の年分限り廢止すること。

（八）本稅法は小笠原島及伊豆七島には之を施行せざること。

今以上の稅制整理計畫に依る收入額增減の計算を揭ぐれば左の如し。

稅目	大正七年度分			平年度分		
	增減稅額	徵稅費	純收入額	增減稅額	徵稅費	純收入額
所得稅	七、二七九、五九四円	一〇六、二四〇円	七、一七三、三五四円	九、九五三、九四七円	一〇六、二四〇円	九、八四七、七〇七円
酒稅	八九六、六二二	—	八九六、六二二	一一、八三二、八五二	—	一一、八三二、八五二
清涼飲料稅	七七九、〇九八	（戻稅）五五、一二九	六八五、八四五	八四九、九二五	（戻稅）五三、五八九	七五四、七四六
砂糖消費稅（飴稅）	五四四、九〇八	三八、一二四	四二二、一九〇	一、〇八九、八一六	四一、五九〇	九七〇、二五八
織物消費稅（メリヤス稅	二六三、七四五	一二三、七一八	二七〇、四九六	三五一、六六〇	一一九、五五八	三七四、六九一
織物消費稅（フエルト稅	四五、三六〇	三八、六〇九		六〇、四八〇		
小計	九、八〇九、三二七	三六〇、八二〇	九、四四八、五〇七	二四、一三八、六八〇	三五八、四二六	二三、七八〇、二五四
通行稅	△四、八一六、三二七	—	△四、八一六、三二七	△五、二五四、一七五	—	△五、二五四、一七五
石油消費稅	△七〇六、七九三	—	△七〇六、七九三	△九四二、三九一	—	△九四二、三九一
織物消費稅（綿織物	△一、二五四、七五一			△一、六七三、〇〇一		
織物消費稅（絹織物	八三九、七八六			一、四二九、四二三		
計	△四一四、九六五	（交付金）一〇九、八五〇	△五二四、八一五	△二四三、五七八	（交付金）一〇九、八五〇	△三五三、四二八
自家用醬油稅	—	△二九、五三〇	△二九、五三〇	△一二、三五八	△二九、九〇〇	一七、五四二
小計	△五、九三八、〇八五	八〇、三二〇	△六、〇一八、四〇五	△六、四五二、五〇二	七九、九五〇	△六、五三二、四五二
差引計	三、八七一、二四二	四四一、一四〇	三、四三〇、一〇二	一七、六八六、一七八	四三八、三七六	一七、二四七、八〇二
戰時利得稅	一八、五五四、七四九	六一八、九八九	一七、九三五、七六〇	三二、六一七、一〇五	五九九、三〇九	三二、〇一七、七九六
總計	二二、四二五、九九一	一、〇六〇、一二九	二一、三六五、八六二	五〇、三〇三、二八三	一、〇三七、六八五	四九、二六五、五九八

（備考）一、△印は減。
二、大正七年度に於ける增收額の平年度に比して少額なるは、增稅施行時期の關係及施行當時に於ける消費減少の見込等に因るものとす。

以上の增收計畫に對しては衆議院に於て頗る異論を生じ、各政黨は夫々之が修正意見を主張したり。卽ち先づ衆議院に於て多數を占むる立憲政友會は、政府の國防充實計畫は頗る不徹底且不完全なるを免れずして、將來必ずや之が改訂の必要を生ずるに至るべく、其の際に於ては之が財源として

更に增稅に亞ぐに增稅を以てせざるべからざるに至る虞ありと雖も、現下世界の大勢に鑑み國防の
ことは一日も之を緩うすべからざるが故に、已むを得ず政府提出に係る國防費の豫算は總て之を承
認することとなし、而して之に對する財源としては、所得稅及酒稅の增徵のみを以て之に充つること
とし、其の他の增收案竝に稅制整理案は總て之を否認することを主張したり。但し戰時利得稅は既
述の如く此等の諸案とは其の目的及性質を異にするものにして、臨時事件費の財源として必要且適
切なるものなるを以て、之に對しては協贊を與ふることとなしたり。而して政友會が稅制整理案を
否認する理由は、蓋し此等諸案の趣旨とする所は敢て不可なしと雖も、現下の一般經濟界は時局の爲
め其の變動激甚にして、將來の推移は容易に逆睹すべからざるものあるを以て、現在に於て强て稅制
整理を行ふも、將來再び之を行はざるべからざるに至るを保し難く、此の際の稅制整理は結局徒勞に
歸すべきを以て、宜しく之が實行を暫く延期し、時局の平定を俟ちて、內外の狀勢に適應する根本的且
理想的の整理を斷行するを以て適當とすと云ふに在り。尙右の如く稅制整理案を實行せざる以上
之が爲め財政上相當の餘裕を生すべきに依り、通信收入の增加案は之が實行を必要とせざるを以て
之を否決することとなしたり。

次に憲政會は戰時利得稅の新設は異議なく之を承認するも、其の他の廢減增稅案及增收案は總て
之を否認すべきことを主張せり。蓋し今回政府の立案に係る國防計畫は甚だ不徹底且不完全なる
を以て、政府をして更に完全なる國防計畫竝に之に相應する財政計畫を樹てたる上、之が成案を來議
會に提出せしむるの趣旨を以て、本議會に提出の增收案竝に之に伴ふ稅制整理案は一切之を否決す
るを適當とすと雖も、他面國防のことは現下の狀況に照し一日も之を緩うすべからざるを以て、本議

會に提出中の大正七年度の國防豫算は之を承認することとなし、而して之に對する財源としては、同
年度に於て國債償還金に計上せられ居れる五千萬圓を三千萬圓に減少し、其の差額を以て之に充つ
べしと云ふに在りたり。

更に又國民黨及新政會は、所得稅及酒稅の增徵竝に戰時利得稅の新設のみを承認して、其の他の增
減稅案竝に增收案を否認するの點に就ては、政友會の主張と其の軌を一にすと雖も、通行稅及石油消
費稅の廢止案に就ては、政府原案を承認すべきことを主張したり。蓋し此等兩稅は何れも其の負擔
主として下層民に歸するものなるを以て、之が廢止の必要は一部の間には多年に亙りて唱へらるる
所にして、之が實行は世界大戰に依り貧富の懸隔益顯著ならんとする現在に於て、特に緊要なるもの
ありと云ふべく、而も之が廢止に依り失ふ收入は、平年度に於て合計六百十九萬餘圓に過ぎざるを以
て、此の程度の收入の缺陷は、之を減債基金の減額に依るも、或は又財政上の自然增收に俟つも、容易に
之を補塡することを得べく、決して一般の歲計に重大なる變化を及ぼすが如きものに非ざるべしと
云ふに在りたり。

斯くて衆議院に於ては以上の增收計畫に關する諸法律案に對し審議討論を重ねし結果、遂に立憲
政友會の意見多數を制し、所得稅法中改正法律案及酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案は多少の修正を加へし上
せられ、又戰時利得稅法案は多少の修正を加へし上滿場一致を以て可決せられ、其の他の法律案即ち
清凉飮料稅法案·自家用醬油稅法中改正法律案·砂糖消費稅法中改正法律案·輸出菓子糖果原料砂糖戾
稅法中改正法律案·織物消費稅法中改正法律案·郵便法中改正法律案の六法律案は滿場一致を以て、又

石油消費稅法廢止法律案及通行稅法廢止法律案の兩者は多數を以て、何れも否決せられたり。今酒造稅法及所得稅法中改正法律案竝に戰時利得稅法案に對し、衆議院の加へたる修正の要領を擧ぐれば、先づ酒造稅法中改正法律案に就ては、濁酒及燒酎等の如き酒類は多く下層民の消費する所なるを以て、之が增率の度を輕減するを適當と認め、濁酒に對しては之が增稅を認めず、從來通り据置と爲し味淋及燒酎に就ては含有酒精分に基く稅率の種類を改め、多少增稅の率を緩和することとしたり。又所得稅法中改正法律案に就ては、原案に於ては新に山林讓渡に因る立竹木の所得を山林所得に算定するの規定を設けしに對し、衆議院は納稅者の便益を考慮して此の條項を削除したり。次に戰時利得稅法案に就ては、原案に於ては個人所得三千圓以下に限り免稅するの規定なるも、右は苛酷に過ぐるを以て、寧ろ利得三千圓以下を免稅することと爲すを適當と認め、右の通り之を修正したり。

衆議院に於て可決せられたる諸法律案が貴族院に回付せらるるや、同院に於ても愼重なる審議を遂げたる後、衆議院議決の通り可決したりしを以て、茲に兩院の協贊を經たる五法律案は、裁可を經て左の如く公布せられ、戰時利得稅法を除く外は何れも大正七年四月一日より實施せられたり。

一、所得稅法中改正法律　大正七年三月二十三日　法律第五號
一、酒造稅法中改正法律　同　上　法律第六號
一、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律　同　上　法律第七號
一、麥酒稅法中改正法律　同　上　法律第八號
一、戰時利得稅法　同　上　法律第九號

增收計畫に關する諸法律案が右の如く、議會に於て否決せられ又は修正を受けたる結果、左記の計算に依り大正七年度豫算に於て、差引合計二百五十六萬九千五百八十六圓の收入不足額を生ずるの計算となりしが、右不足額は歲出に於て國庫豫備金を二百萬圓減少すると同時に、歲入に於て前年度繰入金を五十六萬九千五百八十六圓增加することに依り、之を補塡することと爲し、政府は右の趣旨に依り豫算案を修正の上議會の協贊を經たり。

一、廢減稅案（通行稅及石油消費稅の廢止、纖物消費稅の輕減）の否決に因る收入增加額　五、九三八、〇八五圓
一、新稅創設案（清凉飲料稅・酒稅・メリヤス及フエルト稅の新設）の否決に因る收入減少額　一、六三三、一一一圓
一、增稅案（酒稅增徵）の修正に因る收入減少額　七〇、九三九圓
一、新稅創設案の否決に因る歲出（徵稅費及交付金）減少額　三六四、四三〇圓
一、郵便料金引上案の否決に因る收入減少額　七、一六八、〇五一圓
差引收入減少額　二、五六九、五八六圓

（備考）右の外戰時利得稅法案の修正に因る收入減少額は、大正七年度に於て五十萬千六百十四圓となるの計算なるも、本稅の收入は同年度の追加豫算に計上せられしを以て、右減額は之を前記計算中に包含せしめざることとせり。尙右追加豫算に於ける戰時利得稅の收入減少額は、同額だけ前年度繰入金を增加することに依り之を補塡したり。

以上の如くにして政府の增收計畫の中增稅案のみは、大體に於て議會の是認する所となり、從つて政府の財政計畫も殆ど何等の支障をも見ることなくして、之を遂行することを得たりしと雖も、他方此の增收計畫に伴ふ稅制整理案は、議會の否決する所となりて、遂に成立するに至らざりしが、而も此等整理案中に包含せられし諸案は、爾後稅制整理に關する調査の都度問題に供せられ、其の中石油消

費稅の廢止は大正十二年三月、通行稅の廢止・清凉飮料稅の新設・綿織物消費稅の免除等は大正十五年三月に至り、何れも之が實現を見るに至りしものとす。

第六節　歐洲戰後の稅制改革

第一款　原內閣の稅法改正

大正七年九月寺內內閣の後を承けて原內閣成立せしが、尋いで同年十一月に至り歐洲大戰の休戰條約成立して、世界の平和は漸く恢復せられ、茲に宇內の形勢は將に一大變化を生ずべき氣運に際會したり。我國に於ても固より斯かる形勢に鑑み、戰後の經營に就て適切なる方策の樹立を要するものありしと雖も、當時既に大正八年度豫算の編成に就ては其の內容略ぼ決定し、諸般の方面に涉りて調査立案するの遑を存せざりしを以て、永久的の施設特に多大の經費を要すべき施設に就ては、時局の推移に伴ひ徐ろに其の計畫を樹つることと爲し、大正八年度の豫算に於ては、唯國運の發展上急施を要するもののみに就き、取敢へず財源の許す範圍內に於て相當の計畫を樹つるに止めたり。

斯くて翌年に至り大正九年度の豫算を編成するに當りて、政府は始めて其の抱懷せる政綱を全般的に實現するの機會を得しを以て、茲に各種の新計畫を樹てて、之を同年度豫算に計上したり。卽ち(一)戰後の形勢に鑑み平和の維持上國防充實の切要なるを認め、之が爲に新に適當の計畫を樹てしこと、(二)交通通信機關の整備は產業の發達國運の進展に重大なる關係あるを以て、鐵道・道路・港灣・電信・電話の擴張改良に必要なる方策を樹てしこと、(三)敎育の振興を圖るが爲め中等敎育及實業補習敎育に就き新に施設を加へ、且私立大學に補助金支出の計畫を樹てしこと、(四)產業の奬勵を圖るが爲め開墾奬勵費の增加・窒素研究事業の擴張・公有林野の官行造林等に關する計畫を樹てしこと、卽ち之なり。而して此等の諸計畫中最も重要なるものは國防の充實にして、實に大正九年度豫算の骨子を爲すものなり。蓋し歐洲大戰は漸くにして其の終結を見るに至りしと雖も、而も歐米列國は大戰の結果に鑑み戰後に於て競つて軍備の擴張を圖らんとするの狀勢に在り、爲に我國も亦之に應じて軍備の充實を期するの要緊切なるものありしを以てなり。今右國防充實計畫の大要を述ぶれば、陸軍に在りては大正九年度以降同二十二年度に至る十四箇年間の繼續事業として、部隊の改編・特科隊の增設・武器の改良・要塞の整備等を行ふものにして、此の總額四億八千六百餘萬圓なり。又海軍に於ては大正九年度以降同十六年度に至る八箇年間の繼續事業として、水陸設備費の追加・軍艦製造費の追加・工廠設備の擴張・敎育機關の擴張等を行ふものにして、其の總額八億六千三百餘萬圓なりとす。斯くて此の新規國防充實計畫の爲め、大正九年度に於て新に陸海軍經費の增加すべき金額は、經常臨時を合して九千九百餘萬圓に上り、大正十年度以降に於ては毎年度約一億六千萬圓に達する豫定なりとす。

以上の如き財政計畫特に恒久的の國防充實計畫の實行の爲には、新に之に對する確定的の財源を得るの必要を生ずるに至りしは固より當然にして、茲に政府は新に所得稅及酒稅に於て增收の計畫を樹て、之を以て右新規國防充實費の大部分を支辨することと爲すと共に、尙其の不足する所に對しては、大正九年度乃至十二年度の四箇年間國債償還を停止して、之を補足することと爲したり。卽ち右計畫に依れば稅法改正の結果、將來所得稅に於て七千八百餘萬圓、酒稅に於て五千七百餘萬圓、合計一億三千五百餘萬圓の增收を得るの見込なりと雖も、實施初年度たる大正九年度に於ては、所得稅に

於て五千二百餘萬圓、酒稅に於て五百餘萬圓、合計五千七百餘萬圓の增收を得るの計算とし、外に國債償還金の繰入中止に依り、四箇年間毎年度三千萬圓の財源を得るものとす。

右の如く政府は國防充實費に要する恒久的財源を得る目的を以て、所得稅及酒稅に對し增徵を爲さんとするものなるが、之と同時に所得稅に對しては增稅を機として、從來の制度に徹底的の整理を加ふるが爲め、法律の全文を改正することとせり。蓋し從來の所得稅法は其の課稅組織に於て幾多不備の點を有し、課稅の公平、負擔の權衡完きものと謂ふを得ざるものあり。此の不完全なる組織の下に單に稅率のみを增徵するときは、從來の不公平をして一層甚しからしむるの虞あるを以て、若し之が增徵を圖らんとせば必ずや其の課稅組織を改正するの必要あり。加之戰後に於ける社會思想の歸趨に鑑るときは、租稅立法に就ても亦大に社會政策を加味するの必要切なるものあるを以て、政府は此等の諸事情を考慮して、所得稅制の改善整理を行ふと同時に增稅の目的を達せんことを圖りしものなり。斯くて政府は大正九年一月第四十二回帝國議會に於て、右增稅計畫に關し所得稅法改正法律案、所得稅法の施行に關する法律案、酒造稅法中改正法律案、酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案、麥酒稅法中改正法律案、明治四十一年法律第二十四號（沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造稅に關する件）中改正法律案の六法律案を提出したり。今此等諸案の內容竝に其の提出の趣旨を示さんが爲め、右諸案提出に際し衆議院に於て大藏大臣高橋是清の爲したる說明演說の大要を揭ぐれば左の如し。

『先づ所得稅法改正法律案の要項を說明せんに、本案の骨子とする所は、第一に從來は法人の所得に就ては源泉課稅の主義を採りしを改め、綜合課稅の主義に依ることとせり。卽ち從來は法人の所得に就ては法人に對して課稅し、之が配當を受けたる個人に對しては、其の配當金所得に就ては何等の課稅をも爲さざりしが、斯くては大小所得者の間に負擔の權衡を得ざること著しきものあるを以て、今回之を改め、其の配當金に就ては他の所得と共に之を個人に綜合して、第三種所得稅を課することとせり。但し法人の配當金に對し、之を受けたる個人に綜合して第三種所得稅を課するに止め、他に何等の課稅を爲さざるときは、多額の社內保留を爲す法人と然らざる法人とに依り、課稅の不均衡を生ずるが故に、法人の社內保留金に對しても相當課稅することとせり。又法人の所得が其の運用資本に對して一定の利廻を超過するときは、其の超過額に對しても相當課稅することとしたり。第二に勤勞所得者に對しては、從來收入金額の十分の一を控除する規定なりしが、改正案に於ては總所得六千圓以下の所得者に對しては、其の中の勤勞所得に就て十分の二を控除することとし、又總所得一萬二千圓迄は現行通り其の十分の一を控除し總所得一萬二千圓を超ゆる所得者に對しては、特に負擔を輕減するの必要なきものと認め、全然控除せざることと爲したり。第三に幼者·老者·不具癈疾者の多少は、納稅者特に少額所得者の擔稅力に著しき影響あるは論を俟たざる所なるを以て、所得金額三千圓以下の所得者に對しては其の數に應じ一定金額を所得金額より控除することと爲し、且つ其の控除すべき金額にも一々差等を設けたり。卽ち所得一千圓以下なるときは此等の人員一人に付百圓、二千圓以下なるときは一人に付五十圓との如く、特別に所得金額を遞減して課稅することとせり。第四に課稅最低限は、大正七年に於ける改正の際四百圓を五百圓に引上げしが、今回更に之を六百圓に引上げ、戰爭前に對して結局五割を高めたり。本改正案に於て

は前述の如く、一方に於て勤勞所得の控除額を增加し、又幼者・老者等の人員に應じ一定の金額を控除することと爲すと同時に、此等の控除の結果所得額が課稅最低限六百圓未滿となりしときは、納稅義務なきものと定めしを以て、實際に於ては千圓若は夫以上の所得者に在りても、免稅せらるる者尠からざるに至るべし。尙後述の如く少額所得者に對しては大に稅率を低減せしを以て、此等と相俟ちて本改正案に於ては少額所得者の負擔は頗る輕減せられしものなりとす。

第五に第三種所得稅の稅率に就ては、從來は最低百分の三より最高百分の三十二に至る超過累進率とし、所得金額二十萬圓を超ゆる金額に對しては總て最高率を適用することとせられしが改正案に於ては最低を百分の一卽ち現行法の三分の一と爲し、最高を百分の五十迄累進せしむることとせり。尤も右稅率は超過累進率にして、一定の金額を超過する部分に對してのみ、各〻其の稅率を適用するものなることは從來と同樣なりとす。第六に銀行定期預金利子に對し、特に第二種所得稅を課することと爲したり。右は從來は第三種所得として課稅せられしものなれども、實際に於ては預金利子の申告を爲さざる者甚だ多く、銀行業者も亦其の預金の內容を明示することを好まざるが故に、其の課稅は充分に行はれざるの憾を存したり。然れども銀行に定期預金を爲すが如き者は、多くは比較的擔稅力に富める者と認むるを得べく、此等の者に對し事實上殆ど課稅し得ざるが如きは、負擔の公平を失するものなるが故に、之に就ては課稅上の便宜手段を攻究して、第二種所得として其の利子支拂の際に徵收することと爲したり。第七に山林所得の計算に就ては、現行法に於ては山林伐採の所得に對して課稅すべきものとせらるるが故に、立木の儘賣却したるものに就ては、假令如何に多額の所得あるも課稅すべきものに非ずとの

行政裁判所の判決例を生ずるに至り、爲に伐採して賣却したる者と立木の儘賣却したる者との間に、課稅上著しき不權衡を來すこととなれり。然れども立木の儘賣却せる場合と雖も、苟も所得を存する以上其の所得に對し課稅すべきは當然なるが故に、改正案に於ては此の趣旨に從つて改正することとせり。而して他方に於て山林の所得は、通例長き年月を經て漸く所得を生ずべき特殊のものなるに拘らず、現行法の如く之を山林以外の所得と合算して累進稅率を課するは、苛酷なる結果を生じ不穩當なりと認められるるが故に、改正案に於ては特に之を他の所得と區別して、各別に稅率を適用することと改めたり。第八に所得調査委員の選擧方法に就ては、現行の如き間接選擧の方法は選擧の手續上幾分便宜の點ありと雖も、他面調査委員の配置等に就ては不便尠からざるものあるを以て、今回は之を直接選擧の方法に改め、同時に單記無記名制度を採用したり。尙審査委員の選擧に就ても現行規定は多少不便の點あるを以て、審査の機能を充分に發揮し得べき樣之れ又夫々改正を施したり。以上述べたるが如く所得稅に就ては稍〻制度の根本に觸れて改正を加ふる所ありしが此の改正所得稅法を圓滿に實行し、其の效果を充分に發揮せしむるが爲には、納稅者の誠實なる申告に俟たざるべからざるものあるを以て、政府は納稅義務者にして所得の申告を爲さざるか、又は虛僞の申告を爲したるときは、之に對して夫々適當なる手段を以て反省を促し、尙之に應せざるときは嚴重なる制裁を加ふることと爲したり。尙右所得稅法改正法律案に關聯して、所得稅に就き內地植民地間に於ける課稅の重複を避くる爲め、別に相當の規定を必要とするを以て、玆に所得稅法の施行に關する法律案を提出したり。

次に酒造稅法中改正法律案外三案に就て述ぶれば、今次の改正は歲入增加の必要に依りて酒稅

一般の稅率を增加すると同時に、酒造稅法に就て從來當業者の最も不便を感じつつありし點に改正を加へ、尙二三法文上の不備を補はんとするものなり。先づ酒造稅法の改正に就ては、第一に酒類の稅率は大體に於て現在の一石二十三圓を十圓だけ引上げて、一石三十三圓とすることとせり。尤も酒精分三十度を超ゆる燒酎に就きては、其の性質及市場取引の實狀に鑑み、從來の種別課稅を廢して度數課稅に改めたり。第二に酒造稅の納稅保證物は、從來一石に付四圓の割合を以て徵せしが、右は明治三十二年酒稅の稅率一石十二圓の當時に定められしものにして、爾後數次の增稅に拘らず現在迄據置となれる結果、今次の改正稅率に對しては、僅に八分の一乃至十三分の一に過ぎざることとなり、殆ど保證の價値なきに至りしを以て、此の際之を一石十圓に引上ぐることと爲したり。次に酒精及酒精含有飮料稅法竝に麥酒稅法中の改正は、何れも單に酒造稅率の改正に伴ふ稅率の改正に止まるものにして、酒精及酒精含有飮料は酒精分一度毎に稅率一圓を一圓五十錢に改め、麥酒は一石十二圓を十八圓に改めんとするものなり。更に又明治四十一年法律第二十四號中の改正は、從來沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島の酒造稅率は、內地の三分の一を徵收せしが、沖繩縣は近來民度昻進し、既に他の諸稅法も殆ど全部內地同樣に施行せらるるを以て、特に酒稅に限り之を低減するの理由なきのみならず、同縣に於ては近來糖蜜を原料とする酒精含有飮料の製造が、漸次增加するに至りし結果、酒精含有飮料に對しては全然內地同樣の課稅を爲せるものなるを以て、之に對する權衡上酒造稅も又內地同樣と爲すを相當と認めて之を改正し、同時に此の結果沖繩縣酒類出港稅は其の必要なきに至るを以て、之を廢止せんとするものなり。』

而して政府は以上の增稅計畫に依り大正九年度に於て所得稅五千二百六萬千七百七圓、酒稅五百二十五萬千三百七十一圓、合計五千七百三十一萬三千七百七十八圓、平年度に於て所得稅七千八百十一萬八千八百四十八圓、酒稅五千七百四十一萬三千八百二十五圓、合計一億三千五百五十三萬三千六百七十三圓の增收を得るの豫定を立てたり。

右增稅計畫に關する諸法律案の中所得稅法改正法律案に對しては、衆議院に於ける政黨各派の意見對立し、贊否の兩論盛に行はれたり。卽ち立憲政友會及國民黨は法律案の趣旨には贊成なれども部分的に不備の點ありとして、更に夫々修正案を提出し、又憲政會は所得稅は我國租稅制度の中樞を成すものにして、之が改正は國民負擔に及ぼす影響竝に經濟社會に與ふる效果を考へ、最も愼重に行はざるべからざるを以て、其の實行を翌年迄延期する意味に於て右改正法律案に反對したり。然れども結局議院の多數を占むる立憲政友會の主張勝を制し、所得稅法改正法律案及酒造稅法中改正法律案の兩者は修正を加へられし上、其の他の諸案は原案の儘、何れも可決せられたり。今其の修正の大要を述ぶれば、先づ所得稅に在りては、原案に於ては法人の所得計算に當り、其の總益金中に國債の利子を包含するも之を控除せざることと爲せるも、修正案に於ては之を控除することと爲し、又原案に於ては法人の配當金は其の全額を個人の所得に計算することと爲せるも、斯くては株式に投資せる者に對して不測の激變を與へ、自然產業の發達を阻害するの虞あるを慮りて、修正案に於ては之が源酌の爲め其の配當金の二割を控除して所得を計算することと爲し、更に又第三種所得稅率は五千圓以上二萬圓迄の所得者に對しては、原案に於ては現行法に比し幾分か負擔を增加することとなれるも、衆議院は右は中產階級に對し苛酷なる結果となるを以て之を救濟する必要ありと爲し、右五千

圓乃至二萬圓の部分竝に其の前後の部分に對し若干稅率の低減を加ふると共に、第三種所得の最高稅率が原案に於ては百分の五十となれるを、百分の四十と修正したり。而して以上の如き修正の結果は歲入に減少を來すべきを以て、之が補塡を圖ると同時に、他方富豪等が合法的の脫稅を圖る目的を以て財產保全會社を設立するを防止するが爲め、法人の留保所得に對する稅率を引上ぐることとし爲し、且つ法人の超過所得稅率を引上ぐることに依りても、歲入減少の補塡を圖ることとしたり。尙原案に於ける申告奬勵及之に伴ふ制裁規定は穩當を缺くものと認めて、修正案に於ては之を削除したり。次に酒造稅に在りては衆議院は、原案の濁酒稅率三十三圓は高きに失するものと認めて之を三十圓に改め、又原案に於て酒類納稅保證金を一石十圓に引上げたるは、急激に失すと爲して之を七圓に改め、其の他燒酎に對して新に貯藏減量百分の一を認むることと爲したり。以上の衆議院の修正に對しては、政府は何れも相當の理由ありと認めて之に同意したり。今右修正案に依る增收見込額を原案に依る見込額と比較對照すれば左の如し。

區別	大正九年度			平年度		
	原案	修正案	比較增減（△）	原案	修正案	比較增減（△）
所得稅	五三、〇六一、七〇七円	五三、〇三八、〇七二円	△ 三三、六三六円	六八、一二八、八四八円	六八、二四四、九一八円	一五六、〇七二円
酒稅	五、二五一、三七二	五、一〇〇、三四〇	△ 五〇、六四一	五七、四一三、八三五	五七、二五一、二四〇	△ 一九八、七九五
合計	五七、三三、〇七九	五七、一三八、八〇一	△ 八四、三七七	一三五、五三三、六七五	一三五、四九〇、〇三八	△ 四三、六三五

然るに右增稅諸法律案が貴族院に回付せられ、同院に於て審議中、衆議院は衆議院議員選擧法中改正法律案の審議に關聯して解散を命せられしを以て、此等の諸法律案は總豫算案と共に遂に不成立に歸したり。

茲に於て政府は同年七月召集せられたる第四十三回（特別）帝國議會に對し、大正九年度追加豫算を提出すると同時に、前記增稅に關する諸法律案を再び提出したり。右法律案は前議會に提出せられ衆議院に於て修正の上可決せられしものと殆ど同一なりと雖も、唯其の施行期日を大正九年八月一日と改めしに伴ひ、法文に多少の變更を加へたり。尙斯くの如く右增稅計畫は之を年度央より施行するの已むなきに至りしを以て、其の九年度に於ける增收見込額は、前議會に於ける見込額に比して過半を減少し、所得稅に於て約二千百九十六萬餘圓、酒稅に於て約百五十二萬餘圓、合計約二千三百四十九萬餘圓の增收に止まることとなりしも、平年度に於ては前議會の修正案に依る額と同額の增收となるものとす。而して此の結果右の增收を財源とする國防充實計畫も、大正九年度追加豫算に於ては前議會提出額の約三分の二に止め、其の差額は之を後年度に繰延ぶることに變更したり。

然るに之より曩き前議會終了後に於て、歐洲戰後好景氣の反動として恐慌襲來し、爲に經濟界は極度の混亂に陷るに至り、第四十三回帝國議會の開會せられたる當時は、前議會開會の當時に比すれば經濟界の狀況一變せる際なりしを以て、右增稅案に對しては議會に於て再び異論沸騰したり。卽ち先づ衆議院に於ける憲政會及國民黨竝に其の他の政黨は、增稅案特に所得稅法改正案に對しては、案其のものの內容甚だ不完全なるのみならず、他の租稅特に地租營業稅等と比較して其の稅率均衡を得ざるものありて、本改正案に對する審議は斯かる短期の特別議會に於て克く之を爲し得る所に非す。而も現在財界の狀態極度の混亂に陷れる際に在りて、斯の如き重要なる租稅の大增徵を行ふは絕對に其の當を得たるものに非す。故に此の際之が實行を今一箇年延期することと爲し、其の間に

於て此等改正案を臨時財政經濟調査會に附議して、改正案の內容及他稅との均衡等に就き充分なる調査研究を爲さしめ、傍ら財界の安定するを待ちて更めて議會に提出するを可なりと爲し、此の意味に於て本案の否決を主張し、而して之が否決に伴ふ國防充實費財源の不足は、剩餘金に依りて補塡すべきことを唱へたり。然るに衆議院の絕對多數を占むる立憲政友會は、今日經濟界動亂の際に於て增稅を行ふは、決して時期を得たるものと云ふを得ざるは明かなりと雖も、而も國防充實の急務なることを認むる以上、之に對する確定的財源を供給すべき本增稅案は、已むを得ず之を認めざるべからず。然れども現下經濟界の狀況に鑑みる時は、所得稅法改正案の趣旨とする綜合課稅主義は之を幾分緩和し、以て財界に對する急激なる變化を避くる必要ありと爲し、此の趣旨に基き所得稅法改正案に對する修正案を提出したり。卽ち第三種所得の計算上法人の配當金に對する控除額を更に增大して、原案の二割を三割に改むると共に、第三種所得稅率を一般に輕減するの目的を以て、原案の最低百分の一乃至最高百分の四十を低減して、最低百分の〇·五乃至最高百分の三十六に改むることと爲し、以上の修正に因つて生ずる歲入の減少を補塡する爲に、法人の所得に對し其の超過所得及留保所得等に課稅する外に、新に其の配當所得に對しても百分の四を源泉課稅することとしたり。以上の修正の結果は歲入に於て殆ど原案と變化なく、又改正の趣旨に於ても大體に於て政府案に背反するものなきを以て、政府は之に對して同意を與へたり。斯くて衆議院は所得稅法改正案に就ては政友會の修正案を、又酒稅法改正案は原案の儘之を可決したり。

然るに貴族院は所得稅法改正案に對する右衆議院の修正案を以て未だ不充分なりと爲し、之に對し、更に重要なる修正を加へたり。卽ち法人の留保所得に對する稅率を三割方輕減し、第三種所得中配當金の控除割合を四割に改め、第三種所得の課稅最低限六百圓を八百圓に引上げ、且法人の超過所得に對する免稅率を高めて、年八分以下を一割以下に改めたり。而して以上の修正の結果に因る收入減を補塡する爲め、法人の超過所得二割以上に對する稅率を三割方引上ぐると共に、法人の配當所得に對する源泉課稅の稅率百分の四を百分の五に改め、且第二種所得の稅率を約二倍に引上ぐることと爲したり。以上の修正に對しては政府及衆議院共に同意を表したるを以て、玆に增稅に關する法律案は兩院を通過し、裁可を經て左の如く公布せられたり。

大正九年七月三十一日

一所得稅法改正法律　法律第十一號
一所得稅法ノ施行ニ關スル件　同
一酒造稅法中改正法律　法律第十二號　上
一酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律　法律第十四號　上
一麥酒稅法中改正法律　法律第十五號　上
一明治四十一年法律第二十四號（沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル件）中改正法律　法律第十六號　上
同　法律第十七號　上

今本增稅計畫に依る增收見込額に就き、政府原案・衆議院修正額及確定額（貴族院修正額）の三者を比較對照すれば左の如し。

年度	區分	政府原案	衆議院修正額	確定額	確定額の原案に比し減額	同上衆議院修正額に比し減額
大正九年度	所得稅	二一、九五六、九四三円	二一、九三〇、二九三円	二一、八七一、五四五円	一〇五、九九七円	四八、七四七円
	酒稅	一、五二七、八一六	一、五二七、八一六	一、五二七、八一六	—	—
	計	二三、四八四、七五八	二三、四五八、一〇八	二三、三九九、三六一	一〇五、九九七	四八、七四七

平年度	所得稅	七八、二七四、九一八円	七七、九七四、九八七円	七七、六〇九、〇一〇円	六六五、九〇八円	三六五、九七七円
	酒稅	五七、二二五、一二〇	五七、二二五、一二〇	五七、二二五、一二〇	—	—
	計	一三五、四九〇、〇三八	一三五、一九〇、一〇七	一三四、八二四、一三〇	六六五、九〇八	三六五、九七七

以上の如くにして大正九年に於ける增稅計畫に伴ふ稅法改正は、幾多の紆餘曲折を經て漸く實現するに至りしが、此の中特に所得稅法の改正は、單に稅額の增收に關する改正に止まらずして、從來の所得稅の制度を根本的に改革して、稅法の精神に重大なる變化を齎せしものなり。卽ち綜合課稅主義に依り課稅を個人の負擔力に適應せしめんことを圖ると共に、從來の稅法に存したる負擔の不均衡と反社會政策的傾向を除去して、社會政策的色彩を加味する等、よく大戰後に於ける經濟事情の變遷及社會思潮の變化に適應せしむべき適宜の改善を施し、以て本稅をして名實共に我國租稅體系の中樞たらしむるに至らしめしものにして、我國租稅制度史上其の意義極めて重大なるものありと謂はざるべからず。斯くて大正九年に於ける所得稅の改正は、單に一稅法の改正たるに止まらずして租稅制度の全般に亙る整理の主要なる一部を爲すものと稱するを得べく、爾後大正十五及昭和二兩年に亙りて行はれたる一大稅制整理の先驅を爲すものと稱するも不可なかるべし。

以上の增稅諸案の外第四十三回帝國議會に於て、政府は明治四十一年法律第三十七號（地方稅の制限に關する法律）中改正法律案を提出し議會の協贊を經て、大正九年八月五日法律第三十七號を以て之を公布したり。蓋し歐洲大戰以來地方財政は著しき膨脹を來せしを以て、政府は之に應ずる爲め大正八年三月法律第二十九號を以て時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律を公布し、北海道・府縣及市區町村は、當分の內時局の影響に因り必要なる費用に充つる爲め、內務大臣及大藏大臣の許可を受けて、明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條に於て規定したる地租・營業稅・所得稅の附加稅及段別割賦課に對する制限率又は制限額を超過して、其の百分の八十（北海道及府縣）又は百分の六十（市區町村）迄課稅するを得ることと爲せしが、翌大正九年度に至り政府は官吏に對する一般的增俸を斷行することに決せしを以て、其の權衡上地方費支辨の官吏に對しても增俸を行ふの必要を生ぜしのみならず、物價騰貴に依る經費の增嵩の爲め地方財政の經理は益〻困難を加ふるの情勢なりしを以て、政府は玆に地方稅制限に關する法律に改正を加へ、地方稅賦課の制限を擴張して地方財政の調和を圖ると同時に、前記大正八年法律第二十九號を廢止することを爲せしなり。今右制限率に就き改正規定と改正前の規定とを比較對照すれば左の如し。

種別	北海道及府縣 改正前 明治四一年法律第三七號	北海道及府縣 改正前 大正八年法律第二九號	北海道及府縣 改正前 計	北海道及府縣 改正後	其他の公共團體 改正前 明治四一年法律第三七號	其他の公共團體 改正前 大正八年法律第二九號	其他の公共團體 改正前 計	其他の公共團體 改正後
地租（宅地租）	百分の一三	百分の一〇・四	百分の二三・四	百分の三四	百分の九	百分の五・四	百分の一四・四	百分の二八
地租（其他の地租）	同三三	同二五・六	同五七・六	同八三	同二一	同一二・六	同三三・六	同六六
段別割	一段歩に付四〇錢	一段歩に付三三錢	一段歩に付七二錢	一段歩に付一〇〇錢	一段歩に付四〇錢	一段歩に付二四錢	一段歩に付六四錢	一段歩に付一〇〇錢
營業稅	百分の一一	百分の八・八	百分の一九・八	百分の二九	百分の一五	百分の九・〇	百分の二四・〇	百分の四七
所得稅	同四	同三・二	同七・二	同四	同一五	同九・〇	同二四・〇	同一五

右の如く本改正に依る地方稅賦課制限の擴張は地租及營業稅附加稅竝に段別割に止まり、所得稅附加稅に就ては國稅所得稅增徵の關係上、其の制限率の擴張を行はざりしを以て、所得稅附加稅に關

する限り本改正の結果却つて其の制限率の縮小を見ることとなれり。

第二款　臨時財政經濟調査會の稅制整理案調査

大正七年十一月に至り前後四箇年半に亙る世界大戰は漸く終熄を告げしが、此の曠古の大戰に伴ふ世界的經濟事情の變化の影響を受けて戰時中一大飛躍を遂げたる我國の財政經濟は、平和の克復と共に一轉して玆に整理時代に入ることとなり、從來の財政經濟上の諸制度に一大整理を加ふることに依り、戰後に於ける國運の發展に處せざるべからざるの時期に際會したり。此の時に當り大正八年二月第四十一回帝國議會に於て、衆議院議員犬養毅等は『財政整理ニ關スル臨時調査機關設置ノ建議案』を提出し、政府に對し朝野の學識經驗ある者を以て組織したる臨時調査機關を設置して、速に財政の整理に關する調査を爲すべきことを要求せしが、右建議案は大多數を以て衆議院を通過したり。政府も固より大戰の後を承けて財政の根本的整理を行ふ必要を認め居りしを以て、直に右の建議を容るると共に、財政に關聯して經濟に關する調査をも併せ行ふことと爲し、玆に大正八年七月九日勅令第三百三十一號を以て臨時財政經濟調査會官制を制定公布したり。卽ち之に依れば臨時財政經濟調査會は內閣總理大臣の監督に屬し、關係各大臣の諮問に應じて財政及經濟に關する重要事項の調査審議に當るものにして、會長一人、副會長二人、委員三十人以內を以て組織し、特別の事項を調査審議する爲め必要あるときは更に臨時委員を設置することを得るものと爲し、會長には內閣總理大臣を以て之に充て、副會長委員及臨時委員は內閣總理大臣の奏請に依り、內閣に於て之を命ずるものとせり。

斯くて政府は臨時財政經濟調査會に對し、大正八年七月糧食の充實に關する根本方策を諮問せしを始めとし、同年十月には鹽の生產配給及價格等に關する根本方策を諮問せしが、翌大正九年六月に至り諮問第五號として稅制整理に關する根本方策に就て諮問したり。今右諮問案の全文を揭ぐれば左の如し。

『諮問第五號　稅制整理に關する根本方策如何

說明

本邦の國稅は從來隨時必要に應じ之を新設し、又は其の一部を改正して今日に至りたるものにして、租稅制度として組織完全を缺き、相互の脈絡十分ならず、從て課稅の權衡を得ざるものなきに非ず。之を沿革的に觀れば、直接稅に在りては先づ地租設定せられ、次で所得稅起り、次で營業稅其の他二三の直接稅制定せられたり。而して今之を理論的に觀察すれば、所得稅は直接稅の中心にして、地租營業稅は其の兩翼となり、所得稅を補充するものと謂ふを得べし。然れども地租營業稅等は各其の特質を有し、其の組織及課稅方法を異にするを以て、此等相互の關係を考究し、負擔の公平を保ち、賦課徵收の簡易にして且正確なるを期するが爲には、今後如何なる方針の下に之を整理すべきか。蓋し直接稅に關しては所得稅を以て其の中心とすべきこと前述の如しと雖、其の他の直稅との脈絡又は配合に付ては(一)所得稅の外尙地租及營業稅は之を存置し、之に相當の改善を加へて負擔の權衡を圖ること(二)地租及營業稅は之を全廢して一般財產稅を設け、所得稅と相竝で課稅の權衡を相互に補完せしむること(三)地租及營業稅は之を全廢し、土地家屋·證券·營業等各種の所得に對し、其の種類每に特別所得稅を課し、尙此外に此等の所得を綜合し

たる一般所得稅を設くること等は、研究を要する重要問題なりと認む。次に間接稅に付ても亦然り。酒稅は其の起源最も古く、酒稅に次ぎて醬油稅・砂糖稅・麥酒稅・織物稅其の他各種の間接稅制定せられ、爾來財政の必要上時々增稅せられたり。然して此等各稅に在りても其の課稅方法・負擔程度・相互の關係等に於て、大に研究を要するものあるは言を俟たざるのみならず、元來間接稅は必ずしも其の負擔者の資力に相應せず、資產者たると無資產者たるとを問はず、均等に負擔するの傾向を有するを以て、間接稅は特殊のものを除くの外は、成るべく之を輕減し或は之を改廢するの要あるべし。尙直間兩稅を通じて、現行稅法との權衡上又は制度の缺陷を補ふ爲、新稅を制定するの必要なきか、是れ亦併せて研究するの必要ありと認む。

國稅と相竝で研究を要するは地方稅に關する制度なりとす。蓋し租稅負擔の點より觀察すれば、其の國稅たると地方稅たるとを問はず、其の總額に就て研究せざれば事實上衡平を保持すること能はざるべし。而して地方稅は各地共其の財政の膨脹に伴ひ、近年著しく增加し來りたるのみならず、各地各樣の特別稅を起すが故に、其の稅種も亦頗る複雜多端を極め、實に百餘種の多數に上るに至れり。故に之を齊整して成るべく其の稅種を減少し、同時に國稅と相俟て負擔の權衡を圖るは實に重要事項なりと認む。

然れども亦飜て之を考ふるに、社會の進步國家の發展と共に經費は益增加すべきを以て、此の際租稅全體を通じて其の收入の減少を企圖し得べからず。否將來國家の進步と共に漸次增加することを期せざるべからず。故に少くとも現今に於ては國稅たると地方稅たるとを問はず、現在收入を減せざる限度に於て稅制を根本的に整理し、其の組織脈絡を完備ならしむると同時に國民負擔の權衡を圖り、以て財政經濟の基礎を鞏固にすること、實に緊喫の要務なりと認む。是れ本案を提出して之に對する意見を求むる所以なり。

追て關稅は外國貿易竝國際問題等に密接の關係を有し、特殊の性質を有するを以て、別箇に諸問することとすべし。爲念附言す。』

茲に於て調査會は大正九年六月一日の總會に於て、右諸問案に對する特別委員を左記の如く選定し、之に對して其の審議を付託したり。

林　博太郎　鄕　誠之助　高橋　光威
藤山　雷太　前田　利定　神野　勝之助
神戶　正雄　關田　嘉七郎　黃金井　爲造
井上　辰九郎　星野　錫　桑田　熊藏
馬場　鍈一　米山　梅吉　山本　悌二郎
添田　敬一郎　奧平　昌恭　波多野　承五郎

（備考）林博太郎は大正九年六月一日以降大正十年四月二十八日迄及大正十一年四月二十日以降最終迄委員長に就任、鄕誠之助は大正十年四月二十八日以降大正十一年四月二十日迄委員長に就任、犬塚勝太郎は大正九年七月一日委員辭任。

濱口　雄幸　田中　隆三
水町　袈裟六　末延　道成
濱口　吉兵衞　小橋　一太
橫井　時敬　氣賀　勘重
和田　豐治　三土　忠造
犬塚　勝太郎

特別委員會は直に之が調査に著手し、先づ左の如き調査順序を定めたり。

第一　直接國稅の體系

一　先以て現行直接國稅を調査すること。

二　前項調査の結果に依り直接國稅の體系を如何にすべきやを調査すること。

本項の調査に際しては左の各號を參照すること。

甲　地租及營業稅は之を地方財源に委讓し、之に代ふるに不動產、動產を網羅したる一般財產稅を起し、所得稅と竝び之を行ふの可否。若し可なりとせば右各稅の組織如何。

乙　地租及營業稅は之を地方財源に委讓し、之に代ふるに現行一般所得稅の外、別に各種の所得に對する特別所得稅を設くるの可否。若し可なりとせば其の組織如何。

丙　地租及營業稅は之を存續し、之に對し十分なる修正を加へ所得稅と竝び行ふの可否。若し可なりとする場合に於ては地租、營業稅の外資本利子稅、家屋稅等を起すの要なきや。若しありとせば其の稅目及組織如何。

三　前項以外尙他に現行直接國稅の存續又は新設を可とするや。果して然らば其の稅目竝に組織如何（相續稅・通行稅・鑛業稅・登錄稅其他）。

第二　間接國稅の整理方法

一　先以て現行間接國稅を調査すること。

二　前項調査の結果に依り現行間接國稅の整理方法を調査すること。

本項に付ては其の調査に際し左の各號を參照すること。

甲　消費稅の課稅物件の撰擇に付ては、成るべく生活必需品の課稅を避け又は輕減し、主として奢侈品に課稅するの主義に依り、現行消費稅中廢減すべきものの有無を調査すること。

乙　消費稅の課稅方法に付ては左の各號に付き考慮すること。

（イ）　製造課稅と引取課稅と何れを可とすべきや。

（ロ）　從量稅と從價稅の何れを可とすべきや。

（ハ）　課稅物件の種類品質に應じ稅率に等差を設くるの可否。

（ニ）　現行消費稅の課稅物件中專賣を可とするものなきや。

丙　前各號の外稅率・納期及取締方法等改正の要否に付調査すること。

三　課稅の權衡を得せしむる目的を以て現行消費稅以外に新に消費稅を起すの要なきや。若しありとせば其の稅目及組織如何。

四　消費稅以外の現行間接稅中改正を要するものなきや。若しありとせば如何に之を改正すべきや（印紙稅・取引所稅等）。

第三　地方稅の整理方法

一　先以て現行地方稅を調査すること。

二　前項調査の結果に依り現行地方稅整理に關する大體方針を調査すること。

本項に付ては其の調査に際し左の各號を參照すること。

甲　地方稅は主義として國稅に對する附加稅と特別稅と何れを可とすべきや。若し之を保存すべしとせば、大體に於て兩者間の權衡を如何に定むべきや。

乙　附加稅を課する場合に於ては左の各號に付き考慮すること。

（イ）　附加稅に對する制限の程度及方法如何。

（ロ）　現行附加稅の外新に附加稅の徵收を許すを可とするものなきや。

丙　特別稅に付ては左の各號を考慮すること。

（イ）特別稅としては如何なる租稅を可とするや。從て現行特別稅（戶數割・家屋稅・營業稅・雜種稅）中改廢を要するものなきや。

（ロ）特別稅として新設を可とするものなきや。若しありとせば其の稅目及組織如何。

特別委員會は右の調査順序に從ひ、大正九年六月一日以降同十一年六月十五日に至る滿二箇年間に於て、各稅の審議に就き會議を開くこと三十回、更に又特別委員會の付託に依る小委員會を開くこと三十六回、合計六十六回の會議を重ねたる後稅制整理案を作成し、之を調査會に報告したり。今特別委員會の作成したる稅制整理案の大綱、竝に右整理案に依る各稅歲入增減の計算を揭ぐれば左の如し。

甲　直接國稅

直接國稅に於ては一般所得稅を中軸とし、其の補完稅として一般財產稅を創設し、此の兩者を以て直接國稅の根本體系たらしむるを目的とし、現行地租及營業稅は之を地方稅に委讓するの方針を採ることとせり。尤も施行當初に於ける一般財產稅は成るべく其の稅率を輕くし、之が爲に其の歲入が現行地租・營業稅の總額に達せざる部分は、當分の間地租及營業稅の稅率を平等に低減して此の兩稅を存續せしめ、而して當分存續すべき地租は現行法の儘とし、營業稅に付ては相當修正を加ふることとせり。其の他の直接國稅に付ては通行稅及賣藥營業稅を廢止し、相續稅・登錄稅・鑛業稅及所得稅に修正を加へ、砂鑛區稅・兌換銀行券發行稅及狩獵免許稅は現行の儘存續することとせり。其の大要左の如し。

一、直接國稅の體系竝地租及營業稅の委讓

現行地租及營業稅は國稅として不適當なるを以て之を地方稅に委讓し、其の課稅方を地方的事情に適應せしめ、併せて地方財源の基礎を確實にし、一面國稅としては一般財產稅を創設するものとす。而して一般財產稅は財產價額を課稅標準とするものなるが故に、一般所得稅に於て所得調査の周到正確を期し難きが爲に生ずる缺點を調節し、併せて財產より生ずる所得に重課するの目的を達し、又土地其の他の自然增價に因る擔稅力に課稅し、尙無收益財產に對しても課稅するを以て、無收益財產を漸次收益的ならしむるの利益ある等幾多の特長を備へ一般所得稅の補完として最も適當の性質を有するものと認む。故に本稅を創設し一般所得稅と相俟て直接國稅の體系を構成せしむること。

二、地租營業稅の委讓方法

一般財產稅を創設し地租及營業稅は直に之を地方稅に委讓するを理想とするも、財產稅施行の初より其の稅率を高くするときは、或は其の施行の圓滿を害し、又は脫稅の弊害を助長するの虞あり。加之施行當初に於ては課稅物件調査の完璧を期すること困難なるを以て、歲入の確實を保證すること能はず。故に當分其の稅率を成るべく低からしめ、漸次其の發達を圖るの方針を採り、其の間の歲入不足に對しては一時的に現行地租及營業稅の稅率を平等に低減して之を存續せしめ、財產稅の基礎確實となりたる場合に於て此の兩稅を地方稅に委讓すること。

三、當分存續すべき地租及營業稅の整理

現行地租は法定地價を課稅標準と爲すが爲、其の實際價格の變遷に伴はず、負擔の公平を得ざ

るもの少からずと雖、之を根本的に改正せんとすれば莫大の經費と手數とを要し、實行甚だ困難なるを以て、當分の内從來の儘之を据置き、追て地方稅に委讓する場合に於て改善を加ふることとす。營業稅は之を改善せんが爲には地租の如く多大の經費と手數とを要することなきのみならず、本稅は其の制定以來非難多く、殊に近來は其の全廢又は改善の聲一層高まり、政府又は議會に對する建議請願等の狀況に鑑みるも、苟も一般稅制の根本的整理を爲さんとする場合に於ては、假令一時的に國稅として存續するに過ぎずと雖、何等の改正を加へずして之を存置することは不穩當なりと認めらるるが故に、本稅に對しては現行法に對する非難に鑑み、成るべく營業利益を測定するに適當なる課稅標準を選擇し、尙營業利益皆無なる場合に於ける課稅免除の途を開く等、適當なる改正を加ふること。

四、通行稅の廢止

今日の社會狀態に於ては汽車、電車又は汽船を利用する者が、之を利用せざる者に比し必ずしも特別の擔稅力ありと認め難きを以て、本稅は適當の租稅と認め難く、又其の課稅範圍に付ても汽車、電車又は汽船の乘客なる以上は、無資產階級の者と雖又如何なる短距離の通行と雖之を除外することなきが故に、多數の者に對して比較的に負擔苛重に過ぐるの嫌あり。而も其の短距離の通行及下層階級の納むる金額が總稅額の大部分を占むる實況なるを以て、此の際之を廢止すること。

五、賣藥營業稅の廢止

現行賣藥稅法中の賣藥印紙稅は賣藥の需用者に對する消費稅なるも、賣藥營業稅は藥劑製造業に課稅するものにして、普通の物品を製造する者に對する營業稅と異る所なく、而も其の稅內容に公平を失する點あるを以て、此の機會に於て之を全廢し、他の製造業と同じく營業稅法を適用して課稅の統一を期すること。

六、相續稅の整理

相續稅は家族制度を破壞するの虞あるを以て之を廢止すべしとの說なきにあらざるも、相續と云ふ偶然の事實に依り一時に多額の財產を取得する者に對し適當の課稅を爲すは當然にして、之を廢止すべき理由なし。又一說には現行稅率は低きに過ぐるを以て相當に之を高むる必要ありと論ずる者ありと雖、之を高くすれば家族制度破壞の非難を招くの虞あり、且財產稅を創設し更に相續稅を增加するときは、動もすれば財產所有者の負擔を過重ならしむるの傾向あるを以て、此の際之が修正を爲さざることとし、唯脫稅の弊害を除き課稅の公平を期する爲に多少の修正を加ふること。

七、登錄稅の整理

登錄稅は特に修正を要する事項なきも、相續稅修正の結果と課稅の充實公平を期するの必要とに鑑み部分的修正を爲すこと。

八、鑛業稅の整理

鑛業稅中の鑛產稅には普通の營業に對する營業稅に相當する部分あること明かなるを以て此の際鑛產稅中の略半額を減額して地方稅に委讓すること。

九、所得稅の整理

所得稅は最近根本的改正を爲したるものにして特に改善を要すと認むる事項なきも、脫稅の手段顯著なるものに對し相當取締の必要を感ずるを以て、之が矯正の爲に多少修正を加ふること。

十、其の他

砂鑛區稅は鑛業稅中の鑛區稅と同じく鑛業權特許稅たるの意味に於て之を存續し、兌換銀行券發行稅亦特に改正の必要なしと認むるを以て之を現行の通據置き、狩獵免許稅は政府に於て狩獵法の全體に付き根本的改正の計畫ある趣なるを以て、狩獵免許稅も亦其の際合せて研究せらるべく、今回は之を改正せざること。

乙　間接國稅

間接國稅に於ては現行稅種の內醬油造石稅・自家用醬油稅・石油消費稅・賣藥印紙稅の四稅を廢止し、酒造稅・酒精及酒精含有飮料稅・麥酒稅・砂糖消費稅・織物消費稅・印紙稅に修正を加へ、尙化粧品稅・清凉飮料稅を創設し、取引所稅及骨牌稅は之を現行の儘存續することに決し、其の他の消費物件等に付ては新稅として之を創設することの可否に關し大體の調査を爲したり。其の大要左の如し。

一、醬油造石稅の廢止

醬油は生活上の必用品にして、如何に貧困なる者と雖或程度の數量を消費するものなるが故に、之に課稅するは不可なるのみならず、一方之と其の效用を同ふする味噌其の他の調味料に對しても齊しく課稅を爲すに非れば負擔の公平を得ざるべきも、味噌其の他の調味料に對し新に課稅を爲すことは其の實行上多くの困難あるを以て、寧ろ本稅は之を廢止すること。

二、自家用醬油稅の廢止

右の如く醬油造石稅を廢止する以上、農民の自用に供する自家用醬油稅も亦當然之を廢止すること。

三、石油消費稅の廢止

燈火用石油消費稅は電氣瓦斯の發達に伴ひ年次其の需要を減少し、今や大體に於て一部下層階級の負擔に歸するに至れり。而して若し本稅を存續するとせば、石油との權衡上新に電氣瓦斯に對し課稅を爲すの要あるも、此等に對し課稅を爲すときは工業用動力に使用するものとの區分困難なる等の事情あり、故に本稅は之を廢止すること。

四、賣藥印紙稅の廢止

賣藥は主として下層階級に屬する者が醫師の診療を受くること能はざる場合に消費するものにして、國民の保健又は治療上必要のものなるのみならず、若し本稅を存續するとせば、實質に於ては殆んど賣藥と同一なる新藥・新製劑に對しても權衡上新に課稅を爲すの要あるべきも、斯の如きは衞生行政上由々しき問題にして其の實行不可能なるを以て、結局本稅は之を廢止すること。

五、酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅の整理

酒稅に付ては現行の造石稅制度に代ふるに、庫出課稅制度竝專賣制度の可否に關しても一應の調査を爲す所あり、結局課稅制度に付ては現行の儘之を据置くこととし、尙本稅は比較的擔

稅力に富むと認めらるるを以て、稅制整理に因る歲入減少の補塡を之に求め、各酒稅一石に付平均二圓の割合に依り增稅すること。

六、砂糖消費稅の整理

砂糖消費稅に付ては現行の消費稅制度に代へて、之を專賣と爲すことの可否に關しても調査研究を遂げたるが、結局其の課稅方法及稅率は之を現行の儘据置くことに決し、課稅の權衡上餡を本稅中に加へ、之に對し百斤に付二圓の課稅を爲すこと。仍現行の煉乳原料砂糖戾稅法中若干の修正を爲すこと。

七、織物消費稅の整理

織物消費稅に付ては或は綿織物に對する課稅を廢止すべし等の說ありしも、結局現行の課稅方法及稅率を其の儘維持することとし、織物との權衡上メリヤス・フエルトを本稅中に加へ、之に對し織物と同一率に依り課稅すること。

八、印紙稅の整理

印紙稅は現行の課稅方法及稅率を根本的に整理し、卽ち其の負擔能力と納稅上の簡便とを顧慮して、階級定額に依り課稅すべき證書類を特定し、又證書帳簿の性質上頻繁に作成せらるるものにして、比較的擔稅力少きものに對しては、一通又は一冊毎に五錢の定額稅を課し、尙產業組合出資證券の如きものに對しては特に低率の課稅を爲すことの外、經濟界發展の現況に鑑み、現行法に於ける證書面の記載金額に對する課稅最低限の五圓なるを十圓に引上ぐること。

九、化粧品稅の創設

化粧品は主として奢侈的消費に屬し、相當擔稅力に富めるものなるを以て、本稅を創設して之に從價一割五分の印紙稅を課すること。

十、清涼飮料稅の創設

清涼飮料は一種の贅澤品にして、性質上課稅物件として適當なるのみならず、其の消費狀態も麥酒と同一なる點多きを以て、麥酒の補完稅たる意味に於て本稅を創設し、一石に付十圓を課すること。

十一、其の他

取引所稅は最近取引所法の改正に伴ひ既に相當なる改正を加へたるを以て、此際變更を加ふるの必要なしと認め、又骨牌稅に付ては其の歲入額僅少なるの故を以て之を廢止すべしとの說なきにあらざりしも、骨牌は其の使用方法に依りては社會風敎上忌むべきものあるのみならず、大體に於て奢侈的物件と認めらるるを以て、之を改正するの要なしと認めたり。仍ほ其の他新稅として創設することの可否に關し、酢稅、燐寸消費稅等に付一應の調査を遂げたるも孰れも國稅として採用するの價値なきものと認めたり。

丙　地方稅

地方稅に在りては其の根本的整理として、道府縣に於ては國稅より委讓せらるべき地租及營業稅を中軸とし、之に配するに所得稅附加稅を以てし、從來の戶數割及之に代るべき家屋稅は之を全廢し、尙地租との權衡を得しむるが爲に新に定率稅たる家屋稅を設くべく、市町村に於ては地租、家屋稅及營業稅の附加稅を中樞として、之に配するに戶數割を以てすべし。然れども地租及

營業稅は此の際地方稅に委讓せられざるを以て、當分の應急策としては、其の國稅に於て輕減せらるべき部分を地方に於ける附加稅に於て增徵し、其の財源の範圍內に於て前述の根本的整理方針に從ひ左記の如き整理を爲すこと。

一、道府縣稅

（イ）從來の戶數割及之に代るべき家屋稅は、府縣稅として課稅の公平を圖ること困難なるを以て之を廢止し、地租附加稅との權衡上賃貸價格を標準とする定率稅の家屋稅を新設すること。

（ロ）市町村の所得稅附加稅を府縣稅に委讓し、府縣の所得稅附加稅率を、現在の制限率に市町村の制限率を加へたるもの迄引上ぐること。

（ハ）府縣稅營業稅雜種稅は複雜に過ぐるを以て之に相當整理を加へ、職工稅其の他細民に課するが如き稅種を廢止すること。

（ニ）鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、新に鑛業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること。

二、市町村稅

（イ）地租及營業稅の附加稅を地方稅の中軸とするの趣旨に依り、國稅より委讓せられたる財源を以て其の稅率を高め、且新設すべき府縣稅家屋稅に對する附加稅を課すること。

（ロ）鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し、鑛業及砂鑛業に對し新設すべき府縣稅營業稅の附加稅を課すること。

（ハ）戶數割は府縣稅として不適當なるも、市町村內に於ては能く其の權衡を保持し得べしと認めらるるを以て、主として所得を課稅標準とする戶數割を設け、現在の家屋稅施行地にも之を施行すること。但し從來の戶數割及家屋稅は府縣稅より削除せらるるを以て、之に對する從來の市町村附加稅は自然消滅とす。

（ニ）地租及營業稅附加稅の增率に依る增收額、及新設したる家屋稅附加稅の收入を以て、市町村の所得稅附加稅を道府縣へ移したる財源の缺陷、及道府縣に於ける營業稅雜種稅の整理稅目に對する附加稅の減收を補塡し、其の殘額を以て市町村戶數割を輕減すること。

以上各項の整理の結果各稅目の歲入に增減ありと雖も、國稅地方稅を通じたる合計の實收額に於ては、從來と異る所なきものとす。以上各稅整理の結果に因る歲入の增減を示せば左の如し。

（一）國稅整理に因る歲入增減額調

稅目	現行法に依る稅額	整理增	整理減	差引整理後の稅額	備考
現行 地租	七四、一四〇千円	—	三三、九九五千円	四一、一四五千円	本稅の四割四分五厘餘を地方稅へ委讓に因り減
現行 所得稅	一九一、五七七	—	—	一九一、五七七	現行通
現行 營業稅	六四、五八一	八〇	—	三五、八八五	增は賣藥營業稅編入、減は其の四割四分五厘餘を地方稅へ委讓に因る
現行 相續稅	一〇、六三七	—	—	一〇、六三七	本稅は增加すべきも、登錄稅の整理減と差引き增減なしと認む
直接 通行稅	九、一八四	—	九、一八四	〇	廢止に因り減
直接 鑛業稅	一〇、三〇二	—	二、八九六	七、四〇六	鑛產稅の半額を地方稅へ委讓に因り減
直接 兌換銀行券發行稅	八、三三三	—	—	八、三三三	現行通
直接 賣藥營業稅	三一〇	—	三一〇	〇	營業稅に編入に因り減

稅	登錄稅	六九、一三八千円	— 千円	— 千円	六九、一三八千円	本稅は減ずべきも、相續稅の整理增と差引增減なしと認む
	計	四三八、二〇二	八〇	七四、一六一	三六四、一二一	
新直接稅	財產稅	—	六四、九三八	—	六四、九三八	新規課稅
	計	—	六四、九三八	—	六四、九三八	
直稅合計		四三八、二〇二	六五、〇一八	七四、一六一	四二九、〇五九	增減の差九、一四三千圓減
現行間接稅	酒造稅	一五三、七〇五	一〇、六六六	—	一六四、三七一	清酒其の他一石に付二圓の割の增稅に因り增
	酒精及酒精含有飲料稅	三、〇六〇	九五	—	三、一五五	酒造稅との均衡上增稅に因り增
	麥酒稅	七、八九四	七二五	—	八、六一九	麥酒一石に付二圓增稅に因り增
	醬油造石稅	四、八六七	—	四、八六七	—	廢止に因り減
	自家用醬油稅	七七二	—	七七二	—	同上
	砂糖消費稅	四三、〇八八	九九三	—	四四、〇八一	飴百斤に付二圓課稅に因り增
	織物消費稅	四二、六一二	二、七四八	—	四五、三六〇	メリヤス・フエルト課稅に因り增（從價一割）
	石油消費稅	八八四	—	八八四	—	廢止に因り減
	賣藥印紙稅	七、九六四	—	七、九六四	—	同上
	取引所稅	一三、三〇六	—	—	一三、三〇六	現行通
	骨牌稅	三二八	—	—	三二八	同上
	印紙稅	一一、一四七	—	—	一一、一四七	稅率を改正するも收入に增減なしと認む
	計	二八九、六二七	一五、二二七	一四、四八七	二九〇、三六七	
新間接稅	化粧品稅	—	六、一二五	—	六、一二五	新規に價格の一割五分を課稅
	清涼飲料稅	—	二、二七八	—	二、二七八	新規に一石に付十圓課稅
	計	—	八、四〇三	—	八、四〇三	

間稅合計	二八九、六二七	二三、六三〇	一四、四八七	二九八、七七〇	增減の差九、一四三千圓增
總計	七二七、八二九	八八、六四八	八八、六四八	七二七、八二九	增減なし

（備考）一、現行法に依る稅額は大正九年度分とす。但し登錄稅及印紙稅は大正八年分に依る。
二、各新稅は徵稅費を差引たる平年度分の收入見込額を揭ぐ。

（二）地方稅整理に因る歲入增減額調

其一、總計

種別	現在の稅收入額	整理に依る增減額	整理後の稅收入額
地租附加稅	九六、五二七、三九五円	三二、九九四、九一五円	一二九、五二二、三一〇円
營業稅附加稅	二八、九五七、八三一	二八、七九八、四八六	五七、七五六、三一七
道府縣營業稅及其附加稅	一五、三九八、二〇三	二、七四四、八一一	一八、一四三、〇一四
家屋稅及其附加稅（新設）	—	二二、四八九、一七六	二二、四八九、一七六
所得稅附加稅	三一、二九一、三六八	七、九四四、〇四三	三九、二三五、四一一
戶數割（新設）	—	一五三、〇八四、五〇八	一五三、〇八四、五〇八
雜種稅及其附加稅	五四、五九五、五二三	△ 四、九三六、八八九	四九、六五八、六三四
戶數割及其附加稅	二一八、〇〇〇、二五七	△ 二一八、〇〇〇、二五七	—
家屋稅及其附加稅	二三、九六七、〇七八	△ 二三、九六七、〇七八	—
鑛業稅附加稅	一、一二四、六五九	△ 一、一二四、六五九	—
砂鑛區稅附加稅	四、六五五	△ 四、六五五	—
賣藥營業稅附加稅	二二、四〇一	△ 二二、四〇一	—
取引所營業稅附加稅	三三九、九一一	—	三三九、九一一
水產稅及其附加稅	一、〇二一、五一一	—	一、〇二一、五一一

其二、道府縣稅（十年度當初豫算に依る）

種別	現在の稅收入額	整理に依る增減額	整理後の稅收入額
市町村分賦額	七、九五二、七五四円		七、九五二、七五四円
夫役	一、三〇七、四〇六		一、三〇七、四〇六
段別割	四、七一二、四〇九		四、七一二、四〇九
特別稅（段別割を除く）	一五、七二八、三二〇		一五、七二八、三二〇
合計	五〇〇、九五一、六八一		五〇〇、九五一、六八一
地租附加稅	七三、五六二、四九〇円		七三、五六二、四九〇円
營業稅附加稅	一六、七三三、七九一	△一、四六一、六八四（鑛業稅附加稅及雜種稅の編入）	一五、二七一、一〇七
營業稅	九、四一九、〇六四	△一、三九八、〇六六（鑛業稅附加稅及雜種稅の編入）	八、〇二〇、九九八
家屋稅（新設）	—	一四、九九二、七八四	一四、九九二、七八四
小計	九九、七一五、三四五	三五、五五九、三八二	一三五、二七五、一二七
所得稅附加稅	三、六七六、〇二九	△二、八二九、一六三	三、八五六、一九二
雜種稅	三五、一六六、九六九	三九、二五一、一六八	七五、四一八、一三七
戶數割	三九、二五一、一六八	△三九、二五一、一六八	—
家屋稅	七、七三三、七九三	△七、七三三、七九三	—
鑛業稅附加稅	六七〇、八七八	△六七〇、八七八	—
砂鑛區稅附加稅	三、五四六	△三、五四六	—
賣藥營業稅附加稅	八、二九八	△八、二九八	—
取引所營業稅附加稅	一九六、二六七		一九六、二六七

其三、市町村稅（九年度當初豫算に依る）

種別	現在の稅收入額	整理に依る增減額	整理後の稅收入額
水產稅	四三二、〇六二		四三二、〇六二
市町村分賦額	七、九五二、七五四		七、九五二、七五四
夫役	四一、〇〇四		四一、〇〇四
段別割	七七八、〇三六		七七八、〇三六
合計	一九五、六二六、一四九		一九五、六二六、一四九
地租附加稅	二二、九六四、九〇五円	三二、九九四、九一五円	五五、九五九、八二〇円
國稅營業稅附加稅	一二、二二四、〇四〇	一六、七八〇、一八八	二八、七九〇、一八八
道府縣營業稅附加稅	五、九七九、一三九	△一、〇七四、三三八（鑛業稅及其附加稅、雜種稅附加稅編入）	四、九〇五、八〇一
家屋稅附加稅（新設）	—	七、四九六、三九二	七、四九六、三九二
小計	四一、一六八、〇八四	一三、二九九、〇〇八	五四、一六七、〇九二
戶數割附加稅	—	一五三、〇八四、五〇八	一五三、〇八四、五〇八
家屋稅附加稅	一七八、七四九、〇八九	一七八、七四九、〇八九	三五七、四九八、一七八
道府縣雜種稅附加稅	一六、二三三、二八五	一六、二三三、二八五	三三、四六七、〇七〇
所得稅附加稅	一九、四二八、五五四	二、一〇七、七二六	二一、五三六、二八〇
鑛業稅附加稅	二七、六一五、三三九	二七、六一五、三三九	五五、二三一、二七八
砂鑛區稅附加稅	四五三、七八一	四五三、七八一	九〇七、五六二
賣藥營業稅附加稅	一、一〇九	一、一〇九	二、二一八
	一四、一〇三	一四、一〇三	二八、二〇六

	円	円
取引所營業稅附加稅	一四三、六四四	一四三、六四四
水產稅附加稅	五八九、四四九	五八九、四四九
夫役割	一、二六六、四〇二	一、二六六、四〇二
段別割	三、九三四、三七三	三、九三四、三七三
特別稅（段別割を除く）	一五、七二八、三二〇	一五、七二八、三二〇
合計	三〇五、三二五、五三三	三〇五、三二五、五三二

臨時財政經濟調査會は、大正十一年七月一日總會を開きて右特別委員會の成案を附議し、爾後會議を開くこと二回に亙りて之が審議を行ひしが、右整理案に對しては贊否の議論百出し、特に財產稅の創設に對しては主として其の實行難を理由として强硬なる反對を唱ふる者續出して、到底一致點を見出し難き狀態に陷りしを以て、調査會は結局案の可否を採決するに至らず、單に之を政府の參考案として提示するに止むることと爲し、七月二十日左記の趣旨書を附して之を政府に答申したり。

『稅制の根本的整理は中央地方の財政上至大の影響を及ぼすのみならず、國民個々の利害にも亦極めて重大なる關係あるを以て、之が適確なる方策を定むること頗る難事たるも、幸に特別委員會に於て別冊の成案を得たるに依り、政府は更に其の利害得失を攻究し、實際に付て十分なる調査を遂げ、現下の財政經濟の實狀に鑑み適當なる整理を實行せられ可然と認む。』

右の如く特別委員會が前後二箇年に亙り數十回の會議を重ね、苦心研究の餘に成りし稅制整理案も、調査會に於ては無條件に採用せらるるに至らず、單に參考として政府に答申せらるるに止まりしと雖も、而も此の整理案は當時に於ける學界及實際界の權威者に依りて作成せられ、其の調査詳密を極めたるのみならず、我國稅制の根本整理に關する調査としては空前のものと稱するを得べきもの

にして、爾後我國稅制整理問題に對する好箇の指針となり、其の案の一部は後述の如く所謂應急的稅制整理案として大正十二年度に於て實現を見しのみならず、其の後に於て現はれたる各種の整理案も、多少とも此の案に據らざるものなき狀況なるを以て、參考の爲め其の全文を本章末尾に附錄として載錄することと爲したり。

第三款　加藤（友）內閣の稅制改革

大正十年十一月原內閣の後を承けて成立したる高橋內閣は、其の成立後半歲にして翌十一年六月辭職し、之に代りて加藤友三郎內閣成立したり。此の間に在りて我國財界の不況は年を逐うて益〻甚しく、農村の疲弊亦愈〻深刻となり、之に伴ひて國民負擔の輕減を要望するの聲漸く高からんとするに至れり。然るに他方大正十年十一月より翌年二月に亙りて開催せられたる華盛頓會議の結果、海軍軍備制限に關する條約成立し、之が實施の結果は我國の海軍費に對しても相當の縮減を齎すことと なりしが、之を機として大正十一年第四十五回帝國議會に於て、衆議院は滿場一致の決議を以て、海軍の軍備縮小に應じて陸軍に於ても亦、兵役一年四箇月經費四千萬圓の縮小を爲すべきことを要求し政府は此等の情勢に基きて大正十二年度豫算に於ては、海軍縮小に依り四千六百萬圓、陸軍縮小に依り二千四百萬圓、合計七千萬圓の經費節減を行ふの方針を立つるに至れり。玆に於てか世論は此等陸海軍の軍備縮小に依りて得らるべき歲計上の餘裕を以て、過去に於て戰爭と軍備擴張とに依りて著しく增嵩せる國民負擔の輕減に充てんことを期待して、玆に減稅の要望は愈〻熾烈となり、特に營業稅廢止の聲は甚だ高く、殆ど世界大戰前に於ける狀況に復せるの觀を呈するに至れり。斯くて大正

十一年十二月開會の第四十六回帝國議會に於ては、政黨各派は爭つて國民負擔の權衡及輕減の問題を論じ、之に伴ひ廢減稅に關する法律案の提出せらるるもの頗る多數に上りたり。卽ち先づ憲政會は地方農村の疲弊を救濟し其の振興を圖る爲めの應急策として、地租の二分減を斷行することに依り約二千四百萬圓の減稅を行ふと共に、他方商工業者の負擔輕減を圖る爲めに、營業稅を廢して新に營業特別所得稅を設くることに依り、少くも二千二百萬圓の減稅を行はんことを主張し、同時に之に對する權衡上一般生活必要品たる消費稅に對しても輕減を加ふるの趣旨を以て、綿織物消費稅、醬油稅、自家用醬油稅の廢止を唱へ、斯くて以上の主張に基き同會所屬議員安達謙藏外四名は地租條例中改正法律案、營業稅法廢止法律案、織物消費稅法中改正法律案、醬油稅法廢止法律案、自家用醬油稅法廢止法律案を提出したり。而して右實行の結果として生ずる合計四千八九百萬圓の歲入缺陷は、之を主として軍備縮小及行財政整理の實行に依る剩餘額に求むべきことを唱へたり。次に又革新俱樂部及庚申俱樂部の兩政黨は、何れも地租及營業稅を地方稅に委讓の上、稅額輕減の趣旨を以て之を各地方に於て適當に按配せしめ、以て地方財源の涵養、國民負擔の輕減を圖らんことを主張し、此の趣旨の下に右兩黨所屬議員中川幸太郎、林田龜太郎、松下禎二、上田彌兵衞等は、地租條例及營業稅法の廢止に關する法律案を、各別個に提出したり。而して此の結果生ずべき約一億二三千萬圓の歲入缺陷は之を軍備の徹底的縮小、行政の根本的整理竝に減債基金の繰入中止に依り補塡せんことを唱へたり。更に又衆議院の最多數を占むる立憲政友會は、地方財政の窮迫、農村經濟の疲弊を救濟するが爲には國稅及地方稅に亙る根本的整理の先決問題として、從來の如き地方稅の附加稅主義を排して、獨立の稅種として地租を地方稅に委讓するの必要を主張せしと雖も、以上各派の如く自ら之に關する法律案を提出することなく、單に同議會に於て其の所屬議員床次竹二郎外十一名をして『政府ハ速ニ行政ノ根本的整理ヲ遂行シ、事務ノ簡捷能率ノ增進ヲ圖リ、且力メテ政費ノ節約ヲ行ヒ、竝ニ汎ク稅制ヲ整理シテ國民負擔ノ均衡ヲ計リ、殊ニ地租ノ如キ獨立稅種ヲ移讓シテ地方財政ノ基礎ヲ鞏固ニスベシ』との建議案を提出せしむるに止め、而も之が實行に關する具體的方策は之を明示することなく、唯政府が大正十三年度の財政計畫を樹て稅制整理を行ふに際しては、地租委讓を實行すべく、次期議會に之が法律案を提出すべきことを、政府に對して要望せしに過ぎざりき。斯の如くにして第四十六回帝國議會は、稅制整理論又は廢減稅論を續りて議論沸騰し、頗る活氣を呈するに至れり。

然るに政府は大正十二年度の豫算計畫を樹つるに當り、前述の如き軍備縮小竝に行財政整理の斷行に依る歲計上の餘裕は、之を義務敎育費國庫負擔額の增加、高等敎育機關の擴張整備、國債償還基金繰入の復活、治水港灣竝に產業奬勵等に關する經費の增額等、主として時勢の必要に應ずべき諸般の積極的施設に使用することと爲し、特に之を以て專ら國民負擔の輕減に充つるが如き方針は採用せざることと爲したり。然れども政府に於ても現行租稅制度中整理改善を要するもの甚だ多きものあるは之を認むる所なりしを以て、其の中特に整理の急を要すと認むるものに就き、應急的に局部的の稅制整理を行ふことと爲し、卽ち大正十一年七月提出せられし臨時財政經濟調查會の答申中の意見をも參照したる上所得稅營業稅、印紙稅の改正竝に賣藥營業稅及石油稅の廢止を行ふことに決し第四十六回帝國議會に於て之に關する諸法律案を提出したり。今右提案に當り提案の趣旨及內容に關して、大藏大臣市來乙彥の爲せる說明演說の大要を揭ぐれば左の如し。

『一般の租稅制度に改善を加へ之を整備することは、從來の懸案となれる所なり。然れども一般

の稅制を整理することは、其の範圍極めて廣汎に亙るが故に、之が爲に愼重なる調査を遂ぐることを要し、決して一朝一夕の能くする所に非ず。從つて政府は銳意之が研究を怠らずと雖も、未だ本議會に於て適當なる成案を提出するに至らざることは、甚だ遺憾とする所なり。然りと雖も現行稅法の中に就て見るに、或は課稅の標準に關し、或は徵稅の方法に關し、著しき缺點あるものありて、此等に對しては今日に於て少くも應急の整理を行ふことを急務なりと認めしを以て玆に稅法の改廢に關する法律案を提出したる次第なり。今各法律案に亙りて其の內容の大體を說明するに、第一に所得稅法の改正に就ては、現行の所得稅法に依れば、個人に對する課稅と法人に對する課稅との間に差等あり、之が爲め近時同族會社又は保全會社なる家族的の會社を組織して其の所得を會社內に留保することに依り、株主又は社員に對する配當所得の綜合課稅を免れんとするの傾向を生じ、甚しきに至りては該會社と其の社員又は株主との間に、種々の取引を行ひたる形跡を作成して、之に依りて所得稅の輕減を圖らんとするが如き手段に出づるものあるに至れり。此等の弊害は成るべく取急ぎ之を是正するの必要あるを認め、卽ち本改正案に於ては、此等の會社に於ける留保所得が一定金額以上に達する場合には、之を株主又は社員に配當せしものと見做し、之に對し適當に課稅することとしたり。次に又現行所得稅法に依れば、銀行預金に就ては定期預金の利子のみが第二種の取扱を受け、其の他の預金は貯蓄預金を除く外は、總べて其の利子は第三種所得として綜合課稅を適用せらるるものなるが、而も實際に於ては第三種に屬する銀行預金の利子は、多くの場合納稅者の申告に漏るる傾ありて、從つて銀行預金は定期預金を除きては、殆ど稅法の適用を免れ居れる現狀なり。加之近來は實質上定期預金と

認めらるるものと雖も、種々の手段を講じて定期預金に非ざるが如き形體を裝はんとするものを生せり。此等は固より負擔の權衡を失すること甚しきものなるを以て、本改正案に於ては、貯蓄預金を除くの外は、總べての銀行預金の利子を第二種所得として、之に課稅することと爲したり。第二に營業稅に就て述ぶれば、抑營業稅は其の課稅標準に就ても、徵收の方法に就ても、各種租稅中最も多くの議論を存する稅目なるを以て、今回の改正に當りても、出來得るならば之を根本的に改正することを適當なりと認めしと雖も、斯かる根本的整理は前述の如く、一般の稅制整理の時を待つに非ざれば到底不可能なるを以て、此の際は營業稅法に對して應急的の改正を加ふるに止むるの外なきことを認め、此の意味に於て改正案を作成したり。卽ち營業稅の課稅標準たる建物の賃貸價格は、二三の業體を除く其の他の業體に付ては、必ずしも負擔力の大小に比例するものに非ざることを認め、此等の營業に在りては建物賃貸價格を課稅標準より除くこととしたり。而して之が結果として各種の營業に亙りて其の稅率に變更を加へ、夫々之を低減したり。又現行法に依れば課稅標準が減損更訂の處分を受けたる結果、其の標準額が法律に於て定められたる課稅最低限度以下となりたる場合に於ても、尙之に對して課稅するの規定なりと雖も、法律に定めたる限度以上の所得なき場合には、如何なる場合に於ても課稅せざることを適當と認め、右の如き場合にも課稅を免除することに改めたり。更に又現行法に於ては一度課稅標準に依りて納稅の決定を爲したる以上は、假令該營業者の所得皆無の場合に於ても課稅するものなりと雖も、右は前述と同樣の趣旨に依り穩當ならずと認め、斯の如き場合には課稅を免除することとせり。尙營業稅の調査に關して公平確實を期する爲め、營業者の團體に對して課稅に

關する事項の諮問を行ふ機關を設置する如き規定を設け、且つ調査委員・審査委員等に就ても、從來の經驗に徵して大體に於て所得稅法の規定に準ずるを適當と認め、之が制度を設くることとせり。第三に賣藥稅法の改正に就ては、現行賣藥稅法に於ては賣藥營業稅は藥劑一方毎に、其の製造品の定價總額に對して課稅するものにして、從つて一箇年の製造藥劑の定價總額は同一なるも、其の方數の多少に依りて課稅額に相異を生ずることとなる。又一方劑の製造定價が十萬圓以上の場合は、其の製造額如何に多額に上るも稅額を增加することなし。此等の規定は課稅上公平を缺けるものと謂はざる可からざるのみならず、賣藥の製造販賣と其の他の物品の製造販賣とに依り、之に對する課稅法律を異にする必要なきを以て、今回の改正に於ては賣藥營業稅は之を廢止し、賣藥の製造販賣に對しては、營業稅法に依り一般の營業稅を課することに改めたり。第四に印紙稅に就て述ぶれば、現行の印紙稅法は明治三十二年の制定に係るものにして、爾後多數の年處を經過し、其の間經濟事情の變遷著しく、現今の時勢に適せざる規定尠からざるを認め、本次の改正案に於ては、或は課稅最低限の引上を行ひ、或は各種の證書に對する稅率の引下を行ふ等、夫々適當と認むる改正を行ひたり。第五に石油消費稅に就て述ぶれば、本稅は燈火用に供する石油の消費に對して課稅するものなるも、近來電氣瓦斯の發達に伴ひ燈火用に供せらるる石油の需要年を逐うて減退し、從つて其の稅額も年々減少を見るの狀況なり。加之燈火用として石油を消費する者は、概して下層階級に屬する者にして、特に山間僻地に居住する者に限らるる狀況なり。卽ち此等の關係を考慮するときは、現今に於て石油消費稅なる少額の租稅を維持する必要なきのみならず、寧ろ之が廢止を以て今日の經濟狀勢に適合するものなるを認め之を廢止することとせり。』

衆議院に於ては以上稅制整理に關する政府竝に議員提出の諸法律案に就き討議の後、政府提出案に就ては其の中所得稅及營業稅の改正案は、些少の修正を加へたる上、其の他の案は原案の儘何れも之を可決し、議員提出に係る諸法律案は總て之を否決したり。而して政府は政府提出案に對する衆議院の修正を以て、原案の趣旨に對し格別の影響を及ぼすものに非ずと認めて之に同意し、貴族院に於ても審議の上異議なく政府提出諸案を可決せしを以て、此等五法律案は裁可を經て左の如く公布せられ、其の中營業稅法中改正法律は大正十二年三月三十一日より、賣藥稅法中改正法律は大正十三年一月一日より、其の他は何れも大正十二年四月一日より實施せられたり。尙衆議院に於て政友會所屬議員の提出に係る行政及稅制整理に關する前記の建議案は、多數を以て可決せられ、政府亦其の趣旨に對して贊成の意を表したり。

一、所得稅法中改正法律	大正十二年三月二十七日	法律第八號
一、營業稅法中改正法律	同　上	法律第九號
一、石油消費稅法廢止法律	同　上	法律第十號
一、賣藥稅法中改正法律	同　上	法律第十一號
一、印紙稅法中改正法律	同　上	法律第十二號

今政府の豫算に依れば以上諸稅法の改廢の結果、大正十二年度に於て生ずる國庫收入の增減は左に揭ぐるが如く、之に因りて收入の增加するもの六百八十九萬餘圓、之に因りて收入の減少するもの二千百三十三萬餘圓にして、差引千四百四十四萬圓は卽ち國民負擔の輕減となるものとす。

所得稅の改正に因る增收　六、八九二、九八九圓

營業稅の改正に因る減收　一九、八三五、二六五圓
石油消費稅の廢止に因る減收　六五三、六〇一圓
印紙稅の改正に因る減收　六八七五一三圓
賣藥營業稅の廢止に因る減收　一六三、二三九圓
增減差引純減收　一四四四六、六二九圓

尙右の如き營業稅の輕減は當然其の地方附加稅の減收を齎すものにして、其の減收額は道府縣及市町村を通じ、約千五百萬圓に上るものと見積られしが、政府は地方財政の狀況に鑑み、地方收入に於ける此の歲入缺陷を補塡せしむる方策を採用する必要を認め、此の趣旨を以て、明治四十一年法律第三十七號（地方稅制限に關する法律）第二條に於ける營業稅附加稅の制限率中、北海道及府縣の分百分の二十九を百分の四十一に、其の他の公共團體の分百分の四十七を百分の六十一に改むることと爲し、之に關する法律案を前記稅制改正諸法律案と同時に議會に提出して其の協贊を經、同法律案は大正十二年三月二十九日法律第三十號を以て公布せられたり。但し此の營業稅附加稅の制限緩和に依る收入補塡可能見込額は通計約千二百三十萬圓にして、其の不足分約二百七十萬圓は、之を地方公共團體各自の歲計節約に依りて調節せしむることとせり。

以上の如くにして政府の計畫に係る局部的なる減稅的稅制整理は、何れも大正十二年度に於て實施せらるることとなりしが、右稅制整理に關聯して新に地租及營業稅の地方委讓なる問題發生し、而も此の問題は前述の如く第四十六回帝國議會に於ける重要論議の一となりしのみならず、特に政友會所屬議員の提出せし地租委讓に關する建議案は、多數を以て衆議院を通過し、政府亦之に對して同意を表せしを以て、玆に政府は本問題の實行に關して一の政治的責任を負ふこととなれり。然れども地租委讓の問題は租稅制度の根本に密接なる關係を有するものにして、之が實行は一般的稅制整理の一部に屬するものと稱すべく、本問題のみを單獨に解決すること能はざるものあるを以て、政府は此の際に於て數年來の懸案たる稅制の根本的整理に關して速に調査を遂げ、以て其の進行を圖るの必要を認め、議會終了後大正十二年四月に至り大藏省內に稅制調査委員會を設置し、大藏次官を會長とし、大藏省部內及關係各廳（內閣法制局・內務省・農商務省）の高等官中より委員を選任して、稅制整理に關する調査研究に當らしむることと爲し、六月十八日其の第一回會議を開催したり。今會議の劈頭に於て決定したる調査順序及調査要領を揭ぐれば左の如し。

『本委員會は先づ地租委讓の方法及其の利害得失、竝に直接國稅の體系を如何にすべきやを調査し、其の結果に依り各稅目の內容に付、細目に涉り調査するものとす。調査要領左の如し。

一、地租を地方に委讓する方法竝に其の利害得失の研究。
二、營業稅も亦地方に委讓するものとせば、其の方法竝に利害得失の研究。
三、地租のみを地方に委讓する場合に於ける直接國稅の體系を如何にすべきや。
四、地租及營業稅を地方に委讓する場合に於ける直接國稅の體系を如何にすべきや。
五、地租・營業稅の委讓を爲さざる場合に於ては、直接國稅の體系を如何にすべきや。
六、以上各項調査の際は其の收入減に對する補塡方法竝に地方稅の體系に付ても、相當考慮すること。
七、以上調査の結果に基く各稅の內容細目に關する調査。』

稅制調査委員會は右の調査順序に從ひ引續き調査考究を遂ぐる所ありしが、會、同年九月一日關東地方に大震災あり、更に之と前後して內閣の更迭行はれし爲め、本調査も一旦之を中止せしが、爾後再び開始せらるることなくして、遂に調査會は自然消滅となり、從つて地租委讓の問題も玆に一頓挫を來すこととなれり。

第七節　大正末年の稅制整理

第一款　第一次稅制整理

大正十二年九月關東震災直後に成立したる山本內閣は、翌十三年一月に至り淸浦內閣と交迭せしが、同內閣も亦僅に六箇月にして同年六月辭職せしを以て、之に代りて加藤高明內閣成立せしが、同內閣は世界戰後の反動竝に未曾有の震災に因る財界萎縮の後を承けて、財政の基礎の鞏固を圖ると共に經濟界の恢復發展に資するが爲には、財政及行政の整理緊縮を斷行するの必要を認め、內閣成立後直に之が調査に著手して其の方針を確立し、此の方針に基き大正十四年度豫算の編成に當りては、一般特別兩會計を通じて合計一億三千餘萬圓の節減及一億二千六百餘萬圓の繰延を斷行したり。而して政府は右行政及財政整理の斷行に一段落を告ぐるや、引續き年來の懸案たる國稅及地方稅に亙る租稅制度の一大整理を斷行せんことを期し、卽ち先づ大正十三年十二月召集の第五十囘帝國議會に於て、大正十四年度追加豫算として之に關する調査費を要求し、其の成立を俟ちて議會閉會後大藏省內に稅制調査會を設置して、之が調査に著手したり。右調査會は大藏大臣を會長とし、內閣及內務・大藏兩省等の關係官廳の官吏若干名を委員として組織せらるるものにして、大正十四年四月二十日其の第一囘の會議を開催せしが、右會議に於て會長濱口雄幸は調査の方針に關し、大要左の如き演說をなしたり。

『國民の租稅負擔の公平を圖る爲に稅制整理を行ふことは我國多年の懸案なりしが、政府は今囘愈之を實行することに決し、閣議の決定を經て本稅制調査會を設けられたる次第なり。稅制整理の問題は豫て臨時財政經濟調査會竝に大藏省に於ける稅制調査委員會等に於ても屢調査し論議を盡されし所なるも、此の問題は財政上竝に國民經濟上影響する所頗る大なるものあり、尙愼重なる調査考究を要する爲め今日迄遂に實現を見ることを得ざりしなり。然れども今日は最早議論の時に非ずと考ふるを以て、曩に第五十囘議會に於て政府の聲明せし如く、今囘は是非共整理案を完成して、次期議會に之を提案せんと欲するなり。調査の方針は現行制度の缺點を矯正し、國民の負擔力に適應して公正なる課稅を實現せしむべき制度を確立するに在ることは勿論にして、之と同時に能ふべくんば負擔の輕減をも企圖し度き希望を有するも、此の點は財政計畫の關係上今日に於て決定するは困難なるが故に、本調査會に於ては大體に於て歲入總額に增減を來さしむめざる方針を以て調査せられんことを望む。』

調査會は右の方針に基き其の調査順序を左の如く決定したり。

『本調査會は國民負擔の公正を圖る爲に、國稅（關稅を除き、專賣を含む）及地方稅を通じて稅制を如何にすべきやを調査し、可成速に其の實行案を調査するものとす。其の要領左の如し。

一、直接國稅の整理調査

（イ）直接國稅の體系を如何にすべきや。

（註）所得稅を中樞とすべきこと勿論ならんも、之に配すべき補完稅を如何にすべきや、卽ち地租及營業稅を如何にすべきや、及財產稅を創設すべきや否や等を調査すること。

（ロ）直接國稅中廢止すべきもの如何。

（ハ）直接國稅中改正すべきもの如何。

（ニ）直接國稅として創設すべきものなきや。

二、間接國稅の整理調査

（イ）間接國稅中廢止すべきもの如何。

（ロ）間接國稅中改正すべきもの如何。

（ハ）間接國稅として創設すべきものなきや。

三、專賣制度の整理調査

（イ）專賣制度中改正すべきもの如何。

（ロ）新に專賣と爲すべきものなきや。

四、地方稅の整理調査

（イ）地方稅の體系如何。

（ロ）地方稅中廢止すべきもの如何。

（ハ）地方稅中改正すべきもの如何。

（ニ）地方稅として創設すべきものなきや。

五、國稅及地方稅共歲入總額は大體現在歲入に增減なからしむる方針を以て調査すること。

六、本會は稅制の組織、各稅の課稅標準及稅率等に關する要綱のみを調査決定し、法文の作成は大藏省及內務省に於て之を爲すこと。』

而して調査會は國稅に關する大體の整理方針を決定するに非ざれば、國稅及地方稅共に其の整理案を得ること甚だ困難なるを認め、爾後數十回の會議を開きて調査、審議を遂げたる上、七月末に至り先づ國稅整理方針及綱要を政府に報告せしを以て、政府は八月四日之を閣議に於て決定の上、左の如く發表したり。

『其一　稅制整理方針

今回の稅制整理は歲入に著しき增減なからしむる範圍內に於て(一)租稅の體系を正し負擔の均衡を圖るの理論と(二)稅務行政實行上の便否と(三)現下財政經濟上の實況に對する顧念と、此の三者を出來得る限り調和せしめむことを期し、大體左記各項の如き方針の下に之が整理案を立てたり。

第一　直接國稅の體系は大體に於て現在の制度を是認し、所得稅を中心とし、之が補完稅として地租・營業稅に適當なる改善を加へて之を存置し、新に輕度の資本利子稅を創設し、家屋稅は國稅としては之を起さず、地方の財源たらしめむとす。

第二　事業の基礎を鞏固ならしめ、產業の發展を助長し、及負擔の均衡を圖るが爲め、左の改正を爲せり。

一　法人の留保所得に對する累進課稅を撤廢し、最低率百分の五の比例稅を課す。之に依て若干の減收を生ず。

二　營業稅の外形標準に依る課稅法を改め、營業純益に對して比例稅を課することとし、同時に現在の營業稅收入に對して若干の輕減を爲す。

三　地租の課稅標準を賃貸價格に改め、田畑地租に對し相當の減稅を行ふ（賃貸價格に依る課稅は大正十七年度より施行の見込にして、右施行迄の間に於ける經過法は別に之を定む）。

第三　中流以下多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の效果を擧ぐるが爲め左の改正を爲せり。

一　所得稅の免稅點八百圓を千二百圓に引上ぐ。

二　地租に免稅點を設く（免稅點は差向き田畑に限り、一市町村內に於ける地價二百圓とす。賃貸價格に依る課稅法採用の後は賃貸價格に依て免稅點を設くべきも、其の限度未定）。

三　營業稅の免稅點も前二者に比準して營業純益四百圓とす。

四　相續稅の免稅點を引上げ、家督相續五千圓、遺產相續千圓とす。

五　綿織物消費稅を免除し、通行稅・醬油稅・自家用醬油稅・賣藥印紙稅を全廢す。

第四　新稅は成るべく之を避くるの方針を採りたるも、租稅の體系を整へ、負擔の均衡を得しめ又他の租稅の稅源を擁護し、且廢減稅に因る歲入の減少を補塡せむが爲め、左の二種の新稅を起すこととせり。

甲　資本利子稅　　百分の二の比例稅を課す。

乙　清凉飮料稅　　一石十圓とす。

第五　第二項及第三項に因る歲入の減少を補塡する財源として、前項新稅の外左の增稅を行ふこととせり。

甲　相續稅

家督相續に於ける課稅財產四萬圓を超ゆるものより適當に增率し、五百萬圓を超ゆるものに至りて最高百分の十三を課す。其の他之に準じて增率す。

乙　酒造稅

淸酒一石三十三圓を四十圓とす。其の他之に準じて增率す。

丙　酒精及酒精含有飮料稅

淸酒に準じて增率す。

丁　麥酒稅

一石十八圓を二十五圓とす。

第六　新に專賣事業を計畫せざることとせり。

第七　直接國稅の減免に依る歲入の減少は、成るべく直接稅の增收を以て之を補塡する方針を採り、其の不足額は關稅の改正に依る自然の增收を以て之に充てむとす。

間接國稅の整理に基く差引不足額の補塡方法に付ては尙考究中に屬し、財政計畫立案の時を待て之を決定せむとす。

其二　稅制整理綱要

直接國稅に於ては一般所得稅を中心とし、現行地租及營業稅に適當なる改正を加へて之を存置するの外、資本利子稅を創設し（家屋稅は地方稅として一般的に之を設けしむ）、以て其の體系を整へ、其の他の直接國稅及間接國稅全般を通じて大要左の如き改正を加ふ。

一　**所得稅**　(イ)法人の留保所得に對する累進的課稅を廢し、留保所得と配當所得との區分を爲さずして、其の合計所得に對して比例稅を課し(ロ)之と同時に同族會社に對する取締を嚴にし(ハ)個人所得の課稅最低限を千二百圓に引上ぐること。

二　**地租**　(イ)課稅標準を賃貸價格に改め(ロ)田畑に對し課稅最低限を設くることとし、約二箇年を以て其の調査を完了せしめ、大正十七年分より改正法に依り地租を徵收するの方針を採ること。而して新法施行に至る迄の間は農民の負擔輕減の目的を以て、田畑の稅率より地價百分の一箇（北海道に在りては地價百分の〇・七）を減じ、尙田畑地價二百圓未滿のものを免稅とすること。

三　**營業稅**　(イ)課稅標準を純益に改め(ロ)課稅すべき業體は現行法通りとし(ハ)課稅最低限を純益四百圓とし(ニ)總額に於て現行稅額を幾分輕減すること。

四　**資本利子稅**　地租及營業稅との權衡上、配當金以外の資本利子（國債利子を含む）に對し資本利子稅を創設し、百分の二の比例稅を課すること。

五　**相續稅**　(イ)課稅最低限を家督相續五千圓、遺產相續千圓に高め(ロ)稅率を相當に引上ぐること。

六　**通行稅**　大正十五年度より廢止すること。

七　**醬油稅**（自家用醬油稅共）　同上。

八　**賣藥稅**　同上。

九　**織物消費稅**　綿織物に對し免稅し、大正十五年度より實施すること。

一〇　**酒稅**（麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅共）　麥酒に付ては約四割、其の他に付ては約二割の增稅を行ひ、大正十五年度より之を實施すること（麥酒一石當稅率十八圓を二十五圓とし、清酒一石當稅率三十三圓を四十四圓とす）。

一一　**清凉飮料稅**　炭酸瓦斯を含有する清凉飮料に對し清凉飮料稅を創設して、一石に付十圓の課稅を爲すこととし、大正十五年度より之を實施すること。

以上改正の結果稅額に及ぼすべき影響は大體左表の通。

稅制整理に因る稅額增減見込額表

區分		稅額 增	稅額 減	稅額 差引（△減）	備考
		千円	千円	千円	
所得稅	法人所得稅改正	—	六、五二三	—	十三年度決定額を基礎とす
	個人最低限引上	—	四、三二四	△ 一〇、八四七	
	計	—	一〇、八四七	—	
地租	地價二百圓以下免稅	—	一二、一六六		十四年一月一日現在額を基礎とす
	稅率低減	—	九、六九三	△ 二一、八五九	
	計	—	二一、八五九	—	
營業稅	最低限變更	—	二、二〇四		十四年分決定額を基礎とす
	課稅標準及稅率變更	—	二、八七九	△ 五、〇八三	
	計	—	五、〇八三	—	
資本利子稅（創設）		一五、六〇四	—	一五、六〇四	（十三年分所得稅の利子額に依る（國債は十三年十月現在に依る）

	千円	千円	千円	
最低限引上				
税率引上	六、三〇七	六四七		
相續稅贈與の範圍擴張	五六五			
計	六、八七二	六四七		
小計	二二、四七六			
通行稅（廢止）				
醬油稅（廢止）				
賣藥稅（廢止）				
織物消費稅（綿織物減）				
酒造稅（稅率引上）	二九、八二八			
麥酒稅（同上）	五、〇二九			
酒精及酒精含有飲料稅（同上）	四一七			
計	三五、二七四			
清涼飲料稅（創設）	四、九四六			
（通行稅以下）小計	四〇、二二〇			
總計	六二、六九六	六四七		

	千円	千円	千円	
	六四七			
	三八、四三六	△	六、二二五	九年乃至十三年分當初決定高の五箇年平均に依り推算す
	一一、三〇六	△	一五、九六〇	
	七、一五一	△	一一、三〇六	十三年度分
	一〇、四四六	△	七、一五一	十三年度分
	二四、九九五	△	一〇、四四六	十三年度分
		△	二四、九九五	十三年度分に依り計算す
			三五、二七四	十三年度造石高に依り推算す
			四、九四六	前三年製造高の平均を調査して算定す
	五三、八九八	△	一三、六七八	
	九二、三三四	△	二九、六三八	

所得稅改正綱要

一　法人の所得中留保所得及配當所得を廢し、配當したると否とを問はず、其の合計所得に對して百分の五の比例稅を課すること（超過所得及清算所得等は現行の儘存置す）。

二　同族會社の取締に付ては、現行法に適當なる改正を加ふると同時に、之が活用を期するの方針を採ること。

三　個人所得の課稅最低限を千二百圓に引上ぐること。

四　大正十五年度より施行すること。

地租改正綱要

一　地租負擔の公正を期する爲、地租の課稅標準は各地目共全部之を賃貸價格に改むること。

（備考）賃貸價格とは貸主が公課・修繕費其他土地の維持に必要なる經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき金額を謂ふ。

二　賃貸價格の調査は大正十五年四月より著手し、大正十六年十二月迄に之を完了して、大正十七年分より其の賃貸價格に依り地租を徵收するを目的とすること。賃貸價格調査の爲め必要なる法律案及豫算案は別途來議會に提出すること。

三　賃貸價格を決定する迄の田畑の地租（大正十五年及十六年分）は、現行地租條例の稅率を左の通り低減して徵收すること。

田　畑　地價百分の三・五（現行百分の四・五）

北海道に在りては

田　畑　地價百分の二・五（現行百分の三・二）

四　前項の期間中（大正十五年及十六年）は、一市町村內に於て同一人の所有する（同居家族の分は合算）田畑の地價二百圓未滿なる場合は、其田畑の地租を免除すること。

五　賃貸價格決定後に於ける地租の稅率は、賃貸價格決定の時に於ける現在地租額（第三項に依り低減したる稅率を以て計算したる地租額、但し第四項の免除額を算入す）を超過せざる範圍內に於て、適

當に定むること。

六　改正地租の免稅點は賃貸價格調査の結果に依り適當に之を定むること。

七　賃貸價格の決定は成るべく各筆毎に之を爲さず、各地目毎に狀況同一なる一定の區域（例へば大字又は字等）內に於ける標準價格を定むることとし、土地賃貸價格調査委員會に付議して稅務署長之を決定すること。

八　賃貸價格調査の結果地租の稅率・免稅點等を決定するに至りたるときは、新地租法を立案し議會に提出すること。

營業稅改正綱要

一　營業稅負擔の公正を期する爲め、營業稅の課稅標準は各業共全部之を純益に改むること。

二　課稅業體の範圍は總て現行通りとすること。

三　純益の算定は大體所得稅法の所得金額の算定に準じ、多少の例外を設くること。

四　課稅最低限は純益四百圓とすること。

五　稅率は大體左の如く定むること。

法人	純益	百分の四
個人	純益	百分の三

稅率は尙考究の上決定すること。

六　大正十六年より施行すること。但し大正十五年分に付ては決定稅額に對し相當の割引免除を爲すこと。

資本利子稅綱要

一　課稅物件は內國に於て支拂を受くる公債（國債を含む）社債利子・銀行預金利子・貸付信託の利益・營業稅を課せられざる法人より受くる配當金及所得納稅者の取得する非營業貸金預金（銀行預金を除く）の利子とすること。

二　營業稅を課せらるる法人より受くる株式配當は、法人に對し課稅するを以て本稅より除外すること。

三　現行所得稅法に於て免稅する公共團體・公益法人及產業組合等の受くる利子は免稅すること。

四　本稅の徵收は現行第二種所得稅の如く、利子又は配當金支拂の際差引徵收する方法に依ること。但し所得納稅者の取得する非營業貸金預金に付ては、第三種所得稅と同樣所得者より徵收すること。

五　課稅標準は利子又は配當金額其儘とし、稅率は百分の二とすること。

六　大正十五年度より施行すること。

相續稅改正綱要

一　現在の課稅最低限（家督相續二千圓、遺產相續五百圓）を左の如く引上ぐること。

家督相續	五千圓
遺產相續	千　圓

二　稅率を改正し左表の如く之を引上ぐること（本表は家督相續第一種の分なり。其他の分も全部本表の程度に準じて改正するものとす）。

區分	現行稅率	改正稅率
五千圓以下の金額	千分の五	千分の五
五千圓を超ゆる金額三萬圓同	同六	同六
三萬圓同四萬圓同	同一〇	同一〇
四萬圓同五萬圓同	同一二	同一五
五萬圓同七萬圓同	同一四	同二〇
七萬圓同十萬圓同	同一七	同二五
十萬圓同十五萬圓同	同二〇	同三〇
十五萬圓同二十萬圓同	同二五	同四〇
二十萬圓同三十萬圓同	同三〇	同五〇
三十萬圓同四十萬圓同	同三五	同六〇
四十萬圓同	同四〇	同七〇

區分	現行稅率	改正稅率
一萬圓を超ゆる金額二萬圓同	千分の七	千分の七
二萬圓同五十萬圓同	同八	同八
五十萬圓同六十萬圓同	同四五	同八〇
六十萬圓同七十萬圓同	同五〇	同八〇
七十萬圓同八十萬圓同	同五五	同九〇
八十萬圓同九十萬圓同	同六〇	同九〇
九十萬圓同百萬圓同	同六五	同九〇
百萬圓同二百萬圓同	同六五	同一〇〇
二百萬圓同三百萬圓同	同六五	同一一〇
三百萬圓同五百萬圓同	同六五	同一二〇
五百萬圓同	同六五	同一三〇

三　前項の如く稅率を增加すると同時に、延納期間五年以內を七年以內に改むること。

四　現行法に於て遺產相續と看做すべき贈與は、推定相續人に贈與したるものに限るも、親族に對し贈與したるものを總て遺產相續と看做すこと。

五　大正十五年度より施行すること。

織物消費稅改正綱要

一　織物中綿織物に對しては免稅すること。

二　綿織物の範圍は全量中百分の九十五以上の綿を原料とする織物にして、絹を交へざるものに限定すること（人造絹絲・金屬絲・金屬線・金屬箔・漆絲及漆箔は絹と同一に取扱ふこと）。

三　大正十五年度より施行すること。

清凉飲料稅綱要

一　課稅物件は炭酸瓦斯を含有する清凉飲料とすること。

二　稅率は一石に付十圓とすること。

三　製造業者をして毎月其の前月中に於て製造場より移出したる清凉飲料の石數を申告せしめ、申告石數に對して課稅すること。

四　稅金は前項移出の翌月之を徵收すること。

五　徵稅に關する取締規定は大體他の消費稅に準すること。

六　大正十五年度より施行すること。』

稅制調査會は右に引續き地方稅の整理に關する調査を進め、同年八月に至りて其の方針及大綱を政府に報告せしを以て、政府は同月二十六日閣議に於て決定の上左の如く之を發表したり。

『**其一　地方稅制整理方針**

地方稅制の整理に關しては、國稅整理案に對應し且地方稅負擔の均衡を圖る目的を以て、大體左記方針の下に整理案を作成せむとす。

第一　府縣稅として家屋稅（又は建物稅）を創設すること。

國稅に於て直接稅の體系を整備するに當り、家屋稅を創設せず、之を地方の財源たらしむることと爲せるを以て、府縣稅として家屋稅（又は建物稅）を創設することとし、一は以て戶數割廢止に依りて生ずべき減收補塡の資に充てむとす。

第二　府縣稅戶數割を廢止し、市町村稅として之を創設すること。

戶數割は府縣稅としては極めて不適當なるを以て之を廢止し、市町村稅として之を創設せむとす。

第三　府縣稅營業稅・雜種稅の整理を行ふこと。

主として細民の負擔を輕減し且複雜なる稅種目を減少する爲、府縣稅營業稅・雜種稅に關し適當の整理を行はむとす。

第四　地租免稅點以下の土地に對し特別地稅を創設すること。

地租免稅點以下の土地に對しては、現行地租附加稅額を限度として特別地稅を創設し以て他の一般土地との間に於ける地方稅負擔の均衡を保持せむとす。

第五　所得稅附加稅の改正を行ふこと。

新稅の設定は可成之を避け、戶數割廢止等に因る府縣の歲入缺陷補塡の財源は、家屋稅（又は建物稅）の外之を所得稅附加稅の增率に求むることとし、市町村の所得稅附加稅は之を廢止して、府縣に委讓することを認むることとす。但戶數割を施行せざる市町村に就ては例外とす。

第六　義務敎育費國庫負擔金の增額は、主として市町村に於ける稅制整理の資源に充てしむること。

義務敎育費國庫負擔金の增額は、主として市町村に於ける國稅整理の結果に基く國稅徵收交付金の減收、及府縣稅營業稅・雜種稅の整理に因る附加稅の減收を補塡し、且創設すべき市町村稅戶數割又は家屋稅附加稅の負擔輕減の資に充當せしめむとす。

其二　地方稅制整理大綱

府縣稅

一　地租附加稅

田畑の地租の稅率低下に因る本稅の減收に伴ふ附加稅の減收は、其の稅率を引上げ補塡すること。

二　國稅營業稅附加稅

本稅の減收に因り附加稅の減收を生せしめざる程度迄、附加稅率の引上を行ふこと。

三　所得稅附加稅

イ　本稅の減收に因る附加稅の減收なからしむる爲、附加稅率を引上ること。

ロ　戶數割廢止の資源として府縣稅家屋稅（又は建物稅）を創設し之に充當するも、尙其の不足額は之を所得稅附加稅に依り補塡することとし、之が爲附加稅率の引上を行ふこと。

四　戶數割

家屋稅（又は建物稅）と所得稅附加稅とを財源として之を廢止すること。

五　特別地稅

イ　納稅義務者・課稅標準等は地租と同一に爲すこと。

ロ　負擔限度は府縣の地租附加稅額の程度に止むること。

六　家屋稅（又は建物稅）

イ　納稅義務者は家屋の所有者とし、課稅標準は家屋の賃貸價格と爲すこと。

ロ　家屋稅は當分配賦稅たることを得しめ、其の場合に於ては直接國府縣稅額と戶數とを標準として各市町村に配賦し、家屋の賃貸價格は市町村會の議決に委任すること。但三年以內に之を直接課稅の方法と爲すこと。

七　府縣稅營業稅雜種稅

賦課細目に付整理を行ひ、且之に關する賦課關係法令を整備すること。

市町村稅

一　地租·營業稅の附加稅

本稅の減收に基く附加稅の減收を生せしめざるが爲、其の稅率の引上を行ふこと。

二　所得稅附加稅

所得稅附加稅は之を廢止して府縣に委讓すること。但戶數割を施行せざる市町村に於ては、特に許可を得て所得稅附加稅を課するを認むること。

三　特別地稅附加稅

府縣に創設すべき特別地稅に對しては、現行地租附加稅額の限度迄の附加稅を課するを得しむること。

四　家屋稅附加稅

府縣に創設すべき家屋稅に對しては、本稅と同一程度迄の附加稅を課するを得しむること。但現に家屋稅施行地たる市町村は、後述の如く一般市町村に戶數割を施行するも、依然戶數割を施行し難きものあるべきを以て、戶數割として徵收すべき稅額は之を舊の如く家屋稅附加稅に依り得しむることとし、家屋稅附加稅徵收限度を其の程度迄認むること。但第二條但書に依る所得稅附加稅を課せざるときは、更に其の附加稅額の限度迄其の徵收を認むるものとす。

五　戶數割

（イ）市町村に創設すべき戶數割の納稅義務者は現行府縣稅戶數割に同じ。

（ロ）課稅標準は納稅義務者の資力とし、大體現行戶數割規則を踏襲するも、其の資力算定標準中の住家坪數は之を削除すること。

（ハ）現に家屋稅施行地たる市町村に對しては、戶數割に代へ從前通家屋稅附加稅を課するを認むること。

六　義務教育費國庫負擔金の增額は、主として創設すべき戶數割又は家屋稅附加稅負擔の輕減に充てること。』

斯くて國稅及地方稅に關する整理方針及大綱は玆に決定せしを以て、政府は右方針に從ひ具體的實行案を作成して、之を次期議會に提出する目的を以て、更に稅制調査會をして之が立案に當らしめしが、調査會は其後に於ける調査に基き、右國稅整理大綱に多少の修正を加へたる上具體案を作成せしを以て、政府は大正十五年一月第五十一回帝國議會に之を提出したり。然るに右提案後幾くもなくして內閣總理大臣加藤高明薨去せしを以て、內務大臣若槻禮次郎其の後を襲ひて尙內務大臣を兼ねて、玆に若槻內閣成立せしが、同內閣は前內閣の主要方針は總て之を踏襲するものなりしを以て、稅制

整理案を始め前內閣に依つて提出せられし諸法律案は、其の儘新內閣案として審議を繼續することとなれり。

之より曩き政府が稅制整理計畫を樹つるに當りては、上述の如く廢減稅に因る歲入の減少を補塡する財源として、各種酒稅に就き二割乃至四割の增徵を行ふことと爲せしが、旣に嗜好品たる酒類の稅率に斯くの如き引上を行ふ以上は、本次の如き根本的稅制整理に際しては、同じく嗜好品たる煙草の定價引上を圖るべきことは、之を國民負擔の均衡竝に廢減稅に因る歲入減少の補塡の上より見て當然且必要とすべきものなるを以て、大藏省に於ては國稅整理案の調査と併行して、秘密裡に煙草定價の引上に關する調査を行ひて其の成案を得たり。然れども之を直に發表するときは煙草の買占・賣惜其の他の投機行はれ、爲に消費者及國庫の蒙る不便不利尠少ならざるべきを以て、政府は八月四日發表の前揭國稅整理方針中に於ては、單に國稅の整理に基く歲入不足額一部の補塡方法に就ては尙講究中に屬し、財政計畫立案の時を待つて之を決定すべき旨を聲明するに止めたり。斯くて同年十一月に至り漸く大正十五年度豫算編成の時期に到達せしを以て、政府は當初の豫定に從ひ製造煙草の定價を改正することと爲し、十一月七日發表と同時に之を實施したり。斯く煙草定價の引上のみを他の稅制整理計畫の實施に先ち斷行せしは、固より買占・賣惜等の弊害を防止するの目的に出でしものにして、從來の先例に倣ひしものに外ならず。而して右煙草定價の改正は專賣局製造煙草口付・兩切・刻・葉卷及輸入各種煙草を通じ、大體定價の二割を標準として引上ぐるものにして、之に依り約二千二百萬圓の增收を得る豫定なるが、右の引上に當りては一面社會政策の要求を加味し、下級品に於ては成るべく引上率を低下することに努めたり。

第五十一回帝國議會に提出せられたる稅制整理に關する法律案は合計二十一件にして、其の中國稅に在りては現行法中改正案十一件、現行法廢止案五件、新稅創設案三件、地方稅に在りては現行法中改正案一件、新稅法制定案一件なりとす。其の內容は甚だ複雜多岐に亙ると雖も、今其の要領を揭ぐれば左の如し。

其一　國稅整理要領

第一　所得稅改正

一　總ての法人の留保所得に對し累進的課稅を爲すの制度を廢止し、留保所得と配當所得との區分を爲さずして、法人の普通所得（各事業年度の所得總額より非課稅所得を控除したるもの）に對し百分の五の比例稅を課すること（百分の五は現行留保所得に對する最低稅率にして、又現行配當所得に對する稅率と同一なり）。

二　前項の結果法人が積立金を減少したる場合に於て、其の減少額を補塡するに至る迄爾後の留保金に課稅せざる現行の制度は自然廢止となること。

三　同族會社に於て一定の程度を超えて留保したる所得は、之を株主社員に配當したるものと看做す現行の制度を變更して、一定の程度を超えたる留保に對し相當高率（百分の十乃至三十）の累進稅率を以て算出したる稅額を、當該同族會社の普通所得に對する稅額に加算して徵收することとし、又同族會社の所得計算上に於て、所得稅逋脫の目的ありと認むる場合に於ける認定課稅の範圍を擴張すると同時に、此等の規定の活用を期するの方針を採ること。

四　第一種所得稅と第二種所得稅との重複課稅を避くる爲、第一種所得稅額中より其の事業年

度に於て納付したる第二種所得稅額を控除すること。

五　法人の普通所得に對し百分の五の比例稅を課し、尙之を配當したる際個人に綜合課稅を爲すの權衡上、法人の淸算所得を計算する場合に於て、殘餘財產價格中より積立金を以て成る部分を控除せざること（但し積立金より成る部分の稅率は、他の部分の稅率よりも普通所得に對する稅率卽ち百分の五を輕減すること）。

六　淸算所得に對する稅率百分の七·五を百分の十に改むること（但し積立金より成る分及免稅所得より成る分は百分の五とす）。

七　淸算所得に對する稅率改正と同一の理由に依り、外國法人に對する普通所得（現行戊の所得）の稅率百分の七·五を百分の十に改むること。

八　貸付信託の信託財產に付二重課稅を避くるが爲、信託會社の納むる第二種所得稅額は、其の信託の利益に付受益者の納むべき第二種所得稅額より之を控除すること。

九　第三種所得の課稅最低限八百圓を千二百圓に引上ぐること。

一〇　第三種所得の稅率中千二百圓以下の金額に對する分を百分の〇·八とすること（千二百圓に對する改正稅額九圓六十錢、現行稅額十圓）。

一一　第三種所得は現行營業稅法に於けるが如く、大體前年の實蹟を基礎として算定すること（特殊のものに付ては例外あり）。從て所得減損の場合に於ける更訂は、現行營業稅法に準じ二分の一以上減損したる場合に限ること。

一二　勤勞所得の控除（稅法第十五條の控除）は所得總額六千圓以下に屬する金額に付二割、六千圓を超ゆる分に屬する金額に付一割とすること（現行法に於ては所得六千圓を超ゆる者の六千圓以下に屬する金額に付ても一割の控除なり）。

一三　扶養家族の控除（稅法第十六條の控除）は所得金額に依る區分を設けず、所得三千圓以下全部に對し一人に付百圓とすること（現行三千圓以下五十圓、二千圓以下七十圓、千圓以下百圓）。

一四　山林所得の稅額は其の所得金額を五分したるものに稅率を適用したる金額の五倍とすること（他の所得と合算せざること現行の通）。

一五　第三種所得の決定時期八月を五月とし、申告時期四月中を三月十五日迄とすること。

一六　第三種所得稅の納期九月、十一月、一月、三月を七月、十月、一月、三月とすること。

一七　所得調査委員會に於て個人營業の營業純益（營業收益稅の課稅標準）をも決定することとし調査委員の選擧資格者中に營業收益稅の納稅をも加ふること。

一八　所得調査委員の選擧區域變更の場合に於て、必ず其の翌月に調査委員を改選するの制度を改め、納稅者數に二割以上の增減ある場合に限り、適當の時期に於て之を改選することとすること。

一九　同族會社に於て留保したる所得に對し累進課稅を受けたる場合に異議あるときは、所得金額の異議に準じ審査請求·訴願·訴訟を認むること（現行法に於て審査委員會に諮るの制度は自然變更せらる）。

二〇　本稅の改正は大正十五年度より之を施行すること。但し大正十五年分第三種所得の申告期·決定時期及納期は從前通とすること。

第二　地租改正

一　地租負擔の公平を期する爲、地租の課稅標準は各地目共全部之を賃貸價格に改むること。

二　賃貸價格の調査は大正十五年四月より著手し、大正十六年十二月迄に之を完了して、大正十七年度分より其の賃貸價格に依り地租を徵收すること。

三　賃貸價格を決定する迄の田畑の地租（大正十五年及十六年分）は、現行地租條例の稅率百分の四・五を百分の三・五に低減して徵收すること（北海道に在りては現行百分の三・二を百分の二・五に低減）。

四　前項の期間中（大正十五年及十六年）は、納稅者が住所地市町村內に於て所有する田畑の地價二百圓未滿（家族の分は合算す）なる場合は、其の田畑の地租を免除すること。

五　賃貸價格決定後に於ける地租の稅率は、賃貸價格決定の時に於ける現在地租額を超過せざる範圍內に於て適當に定むること（田畑の現在地租額は第三項に依り低減したる稅率を以て計算したるものに依る）。

六　改正地租の免稅點は賃貸價格調査の結果に依り適當に之を定むること。

七　賃貸價格の決定は成るべく各筆每に之を爲さず、各地目每に狀況同一なる一定の區域（例へば大字又は字等）內に於ける標準價格を定むることとし、賃貸價格調査委員會に付議して稅務署長之を決定すること。

八　賃貸價格調査の結果地租の稅率及免稅點を決定するに至りたるときは、新地租法を立案して議會に提出すること。

第三　營業收益稅創設（營業稅廢止）

一　外形標準に依り課稅する現行營業稅は之を廢止し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、營業純益を以て其の課稅標準とすること。

二　營利法人に對しては總て營業收益稅を課すること。但し漁業及演劇興行は之を例外とし現行の通地方稅を課せしむること。

三　個人營業の課稅範圍は大體現行營業稅の課稅業體とすること。但し運河業・棧橋業・船舶碇繫場業・貨物陸揚場業の如き營業者數極めて少なき種目は、課稅業名より之を削除すること（保險業及信託業は法律上個人營業者なきを以て當然削除）。

四　純益の算定は大體所得稅法の所得金額の算定に準じ、法人に付ては各事業年度每に決定し個人に付ては每年調査委員會に付議して決定すること。但し個人・法人共稅法施行地外の營業より生ずる純益は之を算入せざること。

五　現行營業稅法に於て製造業其の他に對し開業後三箇年間免稅するの制度は原則として之を廢止し、唯所得稅に於けるが如く重要物產の製造業のみに對し三箇年間免稅すること。

六　個人營業に付ては純益四百圓を以て課稅最低限とすること。

七　稅率は法人百分の三・六、個人百分の二・八とすること。

八　營業稅と地租及資本利子稅との重複課稅を避くる爲、法人の營業收益稅額中より其の事業年度內に納付したる地租及資本利子稅を控除し、個人の營業收益稅額中よりも營業に專用する土地の地租を控除すること。

九　個人營業の純益決定時期を五月、申告期限を三月十五日、納期を八月及十一月とすること。

一〇　本稅の調査決定は所得の調査決定と同時に之を爲すが故に、調査委員會は本稅の爲に之を特設せず、所得調査委員會に併合すること。

一一　決定に對する異議申立・減損更訂・納稅地等は大體所得稅に準ずること。

一二　本稅は大正十六年より之を施行することとし、大正十五年分の營業稅に付ては決定稅額に對し百分の八の輕減を行ふこと（輕減額は營業稅を廢し營業收益稅を設くる爲に生ずべき減稅額を參照して定めたるものとす）。

第四　資本利子稅創設

一　土地に對する地租及營業に對する營業收益稅との權衡上、內國に於て支拂を受くる左の資本利子に對し資本利子稅を創設すること。

甲種　公債（國債を含む）・社債・產業債券・銀行預金の利子又は貸付信託の利益

乙種　第三種の所得に付納稅義務を有する者の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子

二　法人より受くる株式配當には本稅を課せざること。

三　現行所得稅法に於て免稅する公共團體・公益法人及產業組合等の受くる利子には課稅せざること。

四　課稅標準額は利子其の儘とし、稅率を百分の二とすること。

五　貸付信託の信託財產に付二重課稅を避くるが爲、信託會社の納むる資本利子稅額は、其の信託の利益に付受益者の納むべき資本利子稅額より之を控除すること。

六　甲種の資本利子（公債・社債・銀行預金の利子等）に付ては、現行第二種所得稅の如く利子支拂の際差引徵收すること。

七　乙種の資本利子（所得納稅者の非營業貸金及預金の利子）は前年中の金額に依り算定することとし、所得金額と同時に所得調査委員會に付議して決定すること。

八　乙種の資本利子の決定時期を五月、申告期限を三月十五日、納期を八月及十一月とすること（總て營業收益稅に同じ）。

九　決定に對する異議申立・納稅地等は大體所得稅に準ずること。

一〇　本稅は大正十五年度より之を施行すること。

第五　相續稅改正

一　現在の課稅最低限（家督相續二千圓、遺產相續五百圓）を左の如く引上ぐること。

區分	現行稅率	改正稅率
家督相續　五千圓		
遺產相續　千圓		
五千圓以下の金額	千分の五	千分の八
五千圓を超ゆる金額一萬圓同	同六	同一〇
一萬圓を超ゆる金額二萬圓同	同七	同一五
二萬圓を超ゆる金額三萬圓同	同八	同二〇
三萬圓を超ゆる金額四萬圓同	同一〇	同二五

二　稅率を改正し、左表の如く之を引上ぐること（本表は家督相續第一種の分なり。其他の分も全部本表の程度に準じて改正す）。

三　前項の如く稅率を增加すると同時に、延納期間五年以內を七年以內に改むること。

四　現行法に於て遺產相續と看做すべき贈與は推定相續人に贈與したるものに限るも、親族に對し贈與したるものを總て遺產相續と看做すこと。

五　船舶の價格を一定の計算方法に依り算定することを改め、時價に依り適當に決定すること。

六　受益者不特定又は未だ存在せざる信託に付ては、所得稅の場合に準じ受託者に對し課稅すること。

七　本稅の改正は大正十五年度より之を施行すること。

第六　通行稅廢止

本稅は大正十五年度より之を廢止すること。

第七　酒稅改正

一　酒造稅の稅率を左の如く引上ぐること。

種別	區分	單位	改正稅率	現行稅率	改正に因る增	增歩合
第一種	酒精分二十三度以下の濁酒	一石	三六、〇〇〇錢	三〇、〇〇〇錢	六、〇〇〇錢	二〇個分厘
第二種	酒精分二十三度以下の清酒	一石	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	七、〇〇〇	二一二
同	白酒	同	同	同	同	同
同	酒精分三十度以下の味淋	同	同	同	同	同
同	燒酎	同	同	同	同	同
第三種	酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎	一石に付（酒精分三十度を超ゆる一度毎に）	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	七、〇〇〇	二一二
第四種	酒精分二十三度を超ゆる清酒・濁酒・白酒	一石に付 酒精分一度毎に	一、五〇〇	一、二五	、二五	二〇〇
同	酒精分四十五度を超ゆる燒酎	同	同	同	同	同
同	酒精分三十度を超ゆる味淋	同	同	同	同	同

二　酒造組合に對し徵稅上必要なる設備又は補助を爲さしむることを條件として、命令の定むる交付金を下付すること（所屬組合員の製造に係る酒類一石に付十錢の見込）。

三　沖繩縣には當分の內改正法を施行せずして、酒類出港稅法を設くること。

四　酒精及酒精含有飲料稅の稅率を左の如く引上ぐること。

區分		單位	改正稅率	現行稅率	改正率の現行率に對する增額	增歩合
酒精分二十四度未滿の酒精及酒精含有飲料	一石	一石に付酒精分一度毎に	四二、〇〇〇錢	三五、〇〇〇錢	七、〇〇〇錢	二〇個分厘
酒精分二十四度以上のもの			一、八〇	一、五〇	、三〇	二〇〇

五　麥酒稅の稅率一石十八圓を二十五圓に引上ぐること。

五萬圓を超ゆる金額	千分の	一四	千分の	二〇	六十萬圓を超ゆる金額	千分の	五〇	千分の	八〇
七萬圓同	同	一七	同	二五	七十萬圓同	同	五五	同	九〇
十萬圓同	同	二〇	同	三〇	八十萬圓同	同	六〇	同	九〇
十五萬圓同	同	二五	同	四〇	九十萬圓同	同	六五	同	九〇
二十萬圓同	同	三〇	同	五〇	百萬圓同	同	六五	同	一〇〇
三十萬圓同	同	三五	同	六〇	二百萬圓同	同	六五	同	一一〇
四十萬圓同	同	四〇	同	七〇	三百萬圓同	同	六五	同	一二〇
五十萬圓同	同	四五	同	八〇	五百萬圓同	同	六五	同	一三〇

六　本稅の改正は大正十五年度より之を施行すること。

第八　醬油稅廢止（自家用醬油稅共）

本稅は大正十五年度より之を廢止すること。

第九　纖物消費稅改正

一　纖物中綿纖物に對しては免稅すること。

二　綿纖物の範圍は全量中百分の九十五以上の綿を原料とする纖物にして、絹を交へざるものと限定すること（人造絹絲・金屬絲・金屬線・金屬箔・漆絲及漆箔は絹と同一に取扱ふこと）。

三　絹紡紬・芭蕉布等は命令の定むる所に依り綿纖物と看做すこと。

四　本稅の改正は大正十五年度より之を施行すること。

第十　賣藥稅廢止

一　本稅は大正十五年度より之を廢止すること。

二　印紙貼付濟の賣藥に對しては戻稅を爲さず、失效賣藥に付ては本稅廢止後二箇年を限り、現行印紙交換の例に準じ貼付印紙額の五割に相當する現金を交付すること。

第十一　骨牌稅改正

一　骨牌の稅率を改正し、麻雀一組三圓、其の他一組五十錢とすること（現行一組二十錢）。

二　骨牌製造者に對する免許料（每年六十圓）は大正十五年分限り之を廢止すること。

三　本稅の改正は大正十五年度より之を施行すること。

第十二　清凉飲料稅創設

一　炭酸瓦斯を含有する清凉飲料に對して清凉飲料稅を創設すること。

二　炭酸瓦斯を含有せざるもの（シロップ・カルピスの如き）、全重量中萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの、全容量中百分の一以上の酒精を含有するものには課稅せざること。

三　稅率を左の如く定むること。

第一種	玉ラムネ壜詰	一石に付　七圓
第二種	其の他の壜詰	一石に付　十圓
第三種	壜詰以外のもの	炭酸瓦斯使用量一瓲　三圓

四　清凉飲料の製造は免許を受けしむることとし、清凉飲料稅は之を製造者より徵收すること。

五　製造者をして每月製造場より移出したる數量を翌月十日迄に申告せしめ、其の申告數量を基礎として課稅すること。

六　稅金は每月分を翌月末日迄に納付せしむること。

七　其の他徵收・取締等に關する規定は大體他の消費稅に準ずること。

八　本稅は大正十五年度より之を施行すること。

第十三　專賣

製造煙草及輸入煙草の定價に付大體二割程度の引上を行ふこと（賣惜・買占其の他各種の弊害を防止せむが爲に、發表と同時に卽ち大正十四年十一月七日より既に之を實施したり）。

國稅整理に依る租稅（印紙及專賣益金共）增減見込額（△印は減）

區分	改正初年度（十五年度）	平年度（二十二年度）	備考
所得稅 法人所得稅改正	△ 二、八〇五、〇七七円	△ 四、〇〇七、二五三円	十七年度以降を平年度とす
所得稅 個人所得稅改正	△ 七、〇九九、四七七	△ 六、一九六、五七七	十六年度以降を平年度とす
所得稅 計	△ 九、九〇四、五五四	△ 一〇、二〇三、八三〇	
地租 地價二百圓以下免稅	△ 一〇、〇一二、三四一	△ 一二、〇五四、七三二	十六年度以降を平年度とす
地租 租率低減	△ 七、五五九、〇七九	△ 九、六八二、〇〇二	
地租 計	△ 一七、五七一、四二〇	△ 二一、七三六、七三四	
營業稅 最低限變更		△ 二、二〇四、二五〇	(一)十八年度以降を平年度とす
營業稅 課稅標準及稅率變更		△ 一、九六九、六九〇	(二)十六年度以降は營業收益稅となる
營業稅 計	△ 五、一七一、九六六	△ 四、一七三、九四〇	
資本利子稅（創設）	一三、五三六、九六七	一四、八一八、五〇八	十六年度以降を平年度とす
相續稅 最低限引上	△ 四六七、〇〇〇	△ 六六八、〇〇〇	(一)二十二年度以降を平年度とす
相續稅 稅率引上	—	五、六四九、〇〇〇	(二)稅率引上・贈與の範圍擴張は年賦延納に屬するを以て改正初年度に關係なしと看做す
相續稅 贈與範圍擴張	—	一、二二七、〇〇〇	
相續稅 計	△ 四六七、〇〇〇	六、二〇八、〇〇〇	
小計	△ 一九、五七七、九七三	△ 一五、〇八七、九九六	
通行稅（廢止）	△ 一〇、六七三、〇八六	△ 一一、六四三、三六五	十六年度以降を平年度とす
酒稅 酒造稅（稅率引上）	二、一六二、二六九	二七、九〇五、五六四	十八年度以降を平年度とす
酒稅 麥酒稅（同上）	三、二七七、二九〇	五、五六一、四五一	十七年度以降を平年度とす
酒稅 酒精及酒精含有飲料稅（同上）	△ 四四九、一二三	三二〇、〇二四	十六年度以降を平年度とす
酒稅 沖繩縣酒類出港稅（創設）	四三、八七二	六二、六七七	十六年度以降を平年度とす
酒稅 計	五、〇三四、三〇八	三三、八四九、七一六	
醬油稅（廢止）	△ 六、〇三〇、二六三	△ 七、一四五、三五九	十六年度以降を平年度とす、但し自家用の分は十五年度とす
清涼飲料稅（創設）	三、七一一、〇七〇	四、三八八、七六一	十七年度以降を平年度とす
織物消費稅（綿織物等減）	△ 二二、五〇七、三六〇	△ 二五、三八二、一五七	十六年度以降を平年度とす
印紙收入 賣藥稅（廢止）	△ 一〇、一〇一、七三四	△ 一〇、一〇一、七三四	十五年度以降を平年度とす
印紙收入 骨牌稅（稅率引上）	五八七、四三二	五八七、四三二	
印紙收入 差引計	△ 九、五一四、三〇二	△ 九、五一四、三〇二	
小計	△ 三九、九七九、六三三	△ 一五、四四六、七〇六	
租稅（關稅を除く）合計	△ 五九、五五七、六〇六	△ 三〇、五三四、七〇二	
煙草定價引上	一五、〇九四、五二二	二二、二二七、〇六三	十七年度以降を平年度とす
總計	△ 四四、四六三、〇八四	△ 八、三〇七、六三九	
（外に）關稅改正	七、五二一、一一六	一九、三〇六、三二五	十六年年以降を平年度とす
差引計	△ 三六、九四一、九六八	一〇、九九八、六八六	

其二　地方稅整理要領

第一　府縣稅

一　地租附加稅の改正

（イ）田畑地租の附加稅率百分の八十三を百分の百七に引上ぐること。

（ロ）大正十五年度分より實施すること。

二　營業收益稅附加稅の改正

（イ）稅率百分の四十一を百分の四十三に引上ぐること。

（ロ）大正十六年度分より實施すること。

三　所得稅附加稅の改正

（イ）稅率百分の三·六を百分の二十四以內に引上ぐること。
（ロ）大正十六年度分より實施すること。

四　戶數割の廢止

府縣稅戶數割は大正十五年度分限り廢止すること。

五　特別地稅の創設

（イ）田畑地價合計二百圓未滿（國稅地租免稅點）の者に對して特別地稅を賦課すること。
（ロ）納稅義務者及課稅標準は地租と同一とすること。
（ハ）稅率は北海道に在りては地價百分の二·六以內、府縣に在りては地價百分の三·七以內とすること。
（ニ）大正十五年度分より實施すること。

六　家屋稅の創設

（イ）家屋稅を創設し、家屋の賃貸價格を標準として、家屋所有者に賦課すること。
（ロ）家屋の賃貸價格は家屋稅調査委員の調査に依り、道長官又は府縣知事之を決定すること。
（ハ）家屋稅の賦課率及賦課の制限賃貸價格の算定家屋稅調査委員の組織等は勅令の規定に讓ること。
（ニ）家屋稅に免稅點を設くるを得しむること。
（ホ）家屋稅は三年間を限り配賦稅たらしむるを得ること。
（ヘ）大正十六年度分より實施すること。

七　府縣稅營業稅の改正

（イ）營業收益稅を課せられざる營業竝に營業者に府縣稅營業稅を課すること。
（ロ）本稅を課すべき營業の種類は、營業收益稅法第二條に揭ぐるもの及勅令を以て定むるものに限ること。
（ハ）課稅標準及賦課の制限は勅令の規定に讓ること。
（ニ）大正十六年度分より實施すること。

八　雜種稅の改正

（イ）雜種稅を課するを得べきものの種別は、勅令を以て定むるもの及內務·大藏兩大臣の許可を受けたるものに限ること。
（ロ）課稅標準及賦課の制限は勅令を以て定むること。
（ハ）大正十六年度分より實施すること。

第二　市町村稅

一　地租附加稅の改正

（イ）田畑地租の附加稅率百分の六十六を百分の八十五に引上ぐること。
（ロ）大正十五年度分より實施すること。

二　營業收益稅附加稅の改正

（イ）稅率百分の六十一を百分の六十三に引上ぐること。
（ロ）大正十六年度分より實施すること。

三　所得稅附加稅の改正

（イ）所得稅附加稅は之を廢止すること。

（ロ）戶數割を賦課し難き市町村に於ては、特に許可を得て百分の七以內の賦課率を以て、所得稅附加稅を課することを得ること。

（ハ）大正十六年度分より實施すること。

四　特別地稅附加稅の創設

（イ）府縣稅特別地稅に對し、其の賦課制限の百分の八十以內の附加稅を課するを得しむること。

（ロ）大正十五年度分より實施すること。

五　家屋稅附加稅の創設

（イ）府縣稅家屋稅に對し附加稅を課するを得しむること。

（ロ）賦課率及賦課の制限は勅令の規定に讓ること。

（ハ）府縣費の全部の分賦を受けたる市は、府縣と同樣家屋稅を賦課するを得ること。

（ニ）大正十六年度分より實施すること。

六　戶數割の創設

（イ）市町村に戶數割を創設すること。

（ロ）戶數割は一戶を構ふる者に之を賦課し、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者には、之を賦課することを得ること。

（ハ）課稅標準は納稅義務者の資力とし、資力の算定標準は、納稅義務者の所得額及資產の狀況に據ること。

（ニ）賦課の制限及納稅義務者の資力算定に關しては、勅令の定むる所に依ること。

（ホ）大正十六年度分より實施すること。

七　府縣稅營業稅及雜種稅附加稅

（イ）府縣稅營業稅及雜種稅に對し附加稅を賦課するを得ること。

（ロ）賦課の制限は勅令を以て之を定むること。

（ハ）大正十六年度分より實施すること。

地方稅整理に因る稅額增減見込額

區分	增收額	減收額	差引增減（△）額
	千圓	千圓	千圓
府縣稅			
地租附加稅改正	八、一一六	二一、八三九	△一三、七二三
特別地稅創設	一三、七〇八	—	一三、七〇八
營業收益稅附加稅改正	一、二一〇	二、〇三八	△八二八
所得稅附加稅改正	二二、四八〇	五二〇	二一、九六〇
家屋稅創設	三〇、五三〇	—	三〇、五三〇
戶數割廢止	—	五三、〇一〇	△五三、〇一〇
營業稅及雜種稅改正	二、三一八	六、五九一	△四、二七三
計	七八、三六二	八三、九九八	△五、六三六
市町村稅			

地租附加稅改正	六、四二五千円	一四、四四二千円	△	八、〇一七千円	
特別地稅附加稅創設	八、〇二四			八、〇二四	
營業收益稅附加稅改正	一、二一〇	—	△	一、四二二	
所得稅附加稅改正	三、五七〇	二、六三二	△	一六、三六八	
家屋稅附加稅創設	四五、一二八	一九、九三八	△	四五、一二八	
戶數割附加稅廢止	—	—			
戶數割創設	一四八、〇二三	一七六、七八三	△	一七六、七八三	
府縣稅營業稅・雜種稅附加稅改正	一、八五四	—		一四八、〇二三	
計	二一四、二三四	七、〇二四	△	五、一七〇	
地方稅合計	二九二、五九六	二二〇、八一九	△	六、五八五	
		三〇四、八一七	△	一二、二二一	

（備　考）本表は大正十四年度當初豫算の地方稅額及稅率又は地方稅制限法の制限率を用ゐて計算したり。

今以上諸法案の提案に際し、國稅整理案に關して大藏大臣濱口雄幸が衆議院に於て行ひたる說明演說の大要を揭ぐれば左の如し。

『凡そ租稅は國家歲入中の最も重要なる部分を占め、財政上極めて重大なる關係を有するは勿論租稅制度の如何は直に國民經濟生活の各方面に密接深甚の影響を及ぼすものなるが故に、常に之が整理を怠るべからざることは敢て言を俟たざる所とす。歐米諸國に於て戰時竝に戰後の財政を處理するに當り、特に稅制に意を用ひて之が整理に努力しつつあるは、實に之が爲なりと謂はざるべからず。翻て我國の租稅制度を觀るに、明治の初年諸政の改革に伴ひ、地租の改正を遂行し、各種租稅の改廢を行ひてより以來、必要に應じて改正を加へられ、就中日淸・日露の兩戰役を經て創設改廢せられたる所尠からず。其の間必ずしも常に理論の要求を一貫したるに非ず。又施行の當初に於て適當なりし租稅と雖、時代の推移に伴ひ、今日に於ては必ずしも適切ならずと認めらるるものあり、殊に各稅の間聯絡統一を缺くものあるのみならず、最近經濟界の實情に照し、我國民の租稅負擔は必ずしも公正にして均衡を得たりと謂ふべからず。就中直接國稅に在りては、其の創設に前後ありと雖、租稅の本質と國民經濟の發達に伴うて、自然所得稅は其の中樞となり、地租・營業稅は其の兩翼となりて之が補完の作用を爲すに至れりと雖、是等各稅の組織・內容に於て重大なる缺點を有するのみならず、土地及營業以外の資產所得を逸し、未だ理論的體系を爲すに至らず。間接國稅に在りても、之が發達は主として沿革に基くものなるが故に、其の課稅物件の選擇は現今の社會事情に適合せざるものあり。是に於てか我國租稅制度を一般的に整理するの必要あることは、實に朝野多年の懸案にして、既往の內閣中之が解決の爲に相當努力せしものなきに非ずと雖、今日に至る迄未だ之を完成するに至らざりしものなり。蓋し稅制の整理は國家國民の爲に極めて重大問題たると同時に、之が實行は一大難事業なるが故に、苟も稅制の整理を實行するに當りては、局に當る者の愼重なる注意と周到なる調査を要すべきは勿論、國民も亦誠意を以て之を助け、互に相協力して之が遂行を期するに非ずんば、到底其の達成を期することを得ず。或は徒らに理論に拘泥して其の實行を躊躇し、或は自己の利害を主として各其の主張を固執し、整理の實行を遲延せしむるが如きは、斷じて國家國民の爲に忠實なる所以に非ず。現內閣は我國租稅制度の現狀に照し、速に全般に亙りて稅制を整理するの必要緊切なるを認め、前議會に於て之が實行の意圖ある旨を聲明し、爾來各種の方面より調査研究を進め、實

行的成案を得るに努めたる結果、玆に所得稅法中改正法律案外十八件の法律案を提出して、諸君の協贊を求むることを得るに至れり。

今回の國稅整理の綱要は、先づ第一に直接國稅の體系に關しては大體現在の制度を是認し、一般所得稅を中樞として之に適當なる改正を施し、地租に相當改善を加へて之を存置し、現行營業稅は之を廢止し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、新に資本利子稅を設けて、租稅の體系を整へ、負擔の公平を圖り、第二、通行稅醬油稅賣藥稅を廢止し、綿織物に對する織物消費稅を免除して、中流以下多數國民の生活上の負擔を輕減し、第三、此等諸稅の改廢に因る財源の不足を補塡せんが爲に、相續稅及酒類に對する租稅の增率を行ひ、煙草の定價を引上げ、上述資本利子稅の外に淸凉飮料稅を新設せんとするに在り。稅制整理に著手するに當り政府が最初に考慮したる點は、稅制整理に因る歲入總額の增減如何の點に在り。蓋し經濟界今日の事情と國民負擔の現況に照し此の際增稅を行ふべからざるは勿論、若し出來得べくんば減稅的整理を斷行し、國民負擔の輕減を圖るは政府の最も希望する所なりと雖、我國財政の現狀は到底歲入の減少を生ずべき減稅的整理を行ひ得るの餘裕なきを遺憾とす。現內閣は行政財政の整理緊縮を以て主要なる政綱の一とし、大正十四年度の豫算編成に當り萬難を排して之が實現を圖り、前議會に於て幸に諸君の協贊を得て、財政の基礎を鞏固にし、經濟界に對する財政の壓迫を緩和することを得たりと雖、一面に於ては幾多懸案の解決を要し、其の他緊急避くべからざる經費尠しとせず。隨て此の上國家の歲入を著しく減少せしめんとするが如きは、財政の現狀に照し到底不可能なりとす。是を以て今回の稅制整理は、歲入に著しき增減なからしむる範圍內に於て之を實行することとせり。

次に今回の稅制整理に關して特に考慮を費したるは、直接國稅の體系を如何に組織すべきかの問題なりとす。此の點に關し世上種々の論議を試むる者ありと雖、稅制整理の事業は机上の空論を許さず。直に採て以て國政の上に施行し得べき實行的のものたるを要す。政府は愼重なる調査講究を遂げたる結果、諸般の實情に鑑み、我國直接國稅の體系は大體に於て現行制度を是認して、一般所得稅を中樞とし、地租營業收益稅及資本利子稅を以て之を補完するを最適當にして、且實行的なりと認めたり。尙玆に直接國稅の體系に關聯して一言すべきものを家屋稅とす。土地營業及資本利子以外に、資產所得たる家屋の收益に對しても亦、理論上國稅として相當の負擔を爲さしむるを相當とすべきが如しと雖、特に徵稅上の困難と地方財源の關係を考慮し、今之を國稅とするは策の得たるものに非ずと信ずるが故に、家屋稅は之を地方稅たらしむるを以て妥當なりと認めたり。

以上述ぶるが如く、今回の稅制整理は歲入に著しき增減なからしむる範圍內に於て、大體現行直接稅の組織を基礎として實行せんとするものにして、其の各稅を通じたる具體的の整理改正に當りては、租稅の體系を正し、負擔の均衡を期するに在ること勿論なりと雖、一面國民全體の福利を增進せんことに深甚の注意を拂ひ、特に時代の趨向に鑑み社會政策的の效果を擧ぐるに努むると同時に、事業の基礎を鞏固ならしめ、產業の發展に資せんとするの方針を採りたり。卽ち所得稅及相續稅の免稅點を引上げ、新に地租に免稅點を設け、又綿織物の消費稅を免除し、通行稅醬油稅賣藥稅等を全廢せんとするは、負擔の公平を圖ると共に、現在竝將來に於ける社會的經濟的の狀態に思を致し、中產階級以下多數國民の生活上の負擔を輕減し、社會政策的の效果を擧げん

とするの趣旨に出づるものなり。法人の留保所得に對する累進的課稅を撤廢して比例稅となし、外形標準に依る現行營業稅を全廢して、之に代ふるに營業純益を標準とする營業收益稅を以てし、第一種所得稅と第二種所得稅及營業收益稅との重複課稅を避け、又地租の課稅標準を賃貸價格に改め、田畑地租に對して相當の輕減を行はんとするは、主として負擔の公平を圖ると同時に、事業の基礎を鞏固にし、產業の發展を助成するが爲なり。而して此等諸稅の改廢に因る財源補塡の爲にも亦、前記の方針を基礎とし、國民の負擔をして其の擔稅能力に應せしむると同時に、生活必需品に對する課稅を避け、主として嗜好品と認むべきものを選び前記資本利子稅創設の外、相續稅の稅率引上、酒精飲料に對する增率、淸凉飲料稅の新設及煙草の定價引上に依ることとしたり。

以上の稅制整理計畫の歲入に及ぼす影響に就ては、曩に財政演說に於て其の大樣を述べたる所なりと雖、今之を社會政策的方面と其の他の方面とに分ちて觀察するに、先づ社會政策的效果を擧げんが爲に平年度に於て、所得稅に於ける免稅點の引上及少額所得者に對する扶養家族に關する控除額の改正に因り四百七十餘萬圓、地租に於ける免稅點の設置に因り千二百餘萬圓、相續稅に於ける免稅點の引上に因り六十餘萬圓、通行稅の廢止に因り千百六十餘萬圓、醬油稅の廢止に因り七百十餘萬圓、賣藥稅の廢止に因り千十萬餘圓、綿織物等に對する消費稅の免除に因り二千五百三十餘萬圓、計七千百七十餘萬圓を減少すべき見込なり。而して其の他の改正の爲に平年度に於て、所得稅の減五百四十餘萬圓、地租の減九百六十餘萬圓、營業稅の廢止及營業收益稅の新設に因る減四百十餘萬圓、計千九百三十餘萬圓を減少すると共に、資本利子稅の新設に因る增千四百八十餘萬圓、相續稅の改正に因る增六百八十餘萬圓、酒造稅の改正に因る增二千七百九十餘萬圓、麥酒稅の改正に因る增五百五十餘萬圓、酒精及酒精含有飲料稅の改正に因る增三十餘萬圓、沖繩縣酒類出港稅の新設に因る增四百三十餘萬圓、淸凉飲料稅の新設に因る增六萬餘圓、煙草定價引上に因る增二千二百二十餘萬圓、合計額八千二百七十餘萬圓を增加すべきを以て、增減差引增加額六千三百四十餘萬圓にして、此增加額を前記社會政策的整理に依る減少額七千百七十餘萬圓と更に差引するときは、結局今回の稅制整理全體に因て八百三十萬餘圓の減少となる計算なり。世上或は今回の稅制整理を以て直接稅に減ずる所多く、却て間接稅の增徵に依り其の財源を補塡せんとするものに非ざるかの如き誤解を爲し、殊に酒稅の增徵、淸凉飲料稅の新設及煙草定價の引上等に對し、批難を試みんとする者あるが如しと雖、以上說明したるが如く、今回の稅制整理は社會政策的效果を擧ぐることに重きを置き、其の直接稅たると間接稅たるとを問はず、主として中產階級以下多數國民の負擔を輕減せんが爲に實に七千百七十餘萬圓の減稅を行ひたるに拘らず、間接稅の增額は嗜好品たる酒類淸凉飲料稅及煙草等に對する負擔に於て、六千百餘萬圓を算するに過ぎず。稅制整理の全體を通じて社會政策的效果の顯著なること、疑を容れざる所なりと信ず。左に所得稅法中改正法律案以下各法律案に就き其の大要を說明すべし。

先づ所得稅に就ては、現行所得稅法は大正九年に於て殆ど根本的に改正せられたるものにして其の後未だ多くの年月を經過せずと雖、之が實施の狀況と社會上經濟上の變遷とに鑑み、相當の改正を加ふるの必要あるを認めたり。今、今回改正の主要なる點を擧ぐれば、第一、法人の留保所

得に對する累進的課稅を廢し、留保所得と配當所得との區分を爲さずして、所得總額に對し百分の五の比例稅を課せんとす。現行法に於ては、法人の所得中配當したる部分と留保したる部分とに對する課稅を異にし、配當所得に就ては百分の五の比例稅なるに拘らず、留保所得に對しては百分の五より百分の二十に達する累進的稅率を適用するが故に、自ら法人の社內留保を少なからしむる傾向を生じ事業の基礎を薄弱ならしめ、延て產業の發達を阻碍すとの非難あり。而して現行の制度は、配當金の綜合課稅を回避せんが爲にする不當の留保を防ぐの目的に出づるものにして、一應の理由なきにあらずと雖、法人の種類を問はず、又留保の要否を論せずして、總ての法人に對し一律の取扱を爲すが故に、實際上配當金の綜合課稅を回避せんとする意思を有せざる一般の法人に對しても、尙高率の課稅を爲すの結果を生じ、實施の狀況に照し適當ならずと認めたるを以て、留保所得に對する累進的課稅を撤廢し、留保と配當との區分を爲さずして、其の所得總額に對し、現行留保所得の最低稅率百分の五の比例稅を課せんとするものなり。然れども一面同族會社等に於て、故意に多額の留保を爲し、以て配當金の綜合課稅を免れんとするものに就ては、負擔の公平を圖るの見地に於て、固より之を默過すべきに非ず。此の點に關しては現行法の規定に適當なる改正を加へ、其の活用を圖り、負擔の均衡を保持する上に於て遺憾なからしめんとす。第二、第一種所得稅と第二種所得稅額中より其の事業年度に於て納付したる第二種所得稅を控除することとせり。現行所得稅法に於ては、公債、社債の利子及銀行預金の利子等を、第二種所得として所謂源泉課稅の方法に依り課稅するは、主として實行上の便宜に基くものにして、單純なる理論のみに從へば、之を廢止して他の所得

と共に綜合課稅するを可とすべしと雖、我國現在の實情に鑑みれば租稅逋脫の弊尠からず、從て之が爲に歲入の缺陷多大なるべきこと殆ど疑問の餘地なき所にして、到底之を實行すること能はず。然れども法人の所得を計算するに當り、其の所得中に第二種所得稅を課せられたるものあること明瞭なる場合に於ても、尙其の所得總額に對して第一種所得稅の全額を賦課するときは、明かに二重課稅の結果を生ずるが故に、此の點に關し適當なる改正を加ふるの必要あるを認め、第一種所得稅額より第二種所得稅を控除することとし、以て法人の負擔を適當に緩和せんとす。第三、第三種所得稅の免稅點八百圓を千二百圓に引上げんとす。現行法に於ける免稅點は八百圓なりと雖、現時我國に於ける國民生活の程度を標準として達觀するに、一箇月所得百圓に滿たざる者に對して一般所得稅を負擔せしむるは、社會政策的見地より觀て相當ならずと認めらるるが故に、所得年額千二百圓を以て第三種所得稅の免稅點と爲さんとするものなり。第四、山林所得に就ては、其の所得額を五分したる金額に對する稅額を五倍したるものを以て、其の稅額とすることに改正せんとす。現行法に於ては山林所得が數年又は數十年間其の立竹木を養成したる結果生ずるものなるに鑑み、之を他の所得と區分して稅率を適用しあるも、實際上尙林業者の苦痛少なからざるものあるを以て、其の負擔を緩和するの必要を認む。而して其の方法に就ては種々の議論ありと雖、合理的にして而も實行的なる方法を發見することは頗る困難にして、大體の達觀上今回提案の程度を以て適當の負擔に歸著せしむることを得るものと認む。

第五、尙現行法に於ける扶養家族の控除は、所得三千圓以下五十圓、二千圓以下七十圓、千圓以下百圓と區分しあれども、此の際所得總額三千圓以下全部一人に付百圓の控除を行ふこととし、又勤

勞所得の控除等其の他の點に關しても、夫々適當なる改正を加へたり。

地租に就ては課稅標準を土地の賃貸價格に改め、之に依て現行法定地價課稅の缺點を除き、土地の負擔をして成るべく其の收益に伴はしめんとする計畫を有す。蓋し賃貸價格の調査は相當困難なる事業なりと雖、現行地價の修正に比し其の實行比較的容易にして、且實際の事情に適合したる結果を得べく、其の調査方法等に關しては、別途法律案を提出して諸君の協贊を求むる筈なるも、賃貸價格調査の完了迄には約二箇年の日子を要する豫定なるが故に、地租條例の根本的改正は之を二箇年後に俟たざるべからず。然れども今回の整理に因る他の稅法の改正は、大體大正十五年度より實施すべき見込なるを以て、之との權衡上、地租に於ても賃貸價格の調査完了に至る迄の期間に付、相當の經過的改正を加ふるの必要あり。地租條例中改正法律案は卽ち其の趣旨に基くものにして、改正の要點は、第一、田畑地租の一分減を實行せんとす。現行法に於ける田畑の稅率百分の四箇五を百分の三箇五に低減し、北海道に於ける地租に就ても同一割合に依り百分の三箇二を百分の二箇五に低減し、大正十五年及同十六年分の地租に付之を適用せんとす。田畑に對する地租低減の理由は言ふ迄もなく、農民の負擔過重なるが故に、之が輕減を實行すべしと云ふ輿論の要求に應せんとするにあり。而して大正十二年に於ける稅制の應急整理に當り、營業稅に就ては約千九百萬圓の減稅を爲したるに拘らず、地租に就ては何等の輕減を行はざりしが故に、兩者の權衡上今回の改正を機として相當の輕減を爲さんとす。而して賃貸價格調査後に於ける稅率は、之を二箇年後に於て決定するの外なしと雖、其の地租の總額は、今回の改正に因りて低減せられたる結果の金額を、超過せしめざる見込なり。第二、田畑地租に免稅點を設け、納稅者が住所地の市町村內に於て所有する田畑の地價二百圓未滿なる場合に於ては其の地租を免除せんとす。田畑地租に免稅點を設けんとするは、主として小地主たる自作農の負擔を輕減し、之が維持創設を助成せんとするにあり。此點に關し或は理論上同一人の全國に於ける所有田畑を綜合して、免稅點を定むべしとの說なきに非ざるも、現在に於ける地租徵收の實務に照し實行困難なるのみならず、苦し强て之を實行せんとせば、莫大なる經費と手數とを要し、事實上得策ならざるが故に、已むを得ず市町村を單位として之を決定するの外なし。而して住所地市町村分に限り免稅することと爲したるは、住所地以外に田畑を所有する者は概して小農ならず、且其の多くは小作に付するものと認めらるるが故なり。其の結果小地主が偶、他町村に所有して自作する土地は、免稅せられざることとなるべく、又住所地市町村內地價二百圓未滿の田畑は、假令小作に付する場合に於ても尙免稅せらるるの結果を生ずることなきにあらざるべしと雖、現實自作するや否やを調査して地租の課否を決定することは、實行上甚だ困難なるが故に、多大の經費と手數とを要せず、而も大體に於て其の目的を達するを得べき、簡明なる方法を採用するを適當と認めたり。尙賃貸價格調査完了後に於ては、賃貸價格を標準として適當に免稅點を決定する見込なり。

次に營業稅廢止及營業收益稅の創設に就て說明すべし。現行營業稅の缺點に就ては、多年本議場に於ても論議せられし所に依て明瞭なるが如く、外形標準に依り課稅するが故に、必ずしも營業の利益と相伴はず、負擔の均衡を失すとの非難强く、此の缺點を除かんが爲には、結局營業純益を標準として適實なる負擔を課するの外、他に良策なきものと認む。而して純益を課稅標準と

することは、現行法の組織を根本的に改正するものなるを以て、寧ろ現行營業稅は之を廢止し、新に營業收益稅を創設するを適當と認めたり。營業收益稅の要點を擧ぐれば、第一、其の課稅範圍は、法人に在りては原則として營利法人全部に課稅し、個人に在りては大體現行營業稅法の課稅業體に限定することとせり。個人の課稅業體は大體現行營業稅の如くするに拘らず、法人に就ては其の業體を限定せず、原則として總ての營利法人に對して課稅せんとするは、等しく營利を目的とする法人の間に於て、其の事業の種目に依り營業收益稅の課否を異にすべき理由もなく却て之が爲に甚しく負擔の不權衡を來すのみならず、假に其の課稅業體を限定するものとせんか、營業收益稅の課稅を受けざる法人の利益配當に對しては理論上資本利子稅を課せざるを得ず。卽ち法人事業の利益に對しては、何れかの補完稅の負擔を免ることを得ざるものなるが故に、法人に於て課稅業體を限定することは、營業收益稅を課すべきか資本利子稅を課すべきかの區分たるに過ぎず。果して然らば負擔の公平を期せんが爲に、寧ろ總ての法人に對し一律に營業收益稅を課するを相當とす。加之課稅業體を限定するときは、課稅營業と非課稅營業とを兼營する法人の純益金額の計算上、煩雜なる手數を要し、且其の配當金中非課稅營業の分を適當に見積り、之に對して資本利子稅を課することは實行殆ど不能なり。第二、稅率は法人百分の三·六個人百分の二·八とす。法人と個人との稅率を異にするは、其の純益計算の方法を異にし、且個人の純益中には勤勞に因る所得をも包含するを以て、法人に比し幾分其の稅率を低下すべき理由あるのみならず、法人と個人との現在稅額の權衡より稽ふるも、右の程度の區分を設くるを相當なりと認む。而して法人、個人の全體を通じ、現行營業稅法の稅額に比し多少低減せしむべき見込の下に、右稅率を決定せり。第三、個人の營業に就ては純益四百圓を以て免稅點と爲さんとす。營業收益稅に於けると同一の趣旨にして、特に說明を加ふるの必要なし。唯現行營業稅の免稅點は外形標準に依れるに反し、本稅の免稅點は純益に依るが故に、其の程度は必ずしも一致せずと雖、田畑地租に於ける課稅最低限との關係等をも考慮し、且現行營業稅に比し幾分其の程度を高むるの目的を以て、之を純益四百圓と定めたり。第四、營業收益稅と地租及資本利子稅の重複課稅を避くる爲、營業收益稅額中より地租及資本利子稅額を控除せんとす。營業收益稅の課稅標準たる純益中に土地の收益又は資本利子を包含する場合に於て、之に對して何等斟酌を加ふることなく營業收益稅を賦課するときは、同一收益に對して二樣の補完稅を課することとなるが故に、恰も第一種所得稅と第二種所得稅との重複課稅を避けたるが如く、營業收益稅額中より地租及資本利子稅額を控除するを相當と認む。但し個人の資本利子は營業純益の計算上初より之を除外するを以て、二重課稅の問題を生ずることなし。故に個人營業者に就ては、其の營業に專用する土地の地租のみを營業收益稅額より控除することとせり。以上の外純益金額の調查決定竝申告、徵收方法等に關する規定は大體所得稅に準じ、個人營業の純益金額を調查すべき調查委員會も亦、本稅の爲に之を特設せずして、所得調查委員會に於て所得金額の調查と同時に之を調查することとし、以て手數を省略すると同時に、兩稅の聯絡に付遺憾なからしめんことを期したり。而して本稅は大正十五年度より之を實施することとし、大正十五年分の營業稅に就ては尙現行營業稅法に依ることとし、而も其の稅額の百分の八を免除せんとす。此の免除額は現行營業稅額

に對し、之に代るべき營業收益稅額の減少すべき金額を凡その標準としたるものなり。

次に資本利子稅の創設に就て說明すべし。今回の稅制整理に當りては、我國現下の經濟事情に照し、成るべく新稅の創設を避くるの方針を採りたりと雖、租稅の體系を整備して負擔の均衡を圖り、併せて一部の財源補塡の方法として、全體の整理計畫上資本利子稅を創設することと爲したり。蓋し資產所得に對し一般所得稅の外、別に補完稅を課すべきの理由に就ては、茲に說明を要せざる所にして、土地及營業に對する補完稅との權衡上、公債·社債其の他の資本利子に對しても亦補完稅を課し、以て現行直接國稅に於ける體系の不備を矯正すると同時に、之に依て一面他の直接國稅の整理に因る減收財源の補塡たらしめんとするに在り。而して資本利子稅の要點とする所は、第一、課稅物件を甲乙二種に區分し、公債·社債·銀行預金の利子等、所得稅法の第二種所得に屬するものを甲種の資本利子とし、第三種所得納稅義務者の取得する營業に非ざる貸金預金の利子を乙種の資本利子とす。甲種の資本利子中には國債の利子をも包含せしむ。近來國債利子に對する所得稅の免除に就ては、屢、有力なる反對の聲を耳にすと雖、財政經濟上の現狀に照し、今俄に從來の特典を奪ひて之に所得稅を賦課することが、國策として果して利益なりや否やは愼重の考慮を要すべきも、今回創設すべき資本利子稅に於て又國債を除外するときは、愈、負擔の權衡を失すべきが故に、國債利子に對しては依然として所得稅を課せず、補完稅たる資本利子稅のみを課することと爲したり。第二、稅率は資本利子金額の百分の二とす。地租及營業收益稅との權衡より稽ふれば、本稅の稅率百分の二は稍、低きに失するの感なきにあらずと雖、現下の經濟事情に照し且新稅なるの點を斟酌し、此の程度に止むるを穩當と認む。第三、課稅方法は所得稅に準じ卽ち甲種の資本利子は第二種所得と同じく利子支拂の際に徵收し、乙種の資本利子に就ては第三種所得と同時に、所得調查委員會に於て決定せんとす。唯乙種資本利子稅の納期は、其の補完稅たる性質に鑑み營業收益稅の納期と同一せり。

相續稅改正の要點は、免稅點を引上げて家督相續二千圓を五千圓とし、遺產相續五百圓を千圓とし、且つ相當程度以上の相續財產に對する稅率を引上げ、以て他の直接國稅の整理に因る歲入減少の一部を補塡せんとするに在り。增稅は成るべく之を避くるを可とし、殊に我國古來の美風たる家族制度との關係を考慮するときは、相續稅の引上は政府の好む所にあらずと雖、他の直接國稅に於て整理輕減の必要急なるものあり。而も前記資本利子稅の外、本稅を除きて他に直接國稅に於て之が補塡財源を求むべきものなきのみならず、本稅は施行以來二回に涉り減稅を行ひたる結果、創設當時の稅率に比し著しく低下せらるるに至れるを以て、一面免稅點の引上に因り小財產の相續に對する負擔を免除すると同時に、相當程度以上の財產を相續したる場合の稅率を幾分引上ぐることは、全體の整理計畫上、將又今日の社會狀態に照して、寔に已むを得ざるものと認む。尤も稅率の引上は納稅者の苦痛を增加すべきこと勿論なるを以て、之を緩和するの趣旨を以て、稅金延納の期間五年以內を七年以內に延長せんとす。

次に綿織物に對する消費稅の免除·通行稅·醬油稅及賣藥稅の廢止に就て略說すべし。綿織物は多數國民の生活必需品なるが故に、之に對する消費稅を免除し、消費者の負擔を輕減せんとす。固より綿織物必ずしも悉く廉價品たるに非ざると同時に、一面綿織物以外の織物と雖、廉價品なきに非ざるを以て、織物の一定價格を標準とし、夫以下の廉價品に對し免稅するを可とするの說

なきにあらずと雖、織物の價格は經濟界の狀況に應じて變動常なく、價格を標準として織物稅の課稅と否とを決定せんことは、課稅技術上到底不可能なりとす。而して我國今日の國民生活の實況に於て、綿織物は國民一般に使用せられ、殊に中產階級以下多數國民に取りて、日常缺くべからざる重要なる生活必需品なりと認むべく、大體に於て他の織物と區別し、綿織物に對して免稅するは、社會政策上最も當を得たるものと信ず。

通行稅は施行以來長年月を經過し、國民の久しく慣熟する所にして、納稅者の苦痛を感することも少く、且つ徵收費を要すること比較的少きを以て、之を存置するを可とすとの說なきに非ざるも今日の社會狀態に於ては甚だ不適當なる租稅たるを免れず。其の歲入の實際より見るも、稅額の大部分は電車又は汽車三等乘客の負擔する所に係り、若し此等中產階級以下の負擔する部分を免除するとせんか、財政上全く本稅存續の理由を失ふに至るべし。要するに本稅は理論上の根據に乏しく、實際上中產階級以下多數國民の負擔するものなるを以て、單に其の徵收容易なりと云ふが如き薄弱なる理由を以て之を存續するは、租稅制度として甚だ公正を缺くものと謂はざるべからず。故に之を全廢せんとす。然れども通行稅の廢止を機會として、直に其の運賃を增加するが如きことありとせば、殆ど本稅の廢止を無意義ならしむるの虞あるを以て、此の點に就ては適當の方策を講じて、其の弊害なからしめんことを期する見込なり。

次に醬油は我國民生活上の必需品なるが故に、之に對する課稅は之を廢止するを適當と認め、醬油造石稅及自家用醬油稅とも之を全廢せんとす。

又賣藥は主として僻地の住民、又は貧困にして醫師の診療を受くること能はざる者に多く需要せらるるを以て、社會政策的の見地より之に對する課稅を全廢せんとす。而して賣藥稅廢止の際未だ消費せられざる賣藥に貼付したる印紙に對し、其の相當額の拂戾を爲すべしとの要求あるも、若し之を拂戾すものとせんか、國庫の負擔容易ならず。加之醬油、綿織物等にして未だ消費せられざるものに對しても亦拂戾を爲すの必要を生じ、而も此等物件は其の既に課稅せられたるや否やの區分不明瞭にして、到底拂戾を實行すること能はず。其の間著しく權衡を失し、甚だ不公平なる結果を招來すべきが故に、賣藥稅に就ても亦拂戾を爲さざることとせり。唯失效賣藥にして廢棄せんとするものに就ては、既に現行賣藥稅法に於て、既貼印紙稅額の八割又は八割五分を新印紙に交換すべき規定あるに拘らず、賣藥稅の廢止と共に此の制度をも全然撤廢するときは、當業者中甚しく苦痛を感する者あるべきが故に、失效賣藥に對しては賣藥稅廢止後二箇年を限り、既貼印紙稅額の五割に相當する金額を交付することとしたり。

次に酒造稅法、酒精及酒精含有飮料稅法竝に麥酒稅の改正に就て說明せんとす。以上述べたる諸稅の社會政策的改正、就中綿織物に對する消費稅の免除、通行稅、醬油稅及賣藥稅の廢止に因て生ずべき歲入缺陷の一部を補塡せんが爲に、嗜好的飮料にして比較的稅率增徵の餘地ありと認めらるる酒稅の稅率を改正することとし、先づ酒造稅に於ては淸酒一石三十三圓を四十圓に引上げ、其の他之に準じ二割程度の增率を實行せんとす。但し沖繩縣に於ては同縣の財界著しく不況にして、縣民窮狀にある特別の事情に鑑み、當分の內從前通の稅率に止め、縣外に移出する酒類に對してのみ、出港稅として今回の增率に相當する課稅を行はんとす。尙今回の酒造稅法の改正を機とし、酒造組合に對し徵稅上必要なる設備又は補助を爲さしめ、之に一定の交付金を交

付するの制度を設くることとし、交付金の額は命令を以て定むる見込にして、當該酒造組合員の製造に係る酒類一石に付十錢を交付せんとす。此の制度は既に織物消費稅に付之を實行し、徵稅上官民共に頗る便宜を得つつあるのみならず、一面酒造組合の健全なる發達を助長し、釀造業の進歩改善上相當の效果あるべきを信ず。酒造稅の增率と同時に、酒精及酒精含有飮料稅に就ても亦二割程度の增率を行ふこととせり。而して從來工業用の酒精に對し戾稅を爲す可き品種の範圍稍狹きに過ぎ、工業の發達を助長する上に於て多少の憾あるを以て、之を擴張せんとし目下尙調査研究中に屬するも、成るべく速に適當なる方法を講ずべき見込なり。麥酒も亦嗜好的飮料にして、清酒其の他に比し一層增徵の餘地ありと認むるを以て、約四割の增率を行ひ、其の稅率一石に付十八圓を二十五圓に改めんとす。

次に骨牌稅に就ては、明治三十五年本稅の施行せられて以來、未だ一回の增稅をも行ひたることなく、爾後一般物價騰貴の關係より之を觀るも、相當稅率引上の理由あるのみならず、骨牌の使用は奢侈的消費に屬するが故に、今回の稅制整理に當り歲入補塡の一財源として之が增徵を計畫し、現行一組二十錢の稅率を、麻雀に就ては一組三圓、其の他の骨牌に就ては一組五十錢に改むることとせり。而して骨牌製造者に課する免許料は、現今他の消費稅に於て其の例なく、其の收入は極めて少く、寧ろ之を廢止するを適當と認めたり。

終りに清凉飮料稅の新設に就て說明すべし。今回の稅制整理に當りては、既に述べたるが如く成るべく新稅の創設を避くるの方針を採りたりと雖、前記酒類に對する稅率增徵との權衡上、就中麥酒との權衡を保ち、其の稅源を擁護すると同時に、兼ねて整理に因る不足財源の一部を補塡せんが爲に、清凉飮料稅を新設することとせり。清凉飮料の範圍を如何に定むべきやに就ては調査講究を重ねたる結果、麥酒との關係竝に課稅技術上の關係等を考慮し、之を炭酸瓦斯を含有する飮料に限り、玉ラムネ壜詰のものは一石に付七圓、其の他の壜詰のものは一石に付十圓を課し、壜詰以外のものは總て炭酸瓦斯の使用量に應じて課稅するを便宜と認め、一瓩に付三圓の稅率を課することとせり。玉ラムネ壜詰に付特に低率なる課稅を爲し、壜詰以外のものに稍高率なる課稅を爲さんとするは、主として其の消費者の負擔力を顧慮したるの結果にして、自家用の清凉飮料は之を課稅外に置きたり。

以上の外尙所得稅の改正に伴ひ大正九年法律第十二號中に、地租の改正に伴ひ明治三十七年法律第十二號中に、又醬油稅、賣藥稅の廢止及清凉飮料稅の新設に伴ひ、大正九年法律第五十一號中に、夫々適當なる改正を加ふることとせり。

最後に稅制整理計畫の一部として實行したる煙草の定價引上に就て一言を加ふるの必要あり。既に述べたるが如く、今回の稅制整理は社會政策的效果を擧ぐることに重きを置き、直接稅及間接稅を通じて、成るべく中產階級以下多數國民の生活上の負擔を輕減せんが爲に、諸稅の改廢を行はんとするものにして、之に因る歲入の缺陷を補塡せんが爲に、嗜好品たる酒類に對する稅率に付二割乃至四割の增徵を行ふと同時に、同じく嗜好品たる煙草の定價に就ても亦二割程度の引上を爲すことに決し、客年十一月七日より之を施行したり。稅制整理の實施に先だち獨り煙草定價の改正のみを施行したるは、一旦其の計畫を發表して之が實行を猶豫せんか、各種の弊害百出すべきを以て、之を防止するの必要上、先例に倣ひ計畫の發表と同時に施行したるものなり。

右改正は製造煙草及輸入煙草の各品種を通じ、大體定價の二割を標準として引上げたるものなるも、所謂値頃の關係上多少此の割合を上下するものあるの外、社會政策上の要求を加味し、下級品に於ては成るべく値上率を低下することに努めたり。

以上は稅制整理に關する計畫の概要なり。要するに稅制の整理は我國現下各般の事情に照し最も緊切なる重大問題なるが故に、各法律案に付十分審議の上速に協贊を與へられんことを切望して已まず。』

尋いで地方稅整理案に關して內務大臣若槻禮次郎は大要左の如き說明を行ひたり。

『國運の興隆と地方自治の進暢とに伴ひて、今や地方財政は其の歲出十三億有餘圓の巨額に上り從つて其の負擔も亦決して輕からず。是を以て政府は曩に稅制整理を企つるや、國稅の整理と同時に、之に對應して地方稅制を刷新するの必要を認め、鋭意調査を遂げたる結果成案を得たるを以て、茲に其の基本となるべき二法律案を提出したる次第なり。今此の兩法案の提案に當り、以下其の目的とする地方稅制整理の大綱に就き聊か說明を加へんとす。今次の地方稅整理の第一は、府縣稅として家屋稅を創設し、市町村は之に附加稅を賦課するを得ることとしたることとなり。家屋稅を地方稅として創設したる理由は、第一に國稅の直接稅體系を整備するに當りて、從來一般所得稅を中軸として其の兩翼を成す補完稅として存在せし、地租及營業稅に改正を加へて之を存在することと爲せし外、同じく一般所得稅の補完を目的としたる資本利子稅を創設せしが、此の三稅と竝立して當に收益稅制の一部を組成すべき家屋稅は、旣に地方の一部に於て好箇の財源として採用せる實情に顧みて、之を地方稅に委ねて國稅として敢て創設せざりしを以て、右國稅整理に對應して直接國稅の體系を補足する爲にも、家屋稅を一般的に施行するの必要ありと認めしものなり。家屋稅創設の第二の理由は、後述の如く戶數割は府縣稅として極めて不適當なる稅種と認めらるるを以て、之を廢止することと爲せしが、其の結果として府縣に於ては夫れ丈け收入を減少することとなるが故に、其の收入の缺陷を補塡すべき適當の財源を見出す必要を生じ、之を家屋稅に求むることと爲せしものなり。家屋稅創設の第三の理由は、家屋は土地·營業と同じく、地方團體の施設經營に依りて利益を享受するものなるに拘らず、現行地方稅に於ては土地·營業に對しては相當の課稅を爲すも、未だ家屋に對しては一般に課稅するの制度存せざるを以て、應益原則に照して地方に家屋稅を創設することは、正當の處置なりと認めしに依るものなり。大體以上の如き諸理由に依りて家屋稅を創設することとし、而して其の課稅標準は收益稅たるの本質に鑑みて、評定賃貸價格を以て課稅標準とすることとし、其の賃貸價格は府縣に家屋稅調查委員を設置して、其の調查に基き府縣知事をして之を決定せしむることと爲したり。但し施行の當初に於ては其の實施の圓滑を期する爲め、暫定的に一時市町村に配賦して之が徵收を爲すことをも許すこととしたり。而して大正十八年度迄には家屋賃貸價格の準備調查を完了し、配賦稅制度は之に依つて廢止する見込にして、結局家屋稅徵收の見込額は約三千萬圓となるの豫定なり。

地方稅整理の第二は、戶數割を府縣稅としては廢止し、市町村稅として創設することと爲せしこととなり。蓋し現行戶數割は納稅義務者の資力を標準として賦課せらるるものなるも、府縣の如き區域の廣大なる團體に於ては、能く各人の資力を個々に就き調查して公正なる課稅を爲すこ

とは、到底不可能とする所なるが故に、現行制度に於ても戸數割は一旦之を市町村に配賦することとせり。然るに此の結果として同一府縣の構成分子なる各個人は、假令同一の資力を有せる場合にても、其の居住する市町村を異にするに從ひ、其の負擔額を異にする如き狀態なり。斯くの如きは決して適正なる課稅と稱するを得ざるを以て、此の際之を廢止することを最も適當なりと認めたり。然るに他面市町村の如き小團體に於ては、能く各人の資力を調査して公正なる負擔を爲さしむることを得るのみならず、配賦に基く負擔の不均衡を惹起するが如き虞なきを以て、府縣稅としては戸數割を廢止するも、市町村稅としては之を存することと爲せしなり。而して戸數割の課稅標準として納稅義務者の資力を採用する點に於ては、敢て從來と異る所なしと雖も、唯從來の資力算定の標準中に包含せし住家坪數は、家屋稅との關係上之を除外するを適當と認めたり。尙現に家屋稅を施行せる市町村は、戸數割が市町村稅となれる後と雖も、戸數割を施行し難き事情は依然として從來と異る所なきを以て、此等の市町村に限り戸數割に代へて家屋稅附加稅を課するを許すことは、蓋し已むを得ざる所なりと認む。

地方稅整理の第三は、府縣稅たる營業稅・雜種稅の整理を行ひしことなり。現行府縣稅たる營業稅・雜種稅中には、往々細民に對して賦課せらるるもの少からずして、之が整理の實行は社會政策上極めて緊要の事に屬せるのみならず、又其の課目徒に多岐に亙れるが故に、國民負擔の關係を明確ならしむるが爲にも、亦之が整理は頗る必要なりと認め、玆に其の種目の整理竝に課稅の制限等を爲すこととせり。

第四に府縣稅として特別地稅を創設し、市町村に對しても亦其の附加稅を課することを認めたり。蓋し國稅整理に際し地租に免稅點を設けたる結果、免稅點以下の土地に對する地租附加稅は當然消滅することとなり、爲に地方歲入に缺陷を生ずるに至るべく、而も他に之を補塡すべき好箇の財源は之を求め得べからず。然るに飜つて考ふれば、免稅點以下の土地と雖も、他の一般土地と等しく地方公共團體の施設經營の利益を享受せるものなるが故に、所謂應益原則に從ひ一般土地の地租附加稅に代る程度迄は、之に對しても負擔を課することは、寧ろ公正の觀念に合致するものと稱するを得べし。卽ち以上の理由に依り特別地稅を創設すると共に、市町村に對しても亦之が附加稅を課することを認めしなり。斯くの如く特別地稅は地租附加稅に代るものなるを以て、其の納稅義務者及課稅標準等も、國稅たる地租と同樣なるべきは言を俟たざる所なるが、其の稅率の如きも、本稅の負擔を他の一般土地の地租附加稅と同一程度以下に止むる趣旨を以て、適當に之を定めたり。

第五には地租及營業稅の附加稅率を改正したることとなりしを以て、此等兩國稅の附加稅は當然を行ひ、又營業稅に對しても若干の輕減を行ふこととせり。

減收を見るに至るべしと雖も、之が缺陷を補塡すべき好財源は他に容易に之を求むべからず。之を其の儘に放置せんか、結局他の地方稅に依りて之を補充するの外なきに至るべし。加之此際特に此等兩稅の輕減を爲さしめざるべからざる理由なきを以て、旁、地租及營業稅納稅者の現在に於ける附加稅負擔の程度を變更せざる範圍內に於て、附加稅率の引上を行ひしなり。

第六には市町村の所得稅附加稅は之を府縣に委讓して、原則として市町村に於ては所得稅附加稅を廢止することとし、府縣の所得稅附加稅率を引上ぐることとせり。蓋し今次の整理に於て

府縣稅戶數割を廢止することとなりし結果、府縣稅の體系を通觀するに、純然たる人稅は所得稅附加稅を存するのみとなりしが、而も本附加稅の稅率は從來甚だ低率なりしを以て、府縣稅の體系を整備するが爲には、之を相當程度に引上ぐる必要あり。卽ち戶數割廢止の爲に生ずる歲入缺陷は、家屋稅の創設と所得稅附加稅の引上とに依りて、補塡するを以て最も適當なりと認めしを以てなり。然るに他面市町村に於ては戶數割の稅額は相當多額に上るべきを以て、其の上更に又所得稅の附加稅を徵收するときは、餘りに人稅に偏重するの嫌あるのみならず、府縣に於ける所得稅附加稅の引上に依り、所得納稅者は府縣稅に於て從來より其の負擔加重せらるるが故に、之が緩和を圖る爲にも市町村の所得稅附加稅を廢止し、以て其の間の調和を計る必要あるを以て、之を府縣に委讓することと爲せしなり。唯市町村中には從來戶數割を賦課し難き事情あるものありて、斯かる地方に於て若し全然所得稅附加稅を失はしむるときは、其の租稅體系上又財政經理上甚だ不適當となるを以て、斯かる市町村に於ては內務大藏兩大臣の許可を得て、現在の半額程度の所得稅附加稅を賦課するを得ることと爲したり。

以上述ぶる所が地方稅整理案の大綱なり。惟ふに稅制の整理は徒に空理に走るべからざると同時に又、徒に實際にのみ拘泥すべきに非ざるや勿論なるが、本整理案に於ては此の兩者の調和を圖ることに就て格段の考慮を加へたり。斯くて此の整理の結果、第一に家屋稅及其の附加稅を創設し、應益原則に從つて地方課稅の機會を與へ、地租及營業稅の附加稅と相俟ちて地方稅制に於ける物稅の體系を整理し、第二に府縣稅中の戶數割を廢止して、其の人稅體系の構成上に改善を施し、第三には市町村稅の體系に於て戶數割と所得稅附加稅との竝立を廢止して、其の人稅組織の構造に改善を圖ると共に、人稅偏重の程度を緩和したり。而して之に加ふるに義務敎育費國庫負擔金の增額に依る市町村財政の餘裕は、此の機會に於て主として戶數割負擔の輕減に充當せらるべきを以て、市町村稅體系に於ける人稅偏重の傾向は、一層之を緩和するを得べきなり。第四には營業稅及雜種稅の整理に依りて所謂細民稅を廢止し、地方稅制の非社會政策的色彩を除くこととなれり。斯くの如くにして地方稅中整理すべきものは之を整理し、廢減すべきものは之が廢減を斷行し、以て各地方稅間の負擔の均衡を保持せしむることを主眼として、玆に法律案を提出せし次第なり。愼重審議の上協贊を與へられんことを切望して已まず。』

稅制整理法律案の議會提出に先だち其の要領の發表せらるるや、世上之に對して種々贊否の議論を生じ、殊に各種經濟團體にして之に關する意見書を公表し、或は建議書を政府及議會に提出せしものも亦尠からざりしが、今參考の爲め其の主要なるものとして日本經濟聯盟會及全國商業會議所聯合會の決議を揭ぐれば左の如し。

『　稅制整理に關する日本經濟聯盟會の意見書（大正十五年一月二十五日）

今回政府に於て多年の懸案たる稅制整理を企畫せられ其の成案の綱要を公示せらるるに至りたるは、我邦財政經濟の現狀に適應せる措置として當局の勞を多とするものなり。我が現行稅制に適當の改正を加へ國民負擔の均衡を得せしむべきことは、更に言を俟たざる所にして、旣に本會は此の趣旨に基き一昨年十月意見書を提出し、政府當局に進言する所ありたり。今回の整理案に於ては所得稅法中本會の義に主張したる國債利子の課稅、法人留保所得に對する累進稅の廢止、公債社債及銀行預金の利子を法人の課稅所得より控除する件、竝に第三種所得免稅點の引上げ等の趣旨の採擇せられたるは、本懷とする所なりと雖も、尙ほ本案に對しては現時の我が經濟狀態に鑑み、且つ租稅の根本義に稽へ、更に修正を要望せざるを得ざるものあり。左に所得稅其の他に對する

所見を列敍し考慮を仰がんとす。

第一、株式配當の課稅方法を變更すること

法人より受くる利益若くは利息の配當又は剩餘金の分配は、源泉に付て之を課說することとなし、今回新設の資本利子稅中に之を編入すること。

株式配當の取得者は舊來課稅上何等負擔なかりしが、大正九年七月の所得稅法改正によりて新に所得稅を課せらるることとなり、而も此種の所得は他の所得と綜合され、第三種所得として累進率を以て課稅さるることとなりたるが爲め、株式所有者は一躍無稅より轉じて、遽に負擔の加重を蒙ることとなれり。當時此の稅制變更の計畫に對しては民間に於て種々論議せられ、殊に株式配當の綜合累進の新課稅方法に就ては、財界各方面に於て非難の聲高く、夫々反對の意志を表示し、之を源泉課稅とすべきことを政府に陳情する所ありたり。而して議會に於ても衆議院にては政府與黨大多數なりしに拘らず、政府原案其儘の通過を不可とし、配當所得額の四割を控除したる金額を以て課稅所得額となすことに折合ひ、其の可決を見たるものなり。爾來五箇年本稅實施の經過に徵するに、財界に及ぼしたる其の影響は決して良好なりとせず。曩時財界各方面の憂慮せし所は乍遺憾實現されつつありて、之が變改を計るの要益々切實なるものあるを認むるに至れり。幸ひ今回政府に於て稅制整理を企畫せられたるを機とし、此の年來の懸案を解決されんことを庶幾し、經濟上、財政上及其の他の點より、配當課稅の現行法改正の必要なる事由を左に具陳し、當局の裁量を乞はんとす。

（一）先づ經濟上より之を觀るに、現行配當課稅の方法は商工業の發展を阻害すること鮮しとせず。近來我が事業界が萎靡不振を極め、沈衰の狀態を脫せざるものあるは、戰後の財界反動と大震火災とに由れるの大なるや、固より否定すべからざるも、我が稅制の作用が與りて亦力あるものたることは、輕々に看過し去るを容さず。蓋し現行稅制に於ける綜合課稅の主義は、近時各國稅制上の大勢と公正の原則とに鑑み、敢て之を非認するにあらざるも、過去數年間我が經濟界に於ける其の實施の跡に徵すれば、資金の移動は益々公債社債に偏倚し、株式に對する資金は枯渴に傾くの兆あり。是れ畢竟株式が稅制上不利の地位に置かれたるの結果に外ならざること左の諸點に付き査覈せば明なるべし。

（イ）稅制上株式所有者の負債の控除不完全なることは、株式の募集を困難ならしむる一大因由なり。元來會社の株式にして、遊金若くは貯蓄金にて買入れ又は引受けらるる分は、其の株式總額に對しては一小部分たるに過ぎず。大部分の株式に在りては、會社の新設若くは擴張の際新なる起債によりて拂込まるるもの多きが故に、株式配當に課稅する場合には、該配當の所得よりして此種負債に屬する出費の控除を爲すを妥當なりとす。然るに斯の如き控除を爲すことは實行上容易なりとせず。各株主に付き、其の負債が果して如上の拂込充當の爲め現實に生じたるものなりや否やを明確に甄別し、公平に算定するは、殆ど不可能たらざるを得ず。現行法に於て所得額より四割を控除したるは、畢竟此の負債關係を酌量したるものなるべきも、特に四割と定めたるは的確なる根據に基きたるにあらず。大體無意義のものにして、一片の假想的斷定たるの誹を免れ難し。斯くて株式配當課稅が純收入に對する合理的課稅たる能はざることは、株式所有者の苦痛を累加し、株式取得の欲望を減殺し、企業心を沮喪し、從て事業會社の振興を阻碍するの結果を來さざるを得ず。又現に斯る結果を來しつつありと觀察し得べし。斯の如きは畢竟株式に對する負債の控除が、現行綜合制に在りては完全に行はれ難きの事情あるによるものなれば、株式所有者をして株式配當に對する收支を適當に調節せしめ、投資上の不利を免れしむる爲め、源泉課稅の方法を採るを優れりとなすべし。

（ロ）前述の如く負債ある株式所有者に對し、現行配當課稅は純收入に應ずる良稅たるを得ざると共に、假令負債なきものに付ても綜合して累進率を以て課せらるるが爲め、其の配當所得に對して納稅者の負擔する稅率は、明確に之を算定するを得ず。從て引受け又は買受けんとする株式に付ての利廻り計算は、豫め之を定むるに由なく、結局採算的に株式の取捨を處決することは不可能とならざるを得ず。是れ又株式の應募及買入れに對する障碍となるものにして、寧ろ利廻り計算の見易き公債社債等、源泉課稅によれる證券類に資金流入し、株式を以てする資金は爲めに壓迫を蒙り、會社の堅實と伸展とを全ふし難きこととなるべし。

（ハ）更に現行稅制に伴ふ缺陷として指摘すべきものは、同族會社發生の件なりとす。蓋し現行法の下に在りて

は、株式所有者は負債の有無共に前陳の如く少からざる不利を蒙り、苛重の負擔を受くるを免れざるが爲め、之を避くるの方便として彼の保全會社の如き同族會社を新設し、自家掩護の手段として所謂合法的脫稅を敢てするに至りたるは、已むなきの勢なるべく、試に之を實況に顧るも、新稅法實施以來此種同族會社簇生し來り、今後尙ほ增加するの形勢あり。是れ恐らくは當時の立法の豫期せざりし新現象にして、畢竟稅制上の不合理が招來したる一產物と認めざるを得ず。今回の稅制整理に際し此種同族會社の取締に付き當局に於て考慮せらるるものあるべしと傳承するも、此種の取締は更に他の脫稅行爲を誘致すべく、到底完全に實效を期し難きは既に事實に徵して明なり。寧ろ現稅制を改め配當所得は源泉にて之を課稅することとなさば、各資產家は何を苦んでか故らに斯る變則的會社を起すべき。思ふに此種同族會社は多くは自然消滅に歸するに至るべきや豫想するに難からざるなり。

(二)財政上より之を觀るに、配當所得は之を源泉に付き課稅するを以て却て有利なりとす。

(イ)配當所得は一朝之を源泉課稅に移すも、政府の收入は減少することなく、殊に資本利子稅を以て之に課稅することとせば、假に現在の各株式會社の配當金總額より算當するも、稍輕微の稅率を以てして尙ほ從來の綜合所得稅中の配當所得分の稅額と同樣の金額は容易に而も一層明確に之を實收し得べく、而して綜合所得稅共者に在りても、右配當課稅の所屬替の爲めに生ずる減額は、其の總額に對して一小部分たるに過ぎず、第三種所得稅は其の殘額を以てして尙ほ一大租稅として存立し得べきなり。

(ロ)源泉課稅を以てせば、徵稅上の手數及費用の減少すべきことは絮說の要なく、又納稅者に取りても手數の簡易なること言を俟たざるなり。

(三)飜て社會政策上より之を觀るも、今次の稅制整理計畫に於て政府は特に社會政策的施設に顧念せられ、所得稅免稅點の引上げ、通行稅、綿織物稅、醬油稅、賣藥稅の廢止等を實行せらるると共に國債の利子に新稅を設け、地方債社債、預金等の利子に新稅率を附加せらるるに當りては非資產階級と資產階級との國稅負擔の權衡上、株式配當所得者に或程度の便宜を供與せらるることは、敢て課稅の公正を失するものにあらざるべく却て事業界の活動發展より延て一般國民の福利を增進し、社會政策にも資することとなるべし。斯くて株式配當を綜合課稅より移して源泉課稅に轉ずるは、非資產階級に不利を及ぼすものにあらざれども、只小額所得者にして從來無稅なりしものが、其の所有株式の配當に付き課稅を受くることとなるべく從て社會政策上より非難を加ふべき餘地なきにあらず。然れども既に公債及社債に付ては小金額の受領者も課稅され、更に國債に付ても新に課稅さるべき稅制の下に在りては、配當の小額取得者に課稅さるるは、寧ろ權衡を保つべきものと云ひ得べきなり。

(四)尙ほ租稅の體系よりするも、今回の國債其の他の公債、社債、預金等の利子、貸付信託の利益、營業稅を課せられる法人より受くる配當金及所得納稅者の取得する非營業貸付預金の利子を課稅物件とする資本利子稅新に設定せらるるに當りては、配當所得は其の性質上、是等資本の利子と同一種類のものとして之を處理するを以て妥當となすべく、又其の稅率も該課稅物件に準ずるとせば、政府の收入竝に納稅者の負擔共に從來と大差なきを得べしと認むるものなり。

第二、第三種所得の所得金額及稅率を細分すること

現行所得稅法に於ては、第三種所得に於ける所得金額の區分粗に過ぎ、且稅率遞增の度合急なるに依り、所得各階級間に負擔の公正を缺けるものあり。蓋し個人擔稅能力の增大するに從ひ、綜合所得に對し稅率を加重する累進課稅の方法は、現代各國の稅制に就て見る所なりと雖も、累進稅率を適用すべき所得金額に付き、其の區分が粗に過ぐる時は、階級を異にする所得の間に於ては勿論、同一階級に屬する所得中に在りても、最高及最低の所得金額の間に甚しく負擔の公正を失するの結果を生ずべし。加之稅率の累進急激なる稅制の下に在りては所得金額の階級の進むに伴ひ稅額の累增一層大なるものあるを以て所得者に對する課稅の公正を期せんには所得金額の區分を密ならしむると共に、稅率の累進を緩ならしむるを以て優れりとす。歐米諸國の稅制に之を徵するも、獨逸帝國所得稅法は各所得累進級を刻むこと五十一、各級の稅率累進を百分の一宛となし、又最近一九二四年米國歲入法に依る累進所得稅は四十級に區分して、各級間の稅率は百分の一を以て累進せるの事例あり。然る

に本邦稅制上の累進方法に在りては最初明治二十年の法律を以て五級に區分せられたるものが同三十二年大正二年同七年及同九年の改正を經て二十一級に增加せられたりと雖も未だ以て完璧を得たるものと云ふべからず。依て今次の稅制整理に當り所得金額を更に細分し且つ各級間の稅率を千分の五乃至百分の一の差等を以て累進せしむることとなし以て所得者に對する負擔公正の實を擧げられんことを希望す。

第三、外國に於て專ら經營する事業より生ずる所得に對して所得稅を免除すること

從前外國又は所得稅法を施行せざる地に於ける本邦人の資產營業又は職業より生ずる所得には所得稅を課せざるの規定なりしが大正九年の稅法改正に際し同規定は日本の國籍を有せざる者にのみ適用せらるることとなりたるを爲め爾來邦人の海外に於て事業を爲す者就中土地の耕作栽培等專ら外國に於て經營する事業に從事する者の如きも其の住所を內地に有するが爲め其の所得に對し內地に於ける所得と同一に課稅せられ之が爲め久しく異りたる地域に於て種々なる困難に遭遇し又は多年の勞費を投じたるに對し何等酬いらるる所なく或は更に其の所得地に於ても課稅せられ負擔の重複を來し外國事業者との競爭上不利に陷るの恐あり。斯の如きは刻下奬勵を要すべき海外に於ける邦人企業の發達を阻害すること尠しとせざるが故に今次の稅制整理に際し再び舊法の趣旨を參酌し前記の如き事業より生ずる所得に對しては內地所得稅を免除するの要ありと認む。

第四、地租營業稅及所得稅の地方附加稅率は法律の規定する範圍內に止むべき制度となすこと

地租營業稅及所得稅に對する地方附加稅率の限度は明治四十一年三月三十一日法律第三十七號に規定せられ例へば營業稅に就ては道府縣は本稅の百分の四十一市町村は百分の六十一合計百分の百二を限度とせり。然るに地方財政上特別の必要ある場合には內務大藏兩大臣の許可を受け右の制限額以上百分の十二迄增率し得るの途あるのみならず尙ほ左に揭ぐる事由の存する場合には內務大藏兩大臣の許可を條件として殆ど無限に附加稅率を增加し得るの現狀に在り。卽ち

一、內務大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要するとき

二、非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要するとき

三、水利の爲費用を要するとき

四、傳染病豫防の爲費用を要するとき

是なり。今是等の事由に基き地方附加稅が實際上幾何の程度に增率せられ居るやは明ならずと雖も少くとも營業稅に關しては東京市に於て十割三分七分、大阪市に於て十割三分、名古屋市に於て十三割四分、又神戶市に於て十七割三分に達せるの事實を見るときは法律の制限する地方附加稅が如何に自由に增率せられ居るかを知るに足るべし。更に甚しきは市町村以下の公共團體に對して地方長官をして兩大臣の職權を地方長官に委任せられたるを以て增率容易に行はれ動もすれば負擔の過重を來し稅制整理の趣旨を沒却するに至る。斯の如きは直接國稅たる地租營業稅及所得稅の整理を無意味ならしむるものなるを以て此際地方附加稅率增加に關する內務大藏兩大臣及地方長官の許可規定は之を廢止し以て地方附加稅率は法律の規定する範圍內に之を止むべき趣旨に變更するの要ありと認む。』

『　稅制整理に關する全國商業會議所聯合會の建議（大正十五年一月十四日）

今回政府發表の營業稅整理要項に於ては純益課稅の主義を採用せられたるも本會建議の重大案件たる商工業者の負擔は却て甚しく加重するの結果を見んとするの實狀にして本聯合會に於ては之が對策として更に營業稅所得稅及資本利子稅に關し左の如く決議したるを以て政府當局に於ても又現下產業不振の狀勢竝に商工業者の負擔の實況に鑑み稅率其の他の按配に因り其の負擔の半減を圖られ度然らざれば寧ろ現行營業稅法を適當に改正して商工業者の負擔を輕減せられんことを希望す。

營業稅改正に關する件

一現行營業稅の負擔を半額程度に輕減するを目途として稅法を改正すること。

一若し現行負擔の半額程度の輕減行はれざる限は寧ろ現行稅法に對し適當の改正を加へ負擔を輕減すること。

一課稅標準を純益に改むるとせば損失を繰越したる場合は之を塡補する迄營業稅を課せざること。
一個人營業の純益算定に當りては法人同樣負擔の利子を控除すること。
一課稅方法は法人個人の差別を設けず同一となすこと。
一申告を尊重し若し甚しき相違ありと認むるときは商業會議所又は同業組合等に諮問すること。
一課稅標準の更訂を決定額の四分の一に達せざる場合に迄擴大し尚其の處分後過納金の還付は迅速に之を行ふこと。
一地方附加稅の制限を嚴にすること。

所得稅改正に關する件

一株式配當を第三種所得に綜合することを廢し第一種所得に移すこと。
一國債利子に對する所得稅免除の特典を廢すること。
一法人の所得中第二種所得稅を課せられたるものあるときは之を控除すること。
一第三種所得より負債の利子を控除すること。
一所得調査委員會の權限を擴張し所得額の決定に付ても其の意見を採用するの途を開くこと。

資本利子稅に關する件

政府は資本利子稅を創設し公債社債利子銀行預金利子貸付信託利益等に對し百分の二の稅率を課せんとす。然れども稅制整理に際し新に資本利子に對し課稅するの必要ありとせば之を新稅として特課せず第二種所得稅として成るべく低率を併課することに定められんことを望む。而して國債利子に付ては所得稅免稅の特典を廢すると同時に資本利子稅を含みたる適當の稅率を設けられんことを望む。」

政府の稅制整理案に對しては各派政黨に於ても贊否の議論盛にして、其の中憲政會が政府案の全部を支持せし外は何れも多少の異論あり、夫々自己の主張に基き稅制整理案を立て、法律案として之を議會に提出したり。卽ち立憲政友會は整理の根本方針に於て政府案と意見を異にし、國稅地方稅を通じて稅制の一般的改革を行はんとするに當りては、重きを地方稅に置きて整理方針を立てざるべからずと爲し、其の年來の主張に基き、地方に獨立の財源を與ふる爲め、先づ地租を市町村に委讓すべきことを唱へ、此の方針に基き同黨所屬議員山本悌二郎外十三名は、市町村稅地租法案及市町村稅地租法の施行に關する法律案を提出したり。而して地租委讓の結果として國庫に生ずべき歲入缺陷約七千四百萬圓は、之を關稅の增徵竝に震災善後費充當の普通財源を公債支辨に振替ふることにより補塡すべきことを主張したり。次に政友本黨は今日の場合俄に根本整理を企つることは困難なるを以て、應急整理に止むるの趣旨を以て所得稅及地租に改正を加ふると同時に、地方財政の負擔輕減の爲に義務敎育費國庫負擔額を更に增加せんことを主張し、此の趣旨に從ひ、同黨所屬議員床次竹二郎外二十三名は、地租條例中改正法律案、所得稅法中改正法律案、明治四十二年法律第七號（國債の利子所得稅免除に關する件）廢止法律案及市町村義務敎育費國庫負擔法中改正法律案の五法律案を提出したり。今其の要領を述ぶれば、所得稅に在りては㈠第二種所得稅甲を廢止し、公社債の利子銀行預金の利子貸付信託の利益は、之を第三種所得に綜合課稅し、且つ別に資本利子稅を創設すること㈡國債利子に對する所得稅免除の特典を廢止すること㈢第三種所得稅の免稅點を千二百圓に引上ぐること（政府案と同一）㈣扶養家族の控除は所得三千圓以下の者に對し一人に付百圓とすること（政府案と同一）㈤課稅最低減に近き第三種所得の稅率を更に低下すること等にして、地租に在りては㈠自作農保護の趣旨を以て自作田畑の地租を免除すること㈡永小作權者の負擔する地租も同樣の趣旨に依り之を免除すること等となし、又義務敎育費國庫負擔額の增

加に在りては、現行の四千萬圓を增加して八千萬圓となさん（政府案に比し更に二千萬圓增）とするものなり。而して以上の改正の結果は、所得稅の改正に依り約三千五百萬圓の增收を生ずと雖も、他方地租の改正に依り約千八百六十萬圓の減收となり、之に義務教育費國庫負擔增額の四千萬圓を加算するときは、差引約二千三百六十餘萬圓の財源不足となるも、右は關稅の增徵等に依り之が補塡を圖るべしと主張したり。

以上政府竝に議員提出に係る各種稅制整理案は、之を一括して衆議院に於ける特別委員に附託せられしが、委員會は審議の末、政府提出案の中地租改正案に對し二個の點に於て修正を加へたり。其の一は地租の稅率百分の一減の條項を削除し、之に依り得たる財源を以て義務教育費國庫負擔額を政府原案より更に一千萬圓增加せんとするものにして、其の二は地租の免除に關し政府原案が、納稅義務者の住所地市町村內に於ける田畑地價の合計二百圓未滿のものに對し地租を免除せんとするの規定を改め、住所地市町村竝に隣接市町村內に於ける田畑地價の合計二百圓未滿のものに對して地租を免除すると共に、小作に付したる田畑に就きては此の限に非ざるものと爲し、以て事實上自作農に對する地租免除の趣旨を實現せんとするものなり。委員會は右の外地方稅制限に關する法律の改正案に多少の修正を加へしのみにて、其の他の政府提出租稅整理案は總て原案通り之を可決することと爲し、同時に立憲政友會所屬議員提出に係る市町村稅地租法案及其の施行に關する法律案を否決したり。而して政友本黨所屬議員の提出に係る地租條例中改正法律案以下の四案は、之に關聯せる政府提出案を修正可決せるを以て、之が議決を要せざるものと決定したり。

稅制整理案に關する委員會審議の結果が衆議院本會議に報告せらるるや、政府提出の整理案に對し立憲政友會所屬議員は（一）租稅整理に關する政府の見積額は少きに過ぎ、整理案實施の結果は大なる增稅となるの虞あること（二）直接稅に於て減稅となり、間接稅に於て却て增稅となるは社會政策の趣旨に反すること（三）所得稅、營業稅の負擔は整理の結果却て增加することとなり、產業の發展を阻害するの虞あること等の理由を擧げて之に反對し、政府は宜しく地租委讓の根本方針に立脚して、更めて一般的に國稅及地方稅の根本的改革を計畫すべきことを主張せしが、贊成者少數にて否決せられ稅制整理案は、委員會の決定通り可決せられたり。斯くて政府提出の租稅整理法律案は前記の修正以外は總て原案通り衆議院を通過し、貴族院亦希望決議を附して右修正案を可決せしを以て、裁可を經て左の如く公布せられたり。

一、地租條例中改正法律	大正十五年三月二十七日	法律第六號	
一、明治三十七年法律第十二號中改正法律	同	法律第七號	
一、所得稅法中改正法律	同	法律第八號	
一、大正九年法律第十二號中改正法律	同	法律第九號	
一、營業稅法廢止法律	同	法律第十號	
一、營業收益稅法	同	法律第十一號	
一、資本利子稅法	同	法律第十二號	
一、相續稅法中改正法律	同	法律第十三號	
一、酒造稅法中改正法律	同	法律第十四號	
一、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律	同	法律第十五號	
一、清凉飲料稅法	同	法律第十六號	
一、麥酒稅法中改正法律	同	法律第十七號	

一、醬油稅則廢止法律　大正十五年三月二十七日　法律第十八號
一、賣藥稅法廢止法律　同　上　法律第十九號
一、骨牌稅法中改正法律　同　上　法律第二十號
一、通行稅法廢止法律　同　上　法律第二十一號
一、織物消費稅法中改正法律　同　上　法律第二十二號
一、大正九年法律第五十一號中改正法律　同　上　法律第二十三號
一、地方稅ニ關スル法律　同　上　法律第二十四號
一、明治四十一年法律第三十七號中改正法律　同　上　法律第二十五號

第二款　第二次稅制整理

以上の如くにして我國の租稅制度は、大正十五年に於て國稅及地方稅に亙りて一大整理を行はれしが、當時未だ調査の完了を告げざりし登錄稅・印紙稅・砂糖消費稅の三者に就きては、之が整理を他日に讓ることと爲したり。爾來政府は之が調査立案に努めし結果其の成案を得るに至りしを以て、翌昭和二年一月十六日第五十二回帝國議會に此等三稅法の改正法律案を提出したり。此等の諸案は何れも第一次整理と同一の方針に從ひ、國民負擔の均衡を得しめ併せて社會政策的の效果を擧ぐれば左の如し。

（一）　登錄稅の改正

（イ）不動產及船舶の所有權の移轉、質權・抵當權の取得等の場合に於ける稅率を輕減すること。例へば不動產の賣買に因る所有權の取得に就ては、從來の稅率不動產價格千分の三十五を三十三に輕減し、遺言・贈與其の他無償名義に因る所有權の取得に就ては、不動產價格千分の六十を四十五に輕減し、質權・抵當權の取得に就ては債權金額千分の六を五・五に改め、又船舶に對する諸權利の登記に對しても右に準じて夫々多少の輕減を爲せる如き卽ち之なり。

（ロ）法人の合併に對する稅率を輕減すること。卽ち合併に因る設立又は資本增加に就ては、拂込株式金額又は出資價格の千分の二を千分の一とし、合併に因る權利の取得に就ては、不動產又は船舶價格千分の五を千分の三に輕減せり。

（ハ）信託財產に就ては從來不動產信託の登記千分の五、當初委託者より受託者に所有權を移す場合不動產に在りては千分の六十、船舶に在りては千分の五十の稅率を課せしを改め、信託登記に就ては千分の四に輕減し、所有權移轉の場合に就ては信託の內容に依りて夫々區分したる稅率を適用することとせり。

（ニ）自作農の創設維持事業・農業倉庫の建設・小住宅の建設・部落有財產を其の市町村有に移す場合・數箇町村に亙る入會權を消滅せしむる場合・學校經營を目的とする法人の不動產取得等に對しては、登錄稅を免除すること。

（ホ）土地臺帳の登錄稅を廢止すること。

（ヘ）上記の諸改正に因る歲入の減少を補塡し、且負擔の均衡を圖らんが爲に、商業登記其の他に就き稅率の引上を行ふこと。卽ち合名會社・合資會社の設立又は資本增加に就ては、從來の稅率千分の四を株式會社と同樣千分の五に改め、社債の登記に就ては從來償還期間の長短に拘らず拂込金額の千分の二を課せしを改め、償還期間一年以下のもの千分の一、三年以下のもの千

分の二、三年を超ゆるもの千分の三（産業・農工・北海道拓殖・興業・勸業・東洋拓殖の諸債券は千分の二）と爲し各種商業登記其の他一部の定額稅に就ては約五割（小額のものに就ては十割）の引上を行ふこととしたり。

（二）印紙稅の改正

（イ）從來證書金高に依る一定の比例稅を課したる消費貸借請負契約・不動産又は船舶の讓渡・傭船契約等に關する證書に對しては、二錢以上一圓以下の階級定額稅を課することと爲せること。

（ロ）貯金通帳・積金通帳積金證書・質札・勤務通帳・產業組合又は住宅組合の發する出資證券・農業倉庫證券・乘車券・各種入場券・賣買仕切書・物品又は有價證券の賣買に關する證書・送狀に對しては印紙稅を免除することと爲せること。

（ハ）上記の改正に伴ふ歲入減少の補塡と負擔の均衡とを圖る爲め、通帳及判取帳の稅率を引上ぐること。卽ち前者に就ては現行三錢の稅率を改めて五錢（預金通帳を除く）と爲し、後者に就ては現行二十五錢の稅率を五十錢に改めたり。

（三）砂糖消費稅の改正

（イ）砂糖消費稅に於て、第一種糖中樽入黑糖の現行百斤に付二圓を一圓に、樽入白下糖の百斤二圓五十錢を二圓に、其の他の粗糖の百斤三圓を二圓五十錢に夫々輕減せしこと。

（ロ）現行第二種糖（稅率百斤に付五圓）及第三種糖（稅率百斤に付七圓）を第二種と爲し、之に現行第二種の稅率を適用することとせしこと。

（ハ）現行第四種糖（稅率百斤に付八圓）を第三種糖として稅率を七圓三十五錢に輕減せしこと。

（ニ）現行第五種糖（稅率百斤に付九圓）を第四種糖として稅率を八圓三十五錢に輕減せしこと。

（ホ）現行第六種糖は之を第五種糖と改め、其の稅率は從來通り百斤十圓に据置くこと。

（ヘ）糖蜜及糖水に就ても砂糖に準じて稅率の輕減を行ひしこと。

而して以上の諸改正に伴ふ歲入額增減の計算を揭ぐれば左の如し。

區分	昭和二年度	平年度
登錄稅	△二、二三三、二六四円	△二、二三三、二六四円
印紙稅	△一、四七〇、六〇二	△一、四七〇、六〇二
砂糖消費稅	△二、八三六、一七二	△四、一三八、九二〇
合計	△六、五四〇、〇三九	△七、八四二、七八七
砂糖關稅の改正に因る增	二、四八三、八五一	二、四八三、八五一
差引減額	△四、〇五六、一八八	△五、三五八、九三六

（備考）一、△印は減額。

二、登錄稅及印紙稅は何れも印紙賣渡割引額百分の三・三を控除したる數額を揭ぐ。

三、砂糖消費稅は施行初年度たる昭和二年度に於ては、舊稅率の適用を受くるものの收入を包含する關係上、平年度に比して減稅額を減少するものとす。

今以上三法律案提出の趣旨に關し、昭和二年一月二十七日衆議院に於て大藏大臣片岡直溫の爲せる說明演說の大要を揭ぐれば左の如し。

『我國多年の懸案なりし稅制の整理は前期議會の協贊を經て旣に實施せられ、我國民租稅負擔の公平を得るに至りしことは邦家の爲め慶賀に堪へざる所なり。昨年一般的稅制整理に際し整理を行はざりし租稅に就ては、政府は調査考究の上今期議會に成案として提出すべき希望を開

陳し置きしが、登錄稅、印紙稅及砂糖消費稅に就ては、政府は愼重調査の結果成案を得るに至りしを以て、茲に登錄稅法中改正法律案外二件の法律案を提出して諸君の協贊を求むる次第なり。是等租稅の改正に當りては我國現下の財政狀態に照し、其の認容し得べき範圍內に於て國民負擔の均衡を圖ると共に、成るべく社會政策的の效果を擧げ、產業の發達に資し、且官民相互の手數を省略し、稅務行政實行上の便宜を圖ることに努めたり。其結果平年度に於て、登錄稅の改正に因り二百二十三萬三千圓、印紙稅の改正に因り百四十七萬千圓、砂糖消費稅の改正に因り四百十三萬八千圓、合計七百八十四萬二千圓の減稅となるの計算なり。尤も砂糖に就ては關稅增徵の爲め二百四十八萬三千圓の增收となり、差引百六十五萬五千圓の減稅となるを以て、結局第二次稅制整理及砂糖關稅の改正に因り、平年度に於て五百三十五萬八千圓の減收となる見込なり。

先づ登錄稅に就て述ぶれば、現行登錄稅法は明治二十九年の立法に係り、明治三十二年根本的に改正せられ、其の後日露戰爭の當時非常特別稅の增徵を受けしが、爾來今日に來る迄全般的に改正を行ひしことなく、從て時勢の變遷に依り課稅の權衡を失するものを生じ、相當改正を加ふるの必要あるを認めたり。今回改正の主要なる點を擧ぐれば、第一、不動產及船舶に對する稅率は大體過重なりと認めらるるを以て、其の所有權の移轉、質權、抵當權の取得等の各場合に於て相當稅率を輕減し、第二、法人の合併は我國現下の經濟狀態に於ては之を奬勵すべきものと認め、之に對する稅率を相當輕減することとせり。第三、不動產信託に就ては、現行法は信託の當初に際し高率なる稅率を以て課稅するが爲め、充分に之を利用するを得ざる虞あるを以て、今回の改正に當りては信託の內容に依りて其の稅率を區分し、能ふ限り信託の發達を阻害せざらんことを期したり。第四、社會政策的竝に公共的施設遂行の場合に於て登錄稅を課せざるを相當と認めたるもの、卽ち自作農の創設維持事業に關する場合、農業倉庫建設の場合、小住宅建設の場合、部落有財產を其の市町村に移す場合、數箇町村に亙る入會權を消滅せしむる場合、學校經營を目的とする法人の不動產取得の場合等には、各〻法令の定むる所に依り登錄稅を免除することとしたり。第五、土地臺帳の登錄稅は稅額僅少なるのみならず、官民共に相當手數を要するを以て、之を廢止するを適當と認めて之を實行したり。第六、以上述べたる改正に依る歲入の減少の一部を補塡し、且負擔の均衡を圖らんが爲に、商業登記其の他に就き稅率の引上を行ふこととせり。卽ち合名會社、合資會社の設立、資本增加に就ては之を株式會社と同樣の稅率に改正することとし、社債の登記に就ては償還期限の長短に依つて稅率を區別して、負擔の均衡を得しむることとし、商業登記其の他一部の定額稅に就ては相當稅率の引上を行ふこととしたり。是等の定額稅は何れも其の稅率實施以來十數年以上の歲月を經過し、時勢の變遷と共に相當之を引上ぐるも不可なしと認めしを以てなり。

次に印紙稅に就きては從來屢〻改正せられ、大正十二年に於ても二三重要なる改正を加へられしも、今回調査研究の結果は更に印紙稅を根本的に改正するの必要を認めたり。第一、現行の印紙稅法は比例稅と定額稅とを併用するの制度なるが、比例稅は實際に於て官民共に手數を要するのみならず、不知不識の間に脫稅を誘致するの虞多く、却て負擔の公平を得難きを以て之を改めしては、適當なる稅率に依り階級定額稅を課することとしたり。第二、賣買仕切書、物品又は有價

證券の賣買に關する證書及送狀に就きては、是等の證書が商人間に於て頻繁に作成せらるるのみならず、證書自體に依て果して財產權の創設・移轉・變更又は消滅を證明するものなりや否やを判定すること困難にして、印紙稅の課否に關し官民間の紛爭を絕たざる實況なるが故に、是等の證書に對しては一切之を免稅することとし、將來此の點に關する官民間の紛爭を一掃せんことを期したり。第三、零細なる資金に關し、又は社會政策上課稅せざるを適當なりと認めらるる貯金通帳・賃札勤務通帳等に對しては、之を免稅することとしたり。第四、以上述べたる改正に伴ふ歲入減少の一部を補塡せんが爲に、通帳・判取帳に對し其の稅率を引上ぐることとせり。蓋し是等の帳簿は多數の取引事實を記載するものにして、相當擔稅能力ありと認め其の稅率を引上げしものなり。

次に砂糖消費稅に就て述ぶれば、現行の稅率は明治四十三年の改正に係るものなるが、其の後時勢の變遷と糖業の發達とに伴ひ之が改正の要あるを認め、今回關稅の改正と相俟ちて之が改正を立案せるものにして、之が立案に當りては、政府は能ふ限り國民の負擔を輕減すると共に產業上の支障を除き、我國糖業の發達に資せんことを期したり。云ふ迄もなく砂糖は世界的商品にして、消費稅の改正は關稅の改正と相俟つを要するものなるが、關稅の改正に就ては後に之を說明することとし、玆には砂糖消費稅に關する改正に就き大體の主旨を說明すべし。第一、現在砂糖は色相に依り之を六種に分ちて課稅せるも、第一種糖は主として庶民階級の需要品なるを以て、社會政策上の見地よりして之に對し相當の減稅をなすこととしたり。第一種糖の內樽入黑糖は其の大部分が沖繩縣及大島に於て生產せらるるものなるを以て、旁同地方の經濟上にも相當好影響あることと信ず。第二、現行法に依る第二種糖第三種糖は之を併せて同一種別と爲し、現行第二種の稅率を適用することとし、現行第四種糖に對しては稅率を輕減することとせり。現行稅率制定當時に於ては糖業の技術未だ進歩せず、自然に生產せらるる粗糖は主として第二種糖に屬せしものなるが、爾後糖業の發達に伴ひ自然に上種別の砂糖の生產せらるるに至りしに拘らず、稅法の改正之に伴はざるが爲に、故意に着色して第二種糖と爲し、以て輕率の課稅を受くるの弊を生じ、延いて產業上にも支障を來すに至れり。今回の改正に當りては是等產業上の支障弊害を除去矯正するに努むると同時に、我國砂糖生產の狀況竝に各種砂糖に對する稅率の按配等を考慮して、適當に稅率を定めたり。第三、現行法に依る第五種糖に對しては、一方關稅に於て幾分の增徵を行ふことと爲せしも、消費稅に於ては其の稅率を引下げ、成る可く國民の負擔を輕減せんことを期したり。而して現行第六種糖は氷砂糖・角砂糖等にして、稍奢侈的消費に屬するを以て、其の稅率は之を据置くこととせり。尙糖蜜及糖水に就ては砂糖の稅率改正に準じて稅率の改正を加へたり。』

衆議院に於ては以上の諸法律案を審議の末、登錄稅改正案中自作農の維持創設事業に關する場合の登錄稅免除の範圍に就て修正を加へし外は、總て原案の通り異議なく之を可決し、貴族院亦衆議院の議決通り全會一致を以て可決せしを以て、此等稅制整理に關する三法律案は裁可を經て左の如く公布せられ、何れも昭和二年四月一日より實施せられたり。

一、登錄稅法中改正法律　昭和二年三月二十九日　法律第六號
一、印紙稅法中改正法律　同　法律第七號

一、砂糖消費稅法中改正法律　昭和二年三月二十九日　法律第九號

斯くの如くにして年來の懸案に屬せし稅制整理の事業は、大正十五年に於ける第一次整理に引續き上述の第二次整理に依りて一應完了を告げ、國稅及地方稅の全般に亙る租稅體系は玆に其の確立を見るに至れり。

第八節　震災に因る租稅の特別處分

第一款　關東震災に因る特別處分

大正十二年九月一日突如として關東地方を襲ひし震災は、實に有史以來の大變災にして、我國政治經濟の中樞たる帝都を焦土と化せしのみならず、神奈川・千葉・埼玉・山梨・靜岡等の諸縣に亙りて、甚大なる損害を與へたり。然るに此の震災に因る被害者中には國稅納稅者多數存せしが、此等の被害者に對し通常の法規に依りて國稅の賦課徵收を爲すが如きは、到底事情の許さざるものあるのみならず當時金融全く梗塞し、人心の不安亦甚しかりしを以て、政府は租稅の賦課徵收に關しても、應急的救濟の方法を講ずるの必要を認め、玆に震災被害者に對して租稅の減免又は徵收猶豫を行ふことと爲し大正十二年九月十二日憲法第八條第一項に基き緊急勅令を發布したり。卽ち之に依れば震災被害者の納付すべき大正十二年分の第三種所得稅及營業稅に就ては、各納稅者の被害の狀況に應じて之を免除又は輕減すると同時に、震災地に於て大正十二年度に納付すべき地租・所得稅・營業稅・相續稅は被害の有無に拘らず之が徵收を猶豫するを得るものにして、租稅減免及徵收猶豫の條件・程度及手續等に關しては、別に命令の規定に讓ることとせり。而して本緊急勅令に於て減免及徵收猶豫の範圍を、右の如く數種の租稅に限定せしは、蓋し此等の租稅は其の稅額大なるのみならず、納稅者も亦多數に上れるが故に、納稅者の金融狀態に鑑み、且人心の安定を圖る上に於て、特別の措置を必要とせしと同時に、他方此等租稅の納期は何れも九月又は十一月に切迫し、右納期迄に到底被害調査を完了すること能はざりしに因るものにして、當時政府は以上の外に尙ほ課稅上特別の處置を必要とするものあるを認めしと雖も、此等に關しては後日法律案として帝國議會の協贊を經るを至當なりとして之を除外し、差當り緊急已むを得ざる事項のみを、本勅令に於て規定することと爲せしものなり。右勅令は同年十二月第四十七回帝國議會に於て其の承諾を得たり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第四百十號（大正十二年九月十二日）

第一條　政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大正十二年分ノ第三種所得稅及營業稅ニ付各納稅者ノ被害ノ狀況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第二條　政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　地租
二　所得稅
三　營業稅
四　相續稅

第三條　第一條ノ震災被害者及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の如く震災被害者に對する租稅の減免猶豫に關する緊急勅令は、減免及猶豫の條件・程度及手續等其の施行上の要件は、總べて之を命令の規定に讓れるを以て、同年九月三十日に至り、勅令第四百三十三號を以て、右緊急勅令の施行に關する規定を公布したり。今其の要領を說明すれば左の如し。

（一）　所得稅の減免

租稅の減免は納稅者の住居所の如何を問はず、苟も今次の震災に依り損害を受けたる者に對しては、一樣に其の恩典を及ぼすものにして、其の中第三種所得稅の減免に就ては(イ)自己の住宅又は家財の過半を失ひしものに對しては、其の者の所得年額一萬圓以下の場合には其の所得稅の全部を免除し、所得一萬圓以上の場合に在りては、其の總所得額の中一萬圓は全部免稅とし、其の次の一萬圓は八割の免稅と爲す如く、各階級に應じて相當の減稅を爲し、又住宅家財の過半を滅失せざる者に對しても、其の所得の多寡及損害の程度に從つて、五割乃至一割の減稅を爲すこととし(ロ)所得の基因たる財產が滅失又は毀損したるが爲め損害を受けたる場合、例へば貸家所得者が其の貸家を失ひ、營業者が其の製造場又は商品を燒失したる場合は、其の損害金額を見積り所得金額より控除するものとし(ハ)以上の諸規定の適用を受くる被害者にして、震災の影響により營業不能となり又は職業を失ひ、九月以降其の收入の途杜絕せる者に對しては、九月乃至十二月迄四箇月間の收入減少見積額、卽ち所得年額の三分の一を所得金額中より控除することとせり。以上の如く燒失商品の價格を控除し、又は九月以降の收入減少額を控除することは、所得稅法上當然の取扱なりと雖も、所得の基因たる固定財產の損害金額を全部控除し、或は所得に關係なき住宅家財の損害に就き多額の斟酌を爲すことは、通常の所得稅算定の方法に對する空前の例外にして、畢竟之に依り納稅者の苦痛を緩和し、災害地の復舊を速かならしめんとするの趣旨に出づるものなり。

（二）　營業稅の減免

營業稅に就ては(イ)營業用建物・機械・器具等の固定資本の大部分を失ひ、又は商品原料品の大部分を失ひし者に對しては、十一月に納期開始すべき第二期分の租稅を全部免除することとし(ロ)震災被害者の營業利益計算に方りては、震災に因り減失又は毀損したる自己所有の家屋・船舶・機械・器具等の損害見積額を經費と見做し、其の結果利益皆無となれる場合は大正十二年分の全部を免除し、其の利益減少せる場合は之に應じて減稅することと爲したり。右の如く營業利益が皆無となり又は減少したる場合に、營業稅を減免することは、營業稅法の規定に基くものなるも、其の營業利益を計算するに方りて、通常の場合には控除すべからざる建物・機械・器具等の損害見積額を控除することは、今回特に設けられたる例外にて、之れ亦所得稅と同樣未曾有の震災に對應する特別の恩典なりとす。

（三）　徵收猶豫

徵收猶豫は一定の地域を限り、其の地域內の納稅者の總べてに對し之を行ふものにして、右地域に就ては被害の狀況・金融の關係其の他國稅徵收事務を取扱ふ市町村事務の現況等を調査の上、東京府の大部、神奈川縣の全部、埼玉・千葉・山梨・靜岡諸縣の一部を指定したり。而して徵收猶豫の方法及期限は、各地方の被害の狀況及減免稅の關係等に依り、之を一樣に決定することを得ざるを以て、差當り右地域內に於ける納稅者の納付すべき地租・第一種所得稅・第三種所得稅・營業稅・相續稅に就ては、總べて

之を十月三十一日迄猶豫することと爲し、右猶豫期間の經過後に至り、被害の全然なき者又は比較的輕微なる地方に於ては、適當なる時期より徵收を開始し、被害重くして減免稅を受くべきものに就ては、其の減免稅の決定を了する迄徵收せざることとしたり。而して徵收猶豫に關する細目は、追て大藏省令等を以て之を規定することとせり。

右勅令の全文を掲ぐれば左の如し。

勅令第四百三十三號（大正十二年九月三十日）

第一條　大正十二年勅令第四百十號第三條ノ規定ニ依リ震災地及震災被害者ヲ左ノ如ク定ム

一　震災地

東京府（西多摩郡小笠原島ヲ除ク）

神奈川縣

埼玉縣（秩父郡、兒玉郡及大里郡ヲ除ク）

千葉縣　千葉市　千葉郡　東葛飾郡　君津郡　安房郡

山梨縣　中巨摩郡花輪村　東八代郡富士見村　南巨摩郡鰍澤町　南都留郡明見村、中野村、忍野村

靜岡縣　沼津市　田方郡　駿東郡　賀茂郡

二　震災被害者

大正十二年九月一日ノ震災（之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ）ニ因リ損害ヲ受ケタル者

第二條　震災被害者中政府ノ決定シタル所得金額一萬圓以下（同居ノ戶主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル）ノ者ニシテ自己（同居ノ戶主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ付テハ大正十二年分第三種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ免除ス

第三條　震災被害者ニシテ前條ニ該當セサルモノノ大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其殘所得金額ニ付所得稅法第二十三條ノ規定ヲ適用ス

一　所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具、商品、原料品等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額

二　自己（同居ノ戶主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ金額

甲　住宅又ハ家財ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戶主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ全部　同

一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割　同

二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割　同

五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割　同

十萬圓ヲ超ユル金額ノ二割

乙　住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セサルモ其ノ損害著シキトキ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戶主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ五割

同　一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割

同　二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割

同　五萬圓ヲ超ユル金額ノ一割

丙　住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戶主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ二割

同　一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割

三　第一號又ハ前號ノ規定ノ適用ヲ受クル者所得稅法第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一ニ相當スル金額

前項第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス」

震災被害者カ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第四條　所得稅法第六十四條第一項ノ請求ヲ爲ス者ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

第五條　第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シ殘所得金額八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ免除ス」

所得稅法第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　震災ニ因リ所得稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分第三種ノ所得金額ノ不明トナリタルモノニ付テハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問シテ其ノ所得金額ヲ確定スヘシ

第七條　震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ大正十二年分營業稅第二期分ハ之ヲ免除ス

一　營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二　商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條　前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業稅法第二十九條ノ其ノ年分營業稅額ト看做ス

第九條　震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業稅法第二十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失

又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ヲ營業稅法施行規則第五十五條ノ經費ト看做ス

第十條　震災ニ因リ營業稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ政府ハ營業稅調査委員ニ諮問シテ其ノ課稅標準ヲ確定スヘシ

第十一條　第二條、第三條又ハ第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ受ケムトスル者ハ被害ノ狀況及損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ大正十三年一月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

震災當時ニ於テ納稅地カ震災地ニ在リタル納稅者ニシテ被害ノ事實顯著ナルモノニ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖政府ノ認ムル所ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲スコトヲ得

第十二條　政府ハ第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタルトキハ其ノ殘所得金額ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十三條　本令ニ依ル所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ニ關スル處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十四條　震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）、營業稅及相續稅ニシテ納付未濟ニ係ルモノ及大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十二年十一月一日以後ニ於テ大藏大臣其ノ納期限ヲ定ム

震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）、營業稅及相續稅ニシテ大正十二年十一月一日以後ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令の公布に伴ひ同年十月十六日大藏省主稅局は、各稅務監督局に對し本勅令の運用方に關する左記の如き通牒を發し、以て之が施行の圓滿を期したり。

震災被害者の租稅減免等に關する本年勅令第四百三十三號の運用方に付ては、左記各項心得の上施行の圓滿を期せられ候樣御留意相成度、右依命及內牒候也。

一　災害の調査及不明となりたる課稅標準等の調査は成るべく速に著手し、減免稅の申請期限前一應の調査を完了する樣努力し、課稅標準の不明となりたる爲調査委員會に諮問することを要するものの外は、本年度內に減免の處分を完了すること。

二　減免稅又は徵收猶豫は被害者に充分の同情を拂ひ、成るべく寬大の方針を採るべきものなりと雖、其の度を超えて放漫に流れ却て納稅者間の負擔の公平を失するが如き弊なき樣、深く注意すること。

三　損害の程度損害見積金額等の認定を愼重にし苟も濫に流るるが如きことなき樣注意すべきは勿論なりと雖第三條第一項第二號の甲、乙、丙等の分界に付ては大體左の標準に依り、其の分界不鮮明なるものに付ては成るべく寬大の取扱を爲すこと。

甲　住宅又は家財の五割以上の損害を受けたるもの

乙　同三割以上の損害を受けたるもの

丙　同三割未滿の損害を受けたるもの（但し其の損害を受けたる金額が丙を適用することに因り輕減せらるべき稅額に達せざるが如き輕微なるものは、之を勅令の所謂損害と認めざること）

四　所得稅法に依る減損更訂を爲す場合は震災に因る減免を爲さざるものなるを以て納稅者が減損更訂の申請を爲したる場合に於て震災に因る減免を利益なりと認むるときは注意を與へて申請を更正せしむるの方針を採ること。

五　勅令第三條第三項に因る納稅者の選擇したる一方が却て不利益なりと認むる場合に於ては注意を與へて其の利益なる方を選擇せしむること。

六　課稅標準の不明となりたるものに付ては間接の資料稅務署の達觀又は調査委員個人の意見等を參照するの外納稅者をして減免稅の申請と共に、當初の課稅標準の見込額をも申告せしめ、成るべく妥協的方法を採り、問題の紛糾を避くること。

七　不明となりたる課稅標準を確定する爲調査委員會に諮問したる場合に於て若し調査委員會の意見と稅務署の意見とが一致せざる場合は稅務署の認むる所に依り決定すべきものなりと雖前項の趣旨に依り成るべく執行の圓滿を期すること。

八　納稅者行衞不明の爲決定通知書送達不能のものは當分其の儘に据置き特別の整理簿を設けて整理し置くこと。

九　納稅地が震災地外に在る震災被害者にして納稅困難なりと認むるものに付ては國稅徵收法第七條に依り徵收を猶豫すること。

一〇　八月以前に徵收したる第二種所得稅及通行稅の拂込未濟に係るものは法令上其の拂込を猶豫することは能はずと雖被害の狀況に應じ適宜寬大の處置を採り本年度中に拂込を了せしむるの方針を採ること。

一一　滯納に係る各種の租稅にして納稅者の無資產となりたるものは缺損處分を爲すの外なかるべしと雖其の處置を取り急ぐの必要なきを以て調査監督を愼重にし不正又は不公平の取扱を戒むること。

一二　減免稅の處分に付ては各署の取扱を統一することに充分の注意を拂ひ隣接地に於ては關係各署の共同調査を爲す等適宜の方法に依り不權衡なきを期すること。

右の如く大正十二年勅令第四百三十三號に於ては、震災地に於て納付すべき地租、所得稅、營業稅、相續稅にして、大正十二年十月三十一日迄に納期の到來するものは、十一月一日以後に於て大藏大臣之が納期限を定むることとし、又十一月一日以後に納期の到來する分に就ては、其の猶豫方法を大藏大臣に一任したり。茲に於てか同年十月三十一日大藏省令第二十六號を公布して、此等十月末日迄に納期到來せる分の徵收期限を定むると同時に、十一月一日以後に納期到來すべき分の猶豫方法を定めたり。卽ち之に依れば、曩に勅令第四百三十三號の規定に依り一般的に徵收を猶豫せられたる租稅にして、震災被害者に非ざる者の納付するものの內、十月三十一日迄に納期到來せる分に就ては、全部其の納期を定めて、第三種所得稅第一期分（九月に納付すべき分）は大正十三年五月三十一日限、其の他の諸稅は大正十二年十二月二十日限と爲し、又十一月一日以降に納期到來すべき分に就ては、猶豫を爲さずして、夫々旣定の納期に於て徵收することとしたり。次に震災被害者の納付すべき租稅に就ては、其の十月三十一日迄に納期到來の分竝に十一月一日以降に納期到來の分とも、夫々被害の狀況に應じて更に猶豫することと爲し、各稅目毎に之が納期を定めしが、右猶豫したる租稅の納期に就ては、成る可く他の租稅の納期と重複せず、且つ市町村の財政狀況をも考慮して適當なる措置を取らしめんが爲め、本省令に於ては機械的に一定することを避けて、大體の基準のみを規定し、其の範圍內に於て稅務署長の裁量に一任することとしたり。而して省令に於て此等震災被害者に對し徵收を猶豫するに當つては、原則として納稅者の申請に依ることとしたり。蓋し震災に因る被害の有無に拘らず、震災地の納稅者に對し一般的に徵收を猶豫する場合に於ては、敢て納稅者の申請を必要とすることなしと雖も、猶豫を被害者に限らんとする場合に於ては、之が申請を俟つて行ふを當然となすの

みならず、徵收猶豫なるものは必ずしも納稅者の全部が之を希望するものとは限らず、或は猶豫の結果各種の租稅の納期が一時に輻輳し、却つて納稅上困難を感ずるが如き場合なきに非ざるを以てなり。但し燒失區域內に於ける被害者の如き、震災に因る被害の事實の極めて顯著なる場合に在りても、申請なければ猶豫せざるが如きは酷に失するが故に、斯の如き者に就ては例外的に、申請なきも猶豫を許すこととしたり。今省令の全文を揭ぐれば左の如し。

大藏省令第二十六號（大正十二年十月三十一日）

大正十二年勅令第四百三十三號第十四條ノ規定ニ依リ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ地租、所得稅、營業稅及相續稅ノ徵收猶豫方左ノ通リ定ム

第一條　大正十二年勅令第四百三十三號第十四條第一項ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶豫シタル租稅ノ納期限ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大正十二年分ノ第三種所得稅第一期分ニ在リテハ大正十三年五月三十一日限其ノ他ノ租稅ニ在リテハ大正十二年十二月二十日限トス

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ノ大正十二年分地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年六月一日ヨリ同年十二月十五日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ第三號ノ宅地ノ地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　震災ニ依リ自己ノ住宅ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタル者ノ所有スル土地

二　荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シク收穫ノ減損スルニ至リタル田畑

三　震災ニ因ル被害激甚ニシテ別ニ指定スル市區町村內ノ宅地

第三條　震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル市區町村ノ大正十二年分地租ニ付テハ地租名寄帳改調後一年以內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第四條　大正十二年分第三種ノ所得ニ對スル所得稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　震災被害者ノ所得稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ猶豫スルコトヲ得

二　震災ニ因リ所得金額ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三年十月一日ヨリ大正十四年七月三十一日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第五條　大正十二年分營業稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　震災被害者ノ營業稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十一日限之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ營業稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得

二　震災ニ因リ課稅標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三年五月三十一日限之ヲ徵收ス

第六條　震災被害者ノ大正十二年度ニ於テ納付スヘキ左ノ租稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應シ五年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅
大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續稅（延納年賦金ノ大正十二年度分年割額ヲ含ム）相續ニ對スル相續稅

第七條　第二條、第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

一　畑租、雜地租、第三種所得稅及營業稅ニ付テハ大正十二年十一月二十日限
二　宅地租第一期分竝大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來シタル第一種所得稅及相續稅ニ付テハ大正十二年十一月三十日限
三　田租ニ付テハ大正十二年十二月十五日限
四　宅地租第二期分ニ付テハ大正十二年十二月二十八日限
五　其ノ他ノ諸稅ニ付テハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以內

市町村ニ於テ徵收スヘキ租稅ニ付テハ前項ノ申請書ハ納稅地ノ市區町村ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ

第八條　前條ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所又ハ居所、氏名、稅目、納期區分及左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　地租ニ在リテハ大字、字、地番、地目、段別、地價及被害狀況但シ第二條第一項第一號ノ場合ニ於テハ各大字地目每ノ筆數、段別及地價ノ合計ヲ記載スルヲ以テ足ル
二　其ノ他ノ租稅ニ在リテハ其ノ課稅標準額、稅額、被害狀況及震災當時ニ於ケル納稅地

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上述ぶるが如く政府は旣に大正十二年九月震災發生當時に於て、震災に因る租稅賦課の特別處分として、大正十二年分の第三種所得稅及營業稅の減免、竝に大正十二年度に納付すべき地租・所得稅・營業稅・相續稅の徵收猶豫を實行する所ありしが、當時政府は右以外の事項に就きても、尙課稅上の特例を設くるの必要あることを認めしと雖も、右は法律案として帝國議會の協贊を經るを相當として之を除外したり。爾來之が調査を遂げたる上、同年十二月召集の第四十八回帝國議會に法案を提出するの準備を進めしが、偶、同議會は翌十三年一月三十一日解散を命せられしを以て、豫定の計畫は之を實行すること能はざるに至れり。然れども其の中の二三の事項に就きては、臨時議會の開會を待つこと能はざるものありしを以て、政府は此等の事項に限り、緊急勅令を以て規定することと爲し、卽ち大正十三年二月二十三日憲法第八條第一項に基き、勅令第二十一號を公布したり。本勅令は(一)震災被害者の大正十三年營業稅課稅標準算定方法に關する特例(二)大正十三年度に納付すべき地租・第一種所得稅・相續稅の徵收猶豫の二事項を規定せるものにして、其の大要を說明すれば左の如し。

(一)　現行營業稅法に依れば當年の營業稅課稅標準は、前年の實蹟に依り算定するを原則とす。然るに大正十二年は震災の爲め九月以降の實蹟は不良となりしも、八月迄は異狀なかりしを以て、一年を通じての實蹟は相當の額に達すべしと雖も、震災の爲め打擊を受けたる營業者に在りては、大正十三年中に於ては、到底前年の實蹟だけの營業を爲す能はざるもの、極めて多數に上るべきを以て、斯の如き狀況に在る營業者に對し、通常の場合の法規を適用するは實情に適合せざるのみなら

す、此の營業者は其の納稅に非常の苦痛を感すべきは明かなり。而して現行法に依れば斯かる場合の救濟方法としては、本年を經過したる後課稅標準を更訂するの途ありと雖も、右は二分の一以上の減損の場合に限らるるのみならず、結局本年の實蹟に依り改算せらるべきこと明かなる多數の營業者に對し、一旦前年の實蹟に依り課稅し置くが如きは、其の手數の煩に堪へざるのみならず納稅者は一應高き課稅に依り稅金を納付し置くの必要あるを以て、將に復興の途上に在る營業者に對し過當の苦痛を與ふるの慮あり。仍て此際震災に因り課稅標準著しく減損すべしと認めらるる者に對しては、特に豫算を以て課稅標準を算定するの特例を設け、以て營業の實情に適應する課稅を爲し、納稅者の苦痛を緩和すると共に民心の安定を圖ることとせり。

（二）地租·所得稅·營業稅·相續稅に對しては、前年震災當時の緊急勅令により大正十二年度の徵收を猶豫せられしが、此等の稅目中には權衡上大正十三年度分に就ても之が徵收猶豫の必要を認むるものを存したり。卽ち地租に在りては大正十二年分田租の第三期分迄は、曩の緊急勅令に依り之が徵收を猶豫せらるるを以て、其の權衡上大正十三年五月の納期たる其の第四期分をも猶豫するの必要あり、又震災に因り家屋の滅失倒壞したる宅地の地租に就ては、其の情狀を酌み大正十三年分と雖も、尙其の第一期分は之を猶豫するの必要あり。更に又第一種所得稅にして、震災前に事業年度の終了したる分に就ては、曩の勅令に猶豫の規定あるも、其の規定は大正十二年度に決定する分のみに關するものなるを以て、均しく震災に因り損害を受けたるに拘らず、其の決定が僅に數日遲れて大正十三年度に係りしが爲に、右規定の適用を受けざるは甚だ不權衡なるが故に、此の分をも猶豫するの必要あり。相續稅も亦之と全く同樣、震災前に相續の開始したる分に就ては、十二年度決定の分と十三年度決定の分との權衡を保たしむるの必要あり。此等に關しては前年緊急勅令制定の際旣に其の必要を認められしものなるが、當時大正十三年度分に就ては之を法律案に讓るの趣旨を以て除外せしものなるを以て、玆に此等の租稅にして大正十三年八月三十一日迄に納期到來する分に限り、命令の定むる所に依り之が徵收を猶豫することと爲したり。而して其の猶豫を八月末日迄に納期到來する分に限りしは、其の調査及處分の進行上、臨時議會の協贊を待つことと能はざるものに限定するの趣旨に出でたるものにして、夫以後の分は之を法律案に讓らんとするものなり。

右緊急勅令は同年七月第四十九回帝國議會に於て其の承諾を得たり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第二十一號（大正十三年二月二十三日）

第一條　營業稅ノ課稅標準ヲ前年ノ實蹟ニ依リ計算スヘキ場合ニ於テ大正十二年九月一日ノ震災（之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム）ニ因リ營業ノ狀況激變シ課稅標準中著シク減損スヘシト認メラルルモノアルトキハ大正十三年分營業稅ニ限リ豫算ヲ以テ其ノ課稅標準ヲ算定スヘシ

前項ニ該當スル營業者ハ速ニ當該課稅標準ノ豫算ヲ政府ニ申告スヘシ

第二條　政府ハ大正十二年勅令第四百十號第二條ノ震災地ニ於テ大正十三年四月一日ヨリ同年八月三十一日迄ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　地租

二　第一種所得稅
三　相續稅
附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して右勅令の規定に基き、同年三月大藏省令を以て左の如く徴收猶豫に關する細目を規定したり。

大藏省令第五號（大正十三年三月十四日）

大正十三年勅令第二十一號第二條ノ規定ニ依リ震災地ニ於テ納付スヘキ地租、第一種所得稅及相續稅ノ徴收猶豫方左ノ通定ム

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徴收ヲ猶豫シ大正十三年十二月一日ヨリ同月十五日限之ヲ徴收ス但シ第二號ノ地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シク收穫ノ減損スルニ至リタル田ノ大正十二年分田租第四期

二　大正十二年大藏省令第二十六號第二條第三號ノ規定ニ依リ指定シタル市區町村內ノ宅地ノ大正十三年分宅地租第一期

第二條　震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル市區町村ノ大正十二年第四期分田租及大正十三年第一期分宅地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應シ五年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

一　大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅

二　大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅（延納年賦金ノ年割額ヲ含ム）

第三條　震災被害者ノ大正十三年四月一日ヨリ同年八月三十一日迄ニ納付スヘキ左ノ租稅（大正十二年勅令第四百十號第二條ノ規定ニ基キ徴收ヲ猶豫セラレタルモノヲ除ク）ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應シ五年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

一　大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅

二　大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅（延納年賦金ノ年割額ヲ含ム）

第四條　第一條及第三條ノ規定ニ依リ徴收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

一　田租ニ付テハ大正十三年四月十五日限

二　宅地租ニ付テハ大正十三年六月十五日限

三　第一種所得稅及相續稅ニ付テハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以內

第五條　前條ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所、氏名、稅目、被害狀況及左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　田租及宅地租ニ在リテハ大字、字、地番、地目、段別及地價

二　第一種所得稅ニ在リテハ當該事業年度ノ期間及稅額

三　相續稅ニ在リテハ相續開始ノ日、被相續人ノ氏名及稅額

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如くにして震災被害者に對する所得稅及營業稅に就ては、既に大正十二年勅令第四百十號及同十三年勅令第二十一號の緊急勅令に依り、之が減免又は徵收猶豫の方法を設けられしが、地租に就ては單に徵收猶豫のみに止まり、之が減免に關しては何等の規定をも設くることなかりき。蓋し今次の震災に因り荒地又は收穫皆無地となりたる土地に就ては、現行地租條例又は災害地地租免除法の適用に依り、夫々救濟せらるべきを以て、特に此等緊急勅令中に減免の規定を設くるの必要なく又震災の影響に依り土地の用途を變更し、又は土地に變動を生じて收益の減損著しき土地、若くは被害激甚地の宅地に就ては、之が救濟方法を講ずるの必要ありとするも、右は他稅目の如く緊急の措置を要せず、之を帝國議會に提出して其の協贊を求むるも、敢て機宜を失するの虞なかりしを以てなり。爾後政府に於て調査の結果、震災の爲め著しく利用を妨げられたる此等の土地に就ても、特別の救濟を行ふの必要を認め、其の實況に應じて一定年間地租を免除することと爲し、大正十三年六月召集せられたる第四十九回帝國議會に於て、之に關する法律案を提出したり。而して之と同時に前記緊急勅令第二十一號に依り、大正十三年八月三十一日迄に納付すべき分に限り、其の徵收を猶豫せられたる租稅に就きては、權衡上九月一日以後に納付すべき分に就きても、尙之が徵收を猶豫することと爲し、之に關する規定を右地租免除に關する法律案中に設けたり。右法律案は異議なく議會を通過せしを以て、裁可を經て同年七月十八日法律第四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四號（大正十三年七月十八日）

第一條　大正十二年九月一日ノ震災（之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム）ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地ニシテ地租條例第二十條ノ規定ノ適用ナキモノニ付テハ其ノ實況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ大正十二年ヨリ五年以內其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得但シ大正十二年宅地租第一期分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　政府ハ大正十二年勅令第四百十號第二條ノ震災地ニ於テ大正十三年九月一日以後ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一　地租
二　第一種所得稅
三　相續稅

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の公布に伴ひ同年八月大藏省令を以て左の如く、其の施行に關する詳細の規定を設けたり。

大藏省令第二十號（大正十三年八月二日）

大正十三年法律第四號震災被害地ノ地租免除等ニ關スル件施行方左ノ通定ム

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ實況ニ應シ宅地ニ在リテハ大正十二年ヨリ三年以內、其ノ他ノ土地ニ在リテハ大正十二年ヨリ五年以內地租ヲ免除ス但シ大正十二年宅地租第一期分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　水路若ハ溜池ノ破壞又ハ井戶ノ湧水涸渴等ニ因リ灌漑又ハ排水ノ便ヲ失シ收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

二　地下ノ變動等ニ因リ水持ヲ害シ又ハ濕地ト爲リ收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

三　建物ノ過半ヵ滅失又ハ倒壞シタル宅地

四　地盤ノ變動又ハ交通ノ障碍等ニ因リ營業ノ狀況容易ニ囘復シ難キ地方ノ宅地

五　其ノ他震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地

第二條　前條ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ大正十三年九月十五日迄ニ納稅義務者ノ住所、氏名、被害地ノ大字、字、地番、地目、段別、地價及被害ノ狀況ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ

第三條　左ノ市町村內ノ宅地ニシテ震災ニ因リ建物ノ過半ヵ燒失シタルモノニ付テハ前條ノ申請ナキ場合ニ於テモ其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得

東京府　東京市
　北豐島郡　南千住町　日暮里町　三河島町
神奈川縣　橫濱市
　橫須賀市
　鎌倉郡　腰越津村　鎌倉町
　中　郡　秦野町
　足柄下郡　小田原町　眞鶴村
　愛甲郡　厚木町
千葉縣　安房郡　船形町

第四條　第二條ノ申請アリタル土地ニ付テハ被害調査中地租ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條　震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル市區町村內ノ地租ニシテ地租名寄帳改調迄ニ納期ノ到來スルモノニ付テハ其ノ改調後一年以內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第六條　震災被害者ノ納付スヘキ左ノ租稅（大正十二年勅令第四百十號第二條又ハ大正十三年勅令第二十一號第二條ノ規定ニ基キ徵收ヲ猶豫セラレタルモノヲ除ク）ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ實況ニ應シ五年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ大正十八年八月三十一日ヲ過クルコトヲ得ス

一　大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅

二　大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅（延納年賦金ノ年割額ヲ含ム）

第七條　前條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ納稅義務者ノ住所、氏名、稅目、被害ノ狀況及左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ

一　第一種所得稅ニ在リテハ當該事業年度ノ期間及稅額

二　相續稅ニ在リテハ相續開始ノ日、被相續人ノ氏名及稅額

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今以上の諸法令に依り、關東震災の被害者に對して行はれたる、租稅の減免・猶豫等の處分の概要を左に表示して、一覽に便すべし。

（一）免除又は輕減

一、第三種所得稅（大正十二年分）

（イ）家屋全燒倒壞等被害著しきものにして所得金額一萬圓以下のものは免除

（ロ）其の他は損害見積金額及被害程度に應じ所得金額の一割乃至八割を控除

二、地租

（イ）田畑租　荒地は地租條例に依り免租年期を附與し、其の他は被害の實況に應じ大正十二年度分より五年以內免除

（ロ）宅地租　建物燒失等のものは大正十二年分より三年以內免除（十二年第一期分を除く）

三、營業稅

（イ）家屋及商品等の滅失等被害著しきものは、大正十二年第二期分免除

（ロ）右の結果利益なかりしものは同年分免除

（二）徵收猶豫

稅目	年度	區分	納期限	猶豫期限	摘要
宅地租	十二年分	第二期分	年月日 一三、一、三一	年月日 自一三、六、一 至一三、一二、一五	猶豫期限中稅務署長の適當と認むるときに徵收す
	十三年分	第一期分	一三、七、三一	自一三、一二、一 至一三、一二、一五	
田租	十二年分	第一期分	一三、一、一五	自一三、六、一 至一三、一二、一五	猶豫期限中稅務署長の適當と認むるときに徵收す
	同	第二期分	一三、二、二八	同上	同上
	同	第三期分	一三、三、三一	同上	同上
	同	第四期分	一三、五、三一	自一三、一二、一 至一三、一二、一五	
畑、雜地租	同	第一期分	一二、九、三〇	自一三、六、一 至一三、一二、一五	猶豫期限中稅務署長の適當と認むるときに徵收す
	同	第二期分	一二、一一、三〇	同上	同上
第三種所得稅	同	第一期分	一二、九、三〇	一三、五、三一	猶豫期限中稅務署長の適當と認むるときに徵收す
	同	第二期分	一二、一一、三〇	自一三、五、一 至一四、二、二八	
	同	第三期分	一三、一、三一	同上	同上
	同	第四期分	一三、三、三一	同上	同上
營業稅	同	第二期分	一二、一一、三〇	一三、三、三一	
第一種所得稅	十二年八月三十一日迄に事業年度終了のもの		隨時	五年以內延納	十八年八月三十一日を過ぐることを得ず
相續稅	十二年八月三十一日迄に相續開始のもの		隨時	同上	同上
地租名寄帳燒失又は所得・營業課稅標準不明となりたるもの					
地租	十二年分及十三年分の一部			名寄帳改調後一年以內	猶豫期間中稅務署長の適當と認むるときに徵收す
第三種所得稅	十二年分	全年分		自一三、一〇、一 至一四、七、三一	同上
營業稅	同	第二期分		一三、五、三一	

今以上關東震災に關する特別法規に依る處分の實蹟を見るに、其の免稅額は地租三百六十三萬九

千八百六十七圓、所得稅千六百十三萬五千九百四十六圓、營業稅四百十七萬三千六百六十圓、合計二千三百九十四萬九千四百七十三圓にして、之に所得稅の輕減額千二百二十四萬二千八十七圓を加ふるときは、震災特別處分に依る國庫減收額は合計三千六百十九萬千五百六十圓に達し、更に其の徵收猶豫額は各種稅目を合して大正十二年度に於て二千二百五十八萬三千八百八十六圓に達したり。

第二款　丹後震災に因る特別處分

昭和二年三月七日京都府下北丹後地方に激震あり、其の災害の程度は大正十二年關東地方の震災に亞ぎて激甚を極め、國稅納稅者にして甚大の損害を受けしもの亦多數に上りしが、此等の被害者に對しては到底通常の法規に依りて、租稅の賦課徵收を行ふを許さざるものありしを以て、政府は關東震災の場合の例に倣ひ、租稅の減免及徵收猶豫等に就て、特別の救濟方法を講ずることと爲し、之に關する法律案を當時會、開會中の第五十二回帝國議會に提出して其の協贊を得、裁可を經て左の通り之を公布したり。

法律第十七號（昭和二年三月三十日）

第一條　政府ハ震災（昭和二年三月七日ノ震災及之ニ伴フ火災ヲ含ム以下同シ）ニ因ル被害者ノ震災地ニ於テ納付スヘキ大正十五年（昭和元年）分第三種所得稅第四期分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除スルコトヲ得

第二條　政府ハ震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得

第三條　政府ハ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分ノ第三種所得稅、個人ノ營業收益稅及乙種資本利子稅ニ限リ課稅ニ關スル申告及申請竝課稅標準ノ決定ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第四條　政府ハ震災地ニ於テ昭和二年三月七日以後ニ納付スヘキ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條　第一條、第三條及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ免除セラルル租稅ハ法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ免除セラレサルモノト看做ス

前項ノ規定ハ前項ノ國稅ノ附加稅タル市町村稅、震災ニ因リ免除セラルル直接府縣稅ノ附加稅タル市町村稅及其ノ他ノ直接市町村稅ニシテ震災ニ因リ免除セラルルモノニ付之ヲ準用ス

第七條　土地賃貸價格調査委員會法第二十二條ノ期限ハ峰山稅務署所轄內ニ限リ之ヲ昭和二年十二月二十日トス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の公布に伴ひ三月三十一日大藏省令を以て、之が施行に關する詳細の規定を設けしが、其の內容は關東震災の場合と殆ど異る所なきものとす。今其の全文を示せば左の如し。

大藏省令第六號（昭和二年三月三十一日）

昭和二年法律第十七號（震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル件）施行方左ノ通定ム

第一條　昭和二年法律第十七號第五條ノ規定ニ依リ震災地ヲ左ノ如ク定ム

京都府　與謝郡　中郡　竹野郡　熊野郡

第二條　震災（昭和二年三月七日ノ震災及之ニ伴フ火災ヲ含ム以下同シ）ニ因リ自己（同居ノ戶主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ニ付著シキ損害ヲ受ケタル者ノ震災地ニ於テ納付スヘキ大正十五年（昭和元年）分第三種所得稅第四期分ハ之ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依ル免除ヲ受ケムトスル者ハ被害ノ狀況ヲ記載シ昭和二年五月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

被害ノ事實顯著ナル者ニ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖稅務署長ハ其ノ認ムル所ニ依リ第一項ノ規定ニ依ル免除ヲ爲スコトヲ得

第三條　震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地（地租條例第二十條ノ規定ニ該當スルモノヲ除ク）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルモノニ付テハ被害ノ實況ニ應シ宅地ニ在リテハ昭和二年ヨリ五年以內其ノ地租ヲ免除ス

一　水路若ハ溜池ノ破壞又ハ井戶ノ湧水涸渴等ニ因リ灌漑又ハ排水ノ便ヲ失シ收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

二　地下ノ變動等ニ因リ水持ヲ害シ又ハ濕地ト爲リ收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

三　建物ノ過半ヲ滅失又ハ倒壞シタル宅地

四　地盤ノ變動又ハ交通ノ障碍等ニ因リ營業ノ狀況容易ニ回復シ難キ地方ノ宅地

五　其ノ他震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地

前項ノ規定ニ依ル免除ヲ受ケムトスル者ハ土地ノ番號、地目、段別、地價及被害ノ狀況ヲ記載シタル申請書ヲ昭和二年六月三十日迄ニ納稅地ノ町村ヲ經由シテ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第四條　震災ニ因リ地租條例第二十條又ハ前條ノ規定ノ適用ヲ受クル田ニ付テハ大正十五年（昭和元年）分地租第三期分ヨリ其ノ地租ヲ徵收セス

第五條　震災ニ因リ所得額著シク減損スヘシト認メラルル者ノ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分第三種所得稅ニ付テハ所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ハ豫算ヲ以テ之ヲ算定ス

第六條　自己（同居ノ戶主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅、家財又ハ所得ノ基因タル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分第三種所得稅ノ所得金額（同居ノ戶主又ハ家族ノ分トノ合算額）ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ同居者一人每ノ控除額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第七條　震災ニ因リ營業ノ純益著シク減損スヘシト認メラルル者ノ震災地ニ於テ納付スヘキ昭和二年分個人ノ營業收益稅ノ純益金額ハ豫算ヲ以テ之ヲ算定ス